

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

報 告 書

平成 15 年 3 月

総 務 省 消 防 庁

はじめに

大規模な災害に対する防災対策の充実を図るためには、防災活動の拠点となるスペースの確保が必要であるが、これらを、想定される活動内容に応じて機能を複合的に有するスペースとして整備していくことが大切である。

国においては、かつて東京圏における広域的な防災活動展開のための空間の整備とそのネットワーク化のあり方について研究が行われてはいたが、その後、政府の都市再生本部が、都市再生基本方針の一つに『災害に強い都市構造の形成』を掲げ、その施策として密集市街地の整備、震災対策、都市型水害対策を挙げており、これに対応したハード的な災害対策として、現在、『防災拠点ネットワークの整備』、『被災時に避難等に活用可能な公園や広場等緑あふれるオープンスペースの適切な確保』、『被災時の緊急輸送等に活用可能な骨格的な都市基盤の整備』などが進められている。

また、都市再生プロジェクトにおける首都圏広域防災拠点整備協議会及び京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会においては、広域防災拠点ネットワークに関する検討が進められており、名古屋圏に関しても同様な検討調査が開始された。

都道府県等においては、これまでもそれぞれの地域における災害に備えて、広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用する広域防災拠点が整備されてきている。これらは、複数都道府県が同時に被災するような広域的な大規模災害を想定し、その被害軽減に向けての適切な配備、広域防災拠点間での相互連携・機能補完による圏域全体の防災性向上という視点で設けられたものではなかった。また、こういった観点にたった広域防災拠点のあり方等についての検討もかつてなされてこなかったと思われる。

総務省消防庁では、火山災害や東海地震を想定した都道府県相互間地域防災計画について研究を行っているところであるが、その中での大きな課題の一つである広域防災拠点のあり方については、別に本『広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会』を設置し、学識者、地方公共団体の消防・防災部局、電力、ガス等の公益企業体、日本赤十字社、社会福祉協議会、さらには経済関係団体のメンバーにより検討を行うこととした。一方、内閣府（防災担当）が大都市圏において、国の現地対策本部を設置する基幹的広域防災拠点の整備及びこれと広域防災拠点とのネットワーク等について検討を進めている。そこで、本検討会ではこれと並行して、首都圏、中部圏及び近畿圏において、行政区域を越える大規模災害時の広域防災活動実現に向け、広域防災拠点の消防防災分野における活用方策を考えることとした。

たとえば、内陸活断層による直下型地震においては、その規模によっては被害がひとつの都道府県にとどまるものではないが、とりわけ南海地震、東南海地震、東海地震、南関東地震等といった海溝型巨大地震を考えた場合、その被害は、直接の被害だけでも複数の都道府県に及ぶものであり、経済活動への影響など間接的な被害も含めれば、その範囲は更に広大なものになると予測されている。

そのため、国による広域的な災害対応の充実はもとより、都道府県や市町村は、自らの管轄地域の被害軽減に向けた対策に努めるとともに、改めて広域的な視点にたった相互の連携による災害対応の取り組みが求められている。

本報告書は、首都圏、中部圏及び近畿圏のそれぞれの圏域ごとに設けた検討会での議論、意見を踏まえ、その中間的な論点を取りまとめたものである。実際には、具体的な広域防災拠点を念頭において議論を行わなければ、真に具体的な検討が困難であることから、このような機能面での議論はどうしても抽象的になりがちで隔靴搔痒の感の議論の面があったとも言える。しかしながら今後、わが国の広域防災活動のための密な議論が行われていくにあたっての一つの参考になるものと期待している。

最後に、短期間で限られた時間であったにもかかわらず、本調査検討会に熱心に参画くださった委員各位に厚くお礼を申し上げる。

平成 15 年 3 月

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

委員長（首都圏） 澤 井 安 勇

委員長（中部圏） 安 藤 雅 孝

委員長（近畿圏） 室 崎 益 輝

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会委員名簿

1 首都圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

委員長	澤 井 安 勇	総合研究開発機構理事
委 員	青 山 繁 晴	独立総合研究所代表取締役
委 員	浦 野 正 樹	早稲田大学文学部教授
委 員	加 藤 孝 明	東京大学大学院工学系研究科助手
委 員	鈴 木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
委 員	柴 崎 猛 夫	埼玉県環境防災部防災安全局長
委 員	須 藤 敏 行	千葉県防災対策監
委 員	徳 毛 宰	東京都総務局災害対策部長
委 員	尾 崎 研 哉	東京消防庁警防部長
委 員	友 井 国 勝	神奈川県防災局長
委 員	加 藤 元 則	千葉市市民局長
委 員	今 田 忠 彦	横浜市総務局長
委 員	鳥 海 勝 男	川崎市建設局長
委 員	務 台 俊 介	消防庁防災課長
委 員	坂 口 央 一	東京ガス株式会社防災・供給センター防災・供給グループマネージャー
委 員	花 村 信	東京電力株式会社総務部防災グループマネージャー
委 員	杉 浦 信 剛	埼玉県社会福祉協議会理事兼事務局長
委 員	須 藤 尚 義	日本赤十字社東京都支部事務局長
委 員	中 村 典 夫	社団法人日本経済団体連合会社会本部長
オブザーバー	内閣府 防災担当	
	国土交通省 関東地方整備局	
	国土交通省 関東運輸局	

2 中部圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

委員長	安 藤 雅 孝	名古屋大学大学院理学研究科教授
委 員	小 出 治	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	重 川 希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授
委 員	萩 原 俊 彦	名古屋経済大学経営学部助教授
委 員	山 田 英 通	愛知県県民生活部防災局長
委 員	田 邊 義 博	静岡県防災局長
委 員	林 雅 幸	岐阜県地域県民部防災監
委 員	井ノ口 輔 胖	三重県地域振興部長
委 員	小 川 誠	名古屋市消防長
委 員	務 台 俊 介	消防庁防災課長
委 員	川 合 治	三重県社会福祉協議会常務理事
委 員	橋 本 元 成	日本赤十字社愛知県支部事務局長

委員 伊藤 徳也 中部電力株式会社総務部長
委員 尾針 幸夫 東邦ガス株式会社取締役供給管理部長
委員 石川 雄也 中部経済連合会開発部長
オブザーバー 内閣府 防災担当
国土交通省 中部地方整備局
国土交通省 中部運輸局

3 近畿圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

委員長 室崎 益輝 神戸大学都市安全研究センター教授
委員 立木 茂雄 同志社大学文学部社会学科教授
委員 宮野 道雄 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
委員 広部 正紘 福井県県民生活部長
委員 井ノ口 輔胖 三重県地域振興部長
委員 竹脇 義成 滋賀県企画県民部長
委員 栗田 誠一郎 京都府総務部防災監(消防防災課長事務取扱)
委員 相 征一 大阪府総務部防災室長
委員 青砥 謙一 兵庫県防災監
委員 関 博之 奈良県副知事(総務部長事務取扱)
委員 山中 稔員 和歌山県防災監
委員 佐川 誠治 徳島県県民環境部副理事(防災担当)
委員 奥山 脩二 京都市消防局理事
委員 本城 光一 大阪市消防局長
委員 内山 祐周 神戸市危機管理監
委員 務台 俊介 消防庁防災課長
委員 川田 明史 大阪ガス株式会社中央保安司令部防災チームリーダー
委員 中森 朝明 関西電力株式会社総務室長
委員 渡辺 二郎 京都府社会福祉協議会常務理事
委員 前田 明 日本赤十字社大阪府支部事業部長
委員 木村 伸一 社団法人関西経済連合会事業推進部部長
オブザーバー 内閣府 防災担当
国土交通省 近畿地方整備局
国土交通省 近畿運輸局

目 次

はじめに.....	i
広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会委員名簿.....	iii
第1章 広域防災拠点の機能と要件.....	1
1.1 広域防災拠点とは.....	1
1.2 広域防災拠点の果たすべき機能.....	1
1.2.1 災害時の機能.....	1
1.2.2 平常時の機能.....	2
1.3 広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件.....	3
第2章 各圏域の広域防災拠点の現状と課題.....	5
2.1 首都圏広域防災拠点の現状と課題.....	5
2.1.1 広域防災拠点整備の現状.....	5
2.1.2 広域防災拠点整備に関する課題.....	5
2.2 中部圏広域防災拠点の現状と課題.....	6
2.2.1 広域防災拠点整備の現状.....	6
2.2.2 広域防災拠点整備に関する課題.....	6
2.3 近畿圏広域防災拠点の現状と課題.....	7
2.3.1 広域防災拠点整備の現状.....	7
2.3.2 広域防災拠点整備に関する課題.....	8
第3章 マルチハザードを想定した広域防災拠点の機能検討の必要性.....	12
第4章 広域防災拠点に求められる消防防災機能と活用方策.....	13
4.1 災害時における緊急消防援助隊の活動拠点としての活用.....	13
4.1.1 緊急消防援助隊を含む広域支援部隊の応援体制.....	13
4.1.2 一時集結・ベースキャンプ機能の現状及び充実度.....	16
4.1.3 一時集結・ベースキャンプ拠点としての課題.....	16
4.2 平常時における緊急消防援助隊の訓練拠点としての活用.....	17
4.3 災害時における災害ボランティア、コーディネーターの活動拠点としての活用.....	19
4.3.1 災害時のボランティア、コーディネーター及びNPOの活動例.....	19
4.3.2 災害時のボランティア団体(NPO)の活用ニーズ.....	20
4.3.3 被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアに対する支援機能.....	22
4.4 平常時における災害ボランティア、コーディネーター育成拠点としての活用.....	24
4.4.1 都道府県のボランティアの訓練状況及び消防学校の市民教育訓練状況.....	24
4.4.2 平常時のボランティア団体(NPO)の活用ニーズ.....	28
4.4.3 防災に関する市民教育及びボランティアコーディネーター育成機能.....	34
4.4.4 防災に関する市民教育、ボランティア育成のための広域防災拠点の課題と育成カリキュラム例.....	34

4.5	企業防災活動等への支援機能	36
第5章	行政区域を越えた広域防災活動の実現への方策	37
5.1	広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通課題	37
5.2	広域防災活動支援のための各圏域の広域防災拠点の連携と課題	42
5.2.1	首都圏広域防災拠点の連携と課題	44
5.2.2	中部圏広域防災拠点の連携と課題	45
5.2.3	近畿圏広域防災拠点の連携と課題	47
第6章	ま と め	52
資料1	議事内容	53
資料2	中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割（平成12年12月14日）	54
資料3	首都圏広域防災拠点整備の現状	55
資料4	首都圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	57
資料5	中部圏広域防災拠点整備の現状	59
資料6	中部圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	61
資料7	近畿圏広域防災拠点整備の現状	63
資料8	近畿圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	67
資料9	緊急消防援助隊の主な活動実績	69
資料10	国内の災害におけるボランティアの主な活動実績	70
資料11	ニューヨーク同時多発テロにおけるボランティア活動	70
資料12	防災に関する研修体制	71
資料13	広域防災活動支援のための首都圏広域防災拠点の連携と課題	72
	圏域内での広域防災拠点にかかる課題	72
	広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	74
	施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性	75
資料14	広域防災活動支援のための中部圏広域防災拠点の連携と課題	76
	圏域内での広域防災拠点にかかる課題	76
	広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	78
	施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性	79
資料15	広域防災活動支援のための近畿圏広域防災拠点の連携と課題	81
	圏域内での広域防災拠点にかかる課題	81
	広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	84
	施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性	87

第1章 広域防災拠点の機能と要件

1.1 広域防災拠点とは

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

① コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

② 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

③ 広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

一方で、国の都市再生プロジェクトの一つとして内閣府を中心に基幹的広域防災拠点の整備検討がなされているが、これは、国の現地対策本部が置かれ、複数の被災都道府県や指定公共機関等の責任者が参集し、広域的オペレーションの中核となる大規模で機能の特に充実した広域防災拠点の一つと考えられる。

本調査検討では、広域防災拠点の設置主体に関わらず、その機能の面に着目し、都道府県域を越える広域の防災活動拠点として、広域防災拠点に求められる消防防災機能、その連携・補完等について検討するものである。その意味では上記の防災拠点の中では③のカテゴリーのものを想定する。

1.2 広域防災拠点の果たすべき機能

広域防災拠点の機能は、災害時の機能と平常時の機能に分けて考えられる。

また、広域防災拠点は、複数もしくは単一の機能を保有するとともに、災害時には必要に応じて、防災拠点相互の機能補完、機能分担が図られる場合もあり、平常時には消防学校等の他の教育訓練機関との連携が望まれる。

1.2.1 災害時の機能

広域防災拠点の災害時機能の例としては、以下に示すようなものがある。

① 災害対策本部またはその補完機能

被災地の情報収集・集約、被災地方公共団体・関係各機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮、災害現地ボランティアセンターの支援等を行うことができる本部機能

② 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能

全国から集結する広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）や救護班、国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能及び集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行うことができるベースキャンプ機能

③ 災害医療活動の支援機能

災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受け入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能

④ 備蓄物資の効果的供給機能

被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間、初動段階において迅速に合同現地対策本部や要員のベースキャンプ等が確保されるための、当該広域防災拠点を使用する活動要員用の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能（必要に応じて地域の被災者のための備蓄も行う）

⑤ 救援物資の中継・分配機能

被災地域への救援物資が直接運び込まれることによる混乱を避けるため、被災地域外から被災地域内への救援物資（水、食糧、医薬品、応急復旧資機材等）の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能

⑥ 海外からの救助活動要員の受け入れ機能

入国の手続き、情報の集約等の海外からの救援活動要員の受け入れを効率的に行うための機能

⑦ 海外からの救援物資の受け入れ機能

税関、検疫等の海外からの救援物資の効率的な受け入れ機能

なお、広域防災拠点は、その性格上、都道府県に1ないし数箇所の設置が考えられていることから、基本的には住民の避難地としての機能は本検討会では想定しないこととし、各避難地の統括・調整を行うものとして考えることとした。

1.2.2 平常時の機能

広域防災拠点の平常時機能の例としては、以下に示すようなものがある。

① 広域支援部隊等の研修・訓練機能

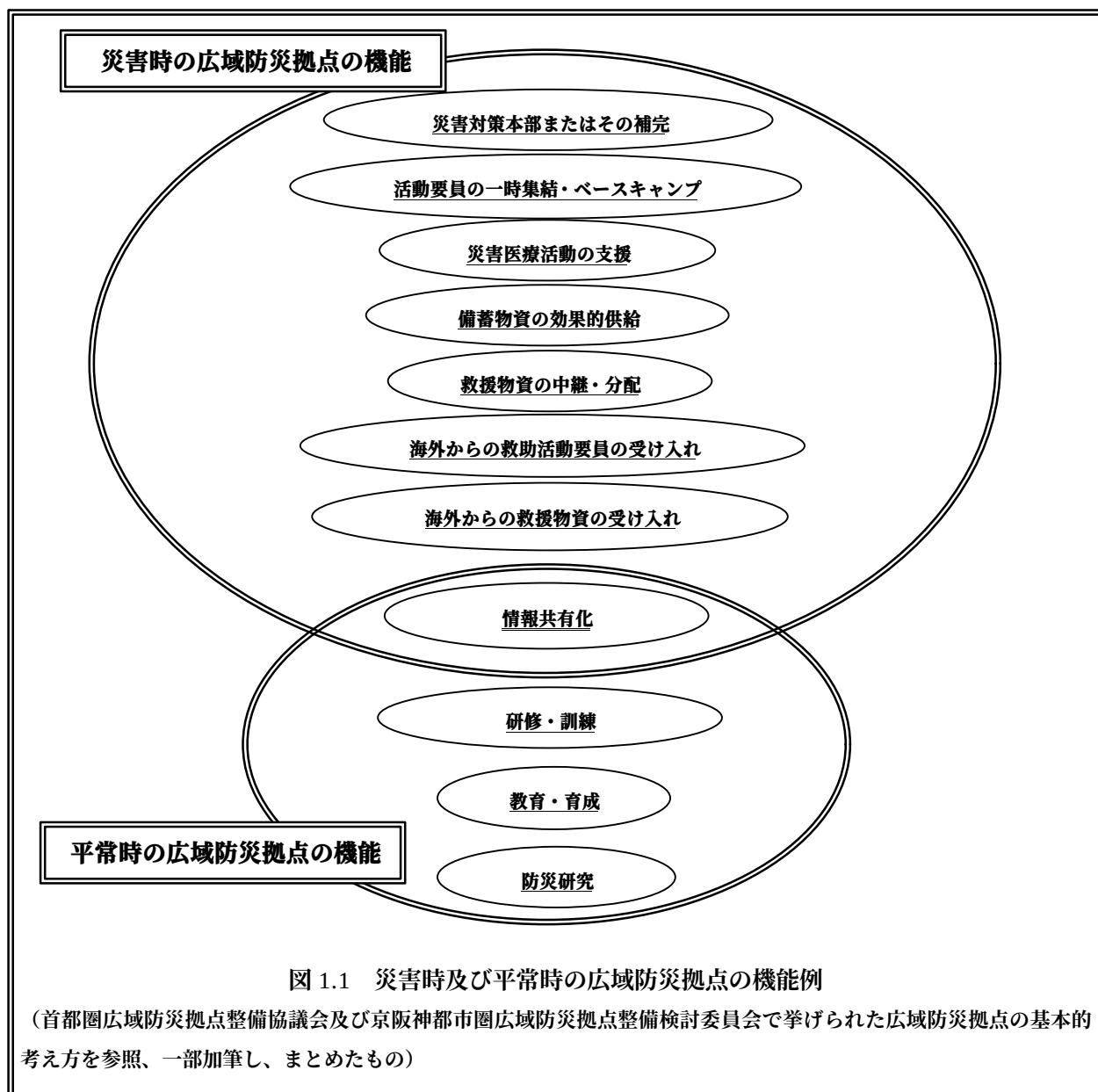
広域支援部隊の集結から活動までの総合的な集合訓練、災害図上訓練が実施可能な研修・訓練機能

② 防災に関する市民等への教育・育成機能

災害ボランティア、ボランティアコーディネーター及びNPO、地域住民（自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防隊、企業防災組織）に対する体験学習、活動のための知識習得のための座学、災害図上訓練を通じた教育・育成機能及びそのために施設（場所）を無償もしくは廉価で使用させること

③ 防災研究開発機能

以上のことを踏まえ、内閣府が実施している首都圏広域防災拠点整備協議会及び京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会で挙げられた広域防災拠点の基本的考え方を参考にして、広域防災拠点の機能をまとめると図 1.1 のようになる。



1.3 広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件

広域防災拠点に関しては、全国各地から集結する広域支援部隊等のためのスペースが確保でき、合同現地対策本部の設置（参考 2：中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割）が想定

される場合もあるため、災害対策活動に従事する多数の要員（国・県等の職員、事務局員、企業等の社員等）を収容できる施設であることが望ましい。

また、災害時には一般利用の制限を行うことができるようにしていくことも必要である。

さらに、広域防災拠点の立地・整備には、利便性、自立性、代替性が要求されるが、これについて先述の内閣府が主催している首都圏広域防災拠点整備協議会及び京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会で挙げられている広域防災拠点の基本的考え方を参考にまとめると次のようになる。

◎利便性

- 国及び被災地方公共団体等の機関の要員参集に支障をきたさないこと
- 災害対応活動に必要な情報収集・伝達のための情報・通信設備が整備されていること
- 広域交通ネットワークとの連携が図られ、陸・海・空などの交通機関からのアクセスが容易なこと

◎自立性・代替性

- 液状化等の地盤被害の危険性及び津波被害の危険性がないこと。万一ある場合は対策を施すこと
- 災害に耐えられる施設であること
- 自然災害・人為的行為を含めたあらゆるハザードに対する安全管理能力・防護能力を有すること
- 交通・輸送の代替機能が確保されていること
- 災害時における施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能・代替機能が確保されていること

第2章 各圏域の広域防災拠点の現状と課題

本調査検討会に参画した各地方公共団体から報告のあった、広域防災拠点の現状と整備に関する課題は、次のとおりである。

（各地方公共団体からの広域防災拠点の現状ならびに広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想に関する調査の回答は、巻末の資料参照（首都圏：資料3・資料4、中部圏：資料5・資料6、近畿圏：資料7・資料8）

2.1 首都圏広域防災拠点の現状と課題

2.1.1 広域防災拠点整備の現状

図2.1に首都圏での広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図を示す。

図に示されるように首都圏の8都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市）のうち、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市は、すでに広域防災拠点を整備している。

これらの都県毎で整備されている広域防災拠点は、災害対策本部又はその補完機能、物資の備蓄・集配機能、活動要員集結機能、災害医療活動の支援機能、被災者等避難機能、市民に対する防災教育・育成機能を有している。

機能保有の形態としては、複数の機能を集中させ整備した防災基地と、単一機能を有するものがある。埼玉県、千葉県及び神奈川県の場合、複数の機能を集中させた防災基地を中心とした整備形態、川崎市の場合は、主として単一機能の広域防災拠点を分散配置させる整備形態、東京都は複数の機能を集中させた防災基地と単一機能の広域防災拠点を分散配置させる整備形態をあわせもったものとなっている。

また、横浜市は、広域応援活動拠点を分散させた整備形態をとっており、千葉市は、自衛隊・消防等のベースキャンプ用地、ヘリポート支援物資等の集積空間の確保を目的とした広域防災拠点を整備中であり、さいたま市は、防災に関する啓蒙・教育・訓練等及び災害活動拠点としての機能を有する防災センターを整備している。

以上、個々の団体ごとでは一応の整備がなされているようであるが、地理的バランスが適切か否かを検討しておく必要がある。また、首都圏市街地においては、オープンスペースが絶対的に不足している状況である。

2.1.2 広域防災拠点整備に関する課題

各地方公共団体での広域防災拠点整備に関する課題は以下のとおりである。

埼玉県では、さいたま新都心において関東地方整備局等の合同庁舎として整備された「さいたま広域防災拠点」と、埼玉県の各防災拠点との有機的連携について、今後検討していく必要がある。

千葉県では、広域防災拠点の候補としては、「旧県立スタジアム(仮称)用地」及び「千葉港中央ふ頭地区」が考えられ、千葉市が計画している「蘇我臨海地区防災公園」と連携して広域防災拠点として機能を果たすよう検討を進めていく必要がある。

東京都は、現在改定中の地域防災計画震災編の中で、基幹的広域防災拠点（有明の丘）整備、大規模救出拠点の確保として都立公園等のオープンスペースの利用、ヘリコプターの活動拠点の確保として医療機関近接ヘリ拠点離着場等の指定を検討している。

神奈川県は、総合防災センター、広域防災活動拠点に加え、平成 15 年度当初に広域防災活動備蓄拠点を新設したことを契機に、各拠点間における災害時の具体的な連携方策等の見直し、充実を図っているところであり、川崎市は、防災拠点として配置された救援物資等の集積場所、区の輸送拠点、応援部隊等の活動拠点について災害時に有効利用できるよう訓練を通じて体制・設備の検証を行い、一層の整備を図る必要がある。

また、広域的な防災対応を円滑に実施するためには、東京湾臨海部に整備することとされている「基幹的広域防災拠点」の進展状況との整合を図りつつ、各都県市の広域防災拠点間の連携や支援体制の強化、新たな設置や配置にあたって圏域全体からみたバランスを考慮すること等について、今後、国及びさいたま市を加えた 8 都県市で協調しながら検討していく必要がある。

さらに、8 都県市が中心となって行っている「8 都県市広域防災・危機管理対策会議」において、各都県の広域防災拠点の連携について検討し、首都圏における広域防災拠点の効率的連携、運用について明確に位置付ける必要がある。

2.2 中部圏広域防災拠点の現状と課題

2.2.1 広域防災拠点整備の現状

図 2.2 に中部圏での広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図を示す。

図に示されるように中部圏の東海 4 県 1 市（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市）では、量的な整備レベルに差異はあるもののすべての県市において広域防災拠点が整備されている。

これらの県市ごとで整備されている広域防災拠点は、災害対策本部及びその補完機能、物資の備蓄・集配機能、活動要員集結機能、災害医療活動の支援機能、被災者等避難機能、市民に対する防災教育・育成機能を有しており、三重県では、複数機能を有する広域的な防災拠点（中勢地域）を整備しているが、他の県市では主として単一機能の拠点の分散配置が行われている。

名古屋市街地周辺を鳥瞰すると、首都圏域に比べて公園等のオープンスペースが多いことが分かるが、各市町村ではこういった未利用地を防災用の拠点等として計画的に活用することも考えることが必要である。

2.2.2 広域防災拠点整備に関する課題

各地方公共団体での広域防災拠点整備に関する課題は以下のとおりである。

岐阜県は、課題として県の備蓄機能を有する施設（広域防災センター：1ヶ所）が量的に不足している。

静岡県は、防災拠点ヘリポートを含むヘリポートに関して病院、防災港湾・緊急物資集積所への交通路の確保対策と燃料確保対策が挙げられる。

三重県は、次に優先的に整備すべき地域である東紀州地域の交通ネットワークの充足度が挙げられる。

愛知県は、中部国際空港の開港に伴い、現在の名古屋空港を航空広域防災活動拠点と中核的広域防災活動拠点の機能を併せ持つ防災拠点として活用する方策についての検討の必要性があり、名古屋市は、各防災拠点の多機能化を含む機能強化、分散配置ならびに各防災拠点間をネットワークで結ぶことによる効率的な拠点運用及び地方公共団体間の広域連携による防災拠点の運用に関する検討の必要性がある。

また、中部圏では、今後、大規模災害に対する広域防災活動方策の検討を行うための協議会を発足させ、その中で中核的広域防災拠点を含む広域防災拠点の相互連携方策に関する検討を行う必要があると考えられる。

2.3 近畿圏広域防災拠点の現状と課題

2.3.1 広域防災拠点整備の現状

図 2.3 に近畿圏での広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図を示す。

図に示されるように広域防災拠点は、近畿圏（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市）のうち福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、神戸市の1府5県2市で整備されている。

これらの府県市ごとで整備されている広域防災拠点は、災害対策本部及びその補完機能、物資の備蓄・集配機能、活動要員集結機能、災害医療活動の支援機能、被災者等避難機能、市民に対する防災教育・育成機能を有しており、複数機能を有する防災基地的な拠点と単一機能の防災拠点が整備されている。

福井県、三重県、大阪府、兵庫県及び神戸市は、複数機能を有する防災基地的な拠点を中心とした整備形態、滋賀県、奈良県、京都市は、主として単一機能の防災拠点を分散配置する形態がとられている。

また、整備中のものとしては、大阪府の中部広域防災拠点、兵庫県の三木震災記念公園(仮称)、徳島県の消防学校・防災センター（仮称）、京都市の消防活動総合センター、神戸市の神戸空港等が挙げられ、複数機能を有する防災基地的な拠点が整備される傾向にある。

京都府では、山城総合運動公園（南部地域）、丹波自然運動公園（中部地域・中丹地域）を、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定において応援物資の集積地として位置付け、防災機能の整備に努めており、京都府南部地域の備蓄倉庫等の整備については現在検討中である。

さらに、兵庫県では、広域防災拠点として整備・利用予定であった施設の計画変更等を踏まえた県域全体の防災拠点の配置等について見直し作業を進めている。

2.3.2 広域防災拠点整備に関する課題

各地方公共団体での広域防災拠点整備に関する課題は以下のとおりである。

福井県では、人口の約50%が集中し、県全体の中核的地域としての役割を担っている福井坂井地域における地域防災基地の整備が具体化しておらず、加えて、空路を最大限に活用した広域防災拠点の整備についても併せて検討する必要がある。

三重県は、次に優先的に整備すべき地域である東紀州地域の交通ネットワークの充足度が挙げられる。

大阪府では、大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、淀川、大和川の二大河川による交通分断の恐れがある、府内北部、中部、南部の3箇所に広域防災拠点を整備する必要がある。

滋賀県では、既存施設を緊急輸送道路ネットワーク計画のなかで広域輸送拠点として指定したところであるが、詳細な被災シナリオ等に基づくものとはなっておらず、広域的連携を考える場合には整備内容の根拠、前提条件の統一と詳細な被害想定が必要であり、どこにこういったものがどれだけ必要となってくるか等の整備条件を明確化し、連携が迅速、有効に機能するための既存施設の活用を踏まえた検討が必要である。

奈良県では、緊急時の職員参集場所となっている施設の中から、交通上利便が良く、空きスペースの大きい4施設を応急復旧活動の拠点として指定しているが、防災専用施設ではなく、物資集配機能、空輸機能、教育・訓練・啓発機能等不十分な面があり、備蓄場所として見た場合でも、北部・中部・南部の配分が適正に行われていないなどの問題を挙げられる。

兵庫県では、空の広域防災拠点と位置付けられている神戸空港の建設の進捗にあわせて、積極的な活用を図るための具体的な利用方法の検討が必要であり、神戸市では、近隣自治体の広域防災拠点との連携強化と、東南海・南海地震等の広域災害に対応するため、更に遠隔地の広域防災拠点との連携強化の方策を検討する必要がある。

徳島県では、想定される大規模災害時における府県域を越えた広域防災拠点の整備と地域防災計画の策定・整合化、各自治体間で締結している災害時の相互応援協定を実効性のあるものとするための検討が必要である。

また、近畿圏内の地方公共団体の共通的な課題として、広域防災拠点との連携強化と、東南海・南海地震等の広域災害に対応するため更に遠隔地の広域防災拠点との連携強化の方策を検討する必要がある、内閣府・国土交通省で検討中の京阪神都市圏の「広域防災拠点」や「基幹的広域防災拠点」との整合について検討し、それらとの有機的な連携が必要である。

さらに、地方公共団体の枠組を超える災害に対応する「広域防災拠点」の整備については、国・地方公共団体の負担ルールや利用基準等が課題であり、これに関しては近畿府県災害対策協議会での検討に力を入れていく必要がある。

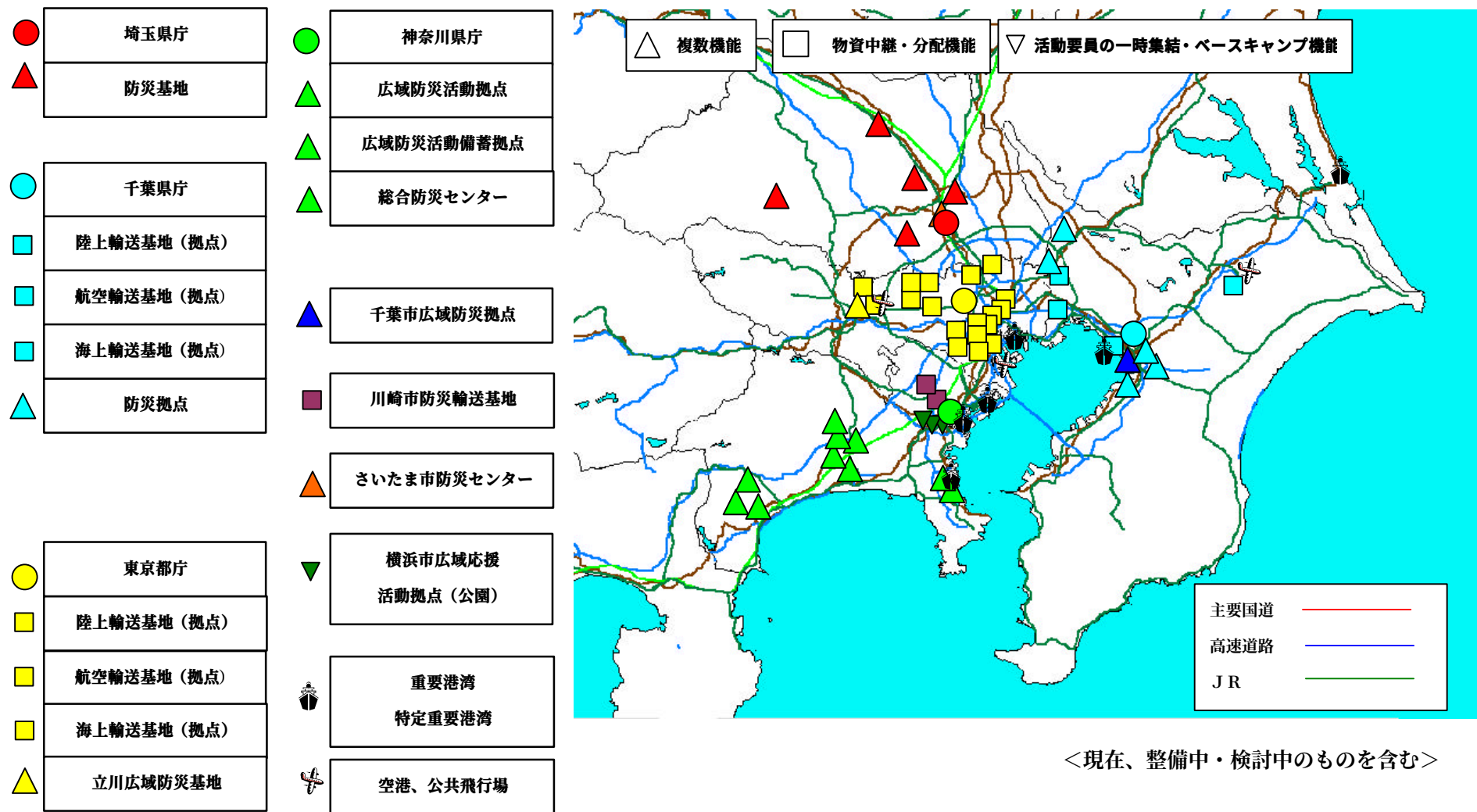


図 2.1 首都圏における広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図

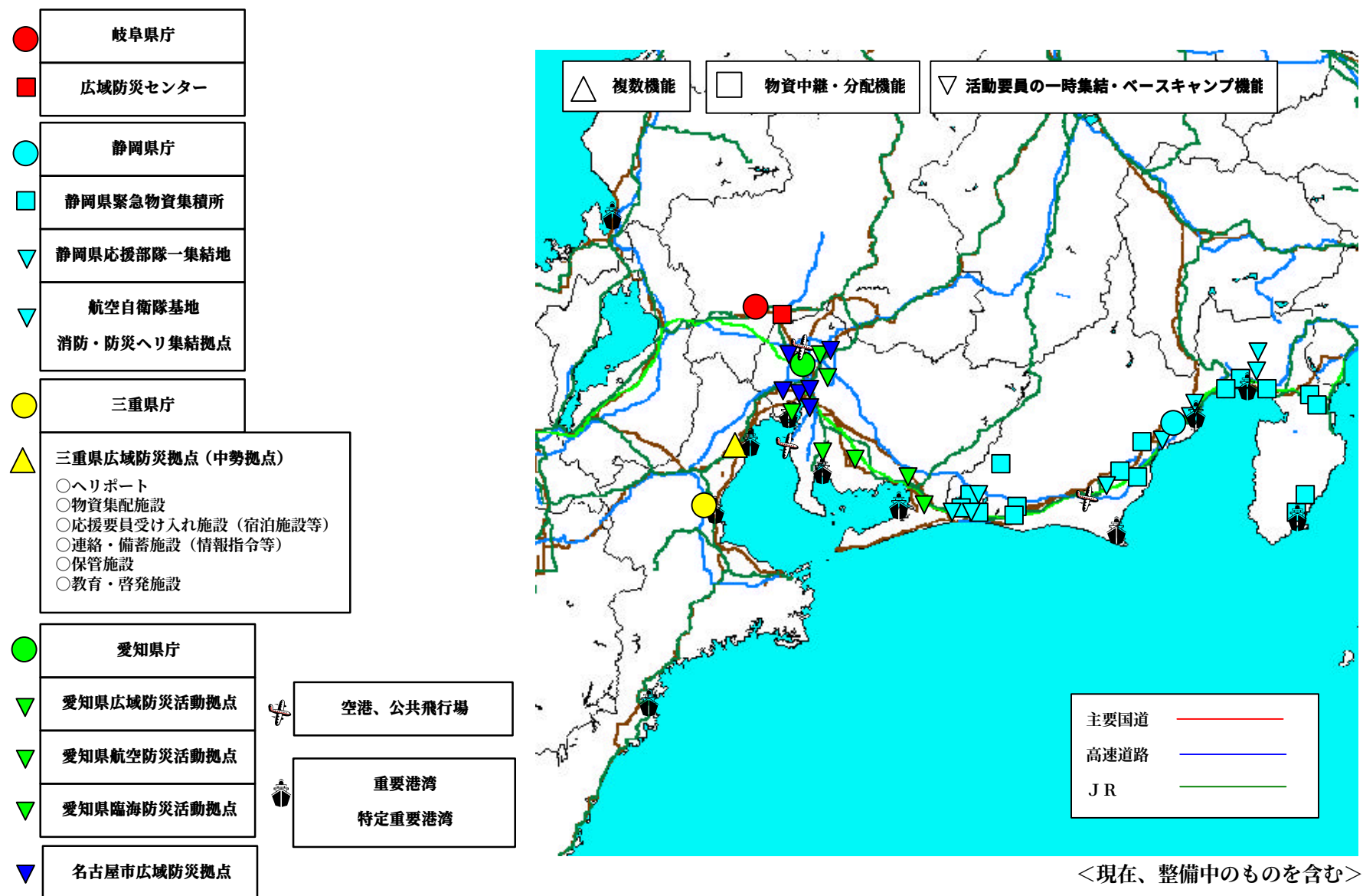
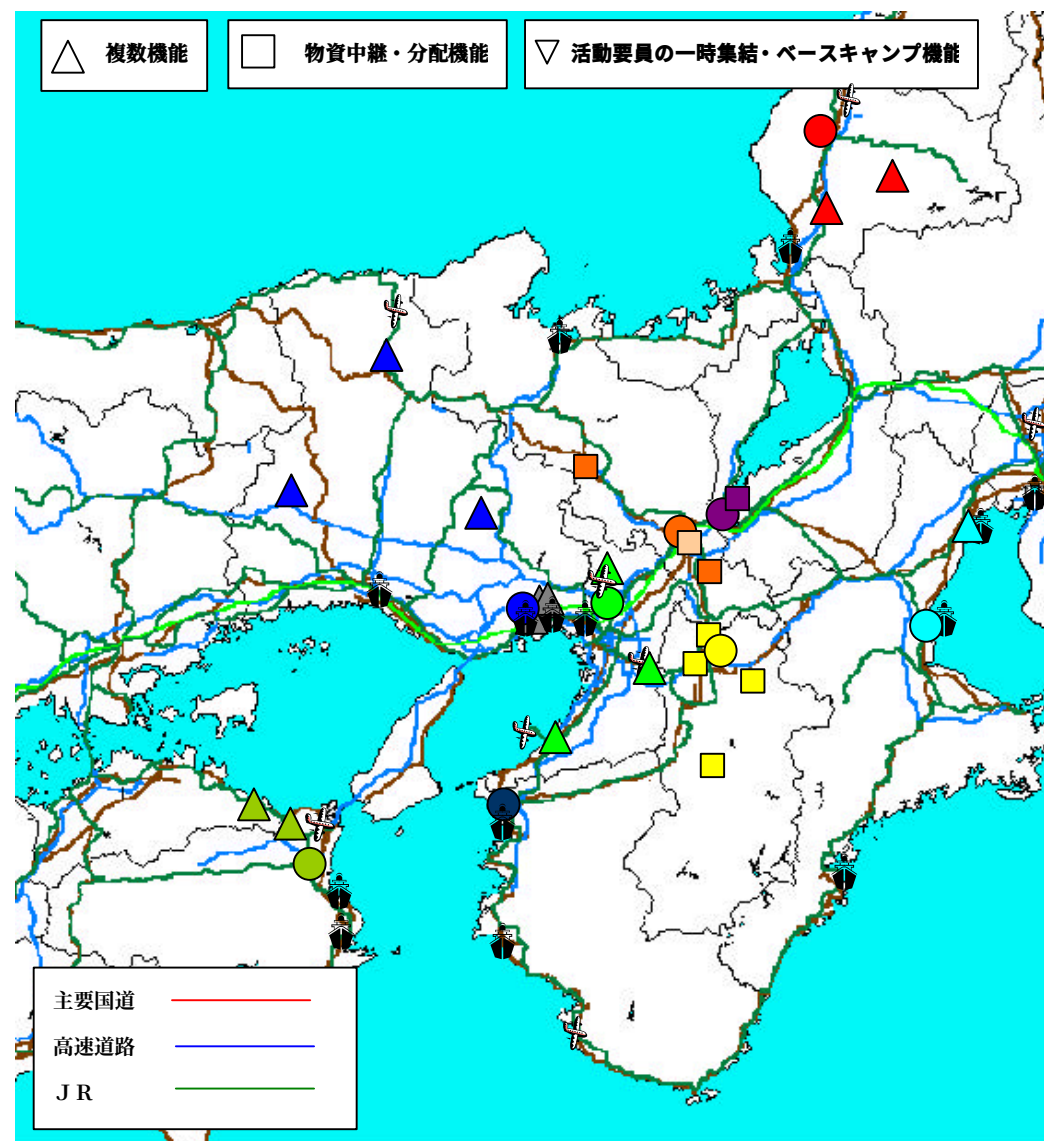


図 2.2 中部圏における広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図



<現在、整備中のものを含む>

図 2.3 近畿圏における広域防災拠点の機能を有する施設等の配置図

第3章 マルチハザードを想定した広域防災拠点の機能検討の必要性

広域防災拠点及び広域防災拠点ネットワークの整備を実施する際には、あらかじめ被害想定を行い、被害の形態、規模を把握しておく必要がある。こうした観点から、各圏域ごとに以下のような想定被害を前提としておく。

なお、一般的に、災害対策に関する機能・内容は、その地域が過去に受けた災害の経験に基づくことが受け入れられやすいことから、主としてここでは地震ハザードを想定しているが、これ以外にも風水害ハザード、甚大な被害を及ぼす事件・事故等も想定しておく必要があることを付言する。

- 首都圏：主として南関東直下地震を想定し、広域防災拠点の機能・有機的相互連携の検討が必要であると考えられる。
- 中部圏：主として東海・東南海地震を想定しているが、濃尾、伊勢湾、桑名等の起震断層による直下地震を想定した広域防災拠点の機能・有機的相互連携の検討が必要であると考えられる。
- 近畿圏：阪神・淡路大震災タイプの内陸直下型地震はもとより、極めて広域的に被害が発生すると予測される南海地震・東南海地震など海溝型地震への対応を想定し、建物倒壊、津波、火災・延焼、斜面崩壊等の大規模災害が同時多発的に発生することを踏まえた検討が必要であると考えられる。

今後は、広域防災拠点について議論していくときには、圏域で共通の被害想定を行い、検討していく場づくりが必要である。

なお、危機管理の意味から、災害対応の要となる広域防災拠点は、自然災害・人為的行為を含めたあらゆるハザードに対する安全管理能力・防護能力を保有する必要があるとともに、即時的に代替機能が活用できるよう平常時から有機的相互連携体制を構築するなど広域防災ネットワークの整備を進める必要があると考えられる。

第4章 広域防災拠点に求められる消防防災機能と活用方策

第1章で広域防災拠点の機能と要件に関して述べたが、本章では、数ある広域防災拠点機能の内、消防防災活動として運用される消防機関による広域支援部隊である緊急消防援助隊及び全国から駆けつける災害ボランティアを中心に、災害時の広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能、平常時の広域支援部隊等の研修・訓練機能、市民等に対する防災教育・育成機能に関して広域防災拠点に求められる機能の整理及び活用方策の検討を行う。

広域支援部隊及び災害ボランティアの集結については、広域防災拠点集結、被災現地直接集結、拠点・現地集結併用の3つの類型が考えられるが、ここでは、広域防災拠点の機能が最も必要となる広域防災拠点に集結する例を取り上げ、検討を進めるものとする。

なお、平成7年の阪神・淡路大震災以降の緊急消防援助隊及び災害ボランティアの主な活動実績、ニューヨーク同時多発テロにおけるボランティア活動実績は、巻末の資料9、資料10及び資料11のとおりである。

4.1 災害時における緊急消防援助隊の活動拠点としての活用

4.1.1 緊急消防援助隊を含む広域支援部隊の応援体制

4.1.1.1 広域支援体制の概要

大規模災害時には、複数の地方公共団体が同時に被災することが想定され、全国各地から消防、救助活動等の支援を行う緊急消防援助隊をはじめ、警察、自衛隊などの公的な広域支援部隊や民間の災害ボランティアなどが集結するとともに、災害救援物資の受け入れなど迅速な災害応急活動が行われることになる。図4.1に被災地における緊急消防援助隊を含む広域支援部隊や他の地方公共団体及び災害ボランティア等による集結（一時集結、兵站・ベースキャンプとしての利用を含む）概要の例を示す。

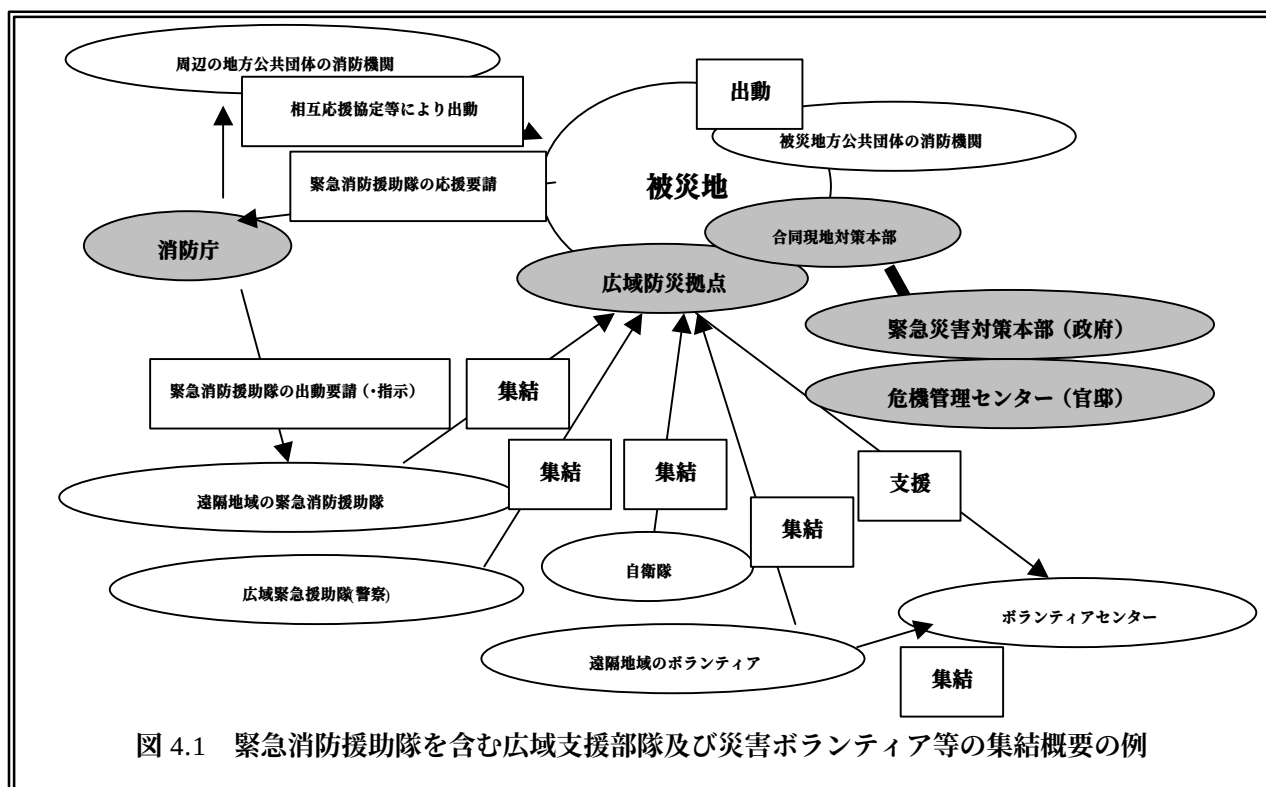
4.1.1.2 緊急消防援助隊を中心とした消防の広域応援体制

公的機関による広域応援部隊の内、緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助等を効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な広域消防応援体制を確立しようとするものであり、平成7年度に整備された。

(1) 緊急消防援助隊の部隊編成

緊急消防援助隊は、

- ① 消防・防災ヘリコプターを用いて迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う指揮支援部隊
- ② 高度救助用資機材を備えた救助部隊
- ③ 高度救命用資機材を備えた救急部隊
- ④ 緊急消防援助隊の活動を支援する後方支援部隊



⑤ 大規模火災発生時の延焼防止を行う消火部隊

を中核として編成され、災害発生時に大量の部隊を被災地に迅速に出動させることにより、大規模災害における人命救助等に大きな効果を発揮できるよう備えている。

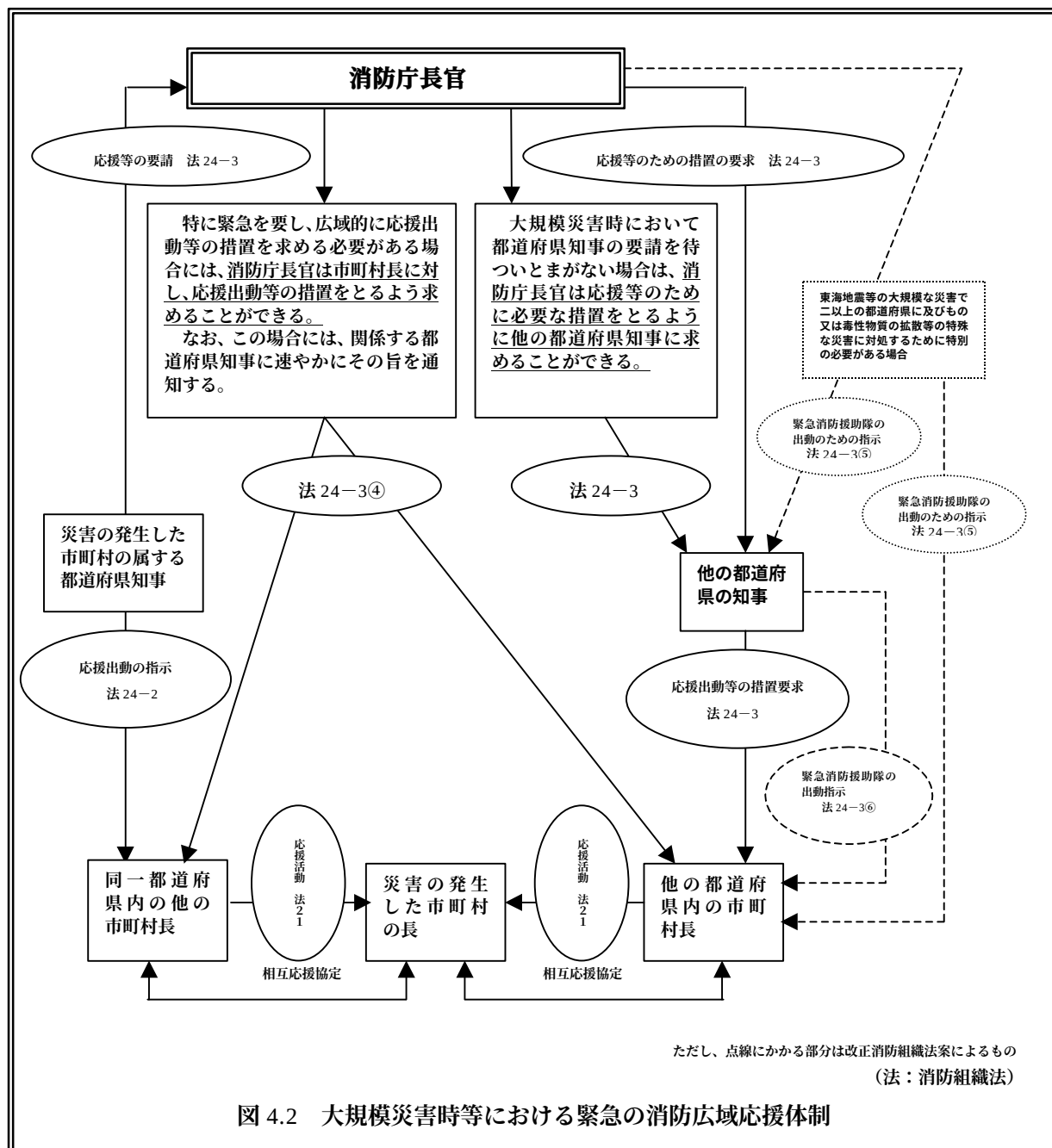
緊急消防援助隊の規模は、全国で、2,210 隊、所属隊員 約 31,000 名(交替要員含む)であり、各部隊の内訳は下記のとおりである。

- | | |
|----------|-------|
| ① 指揮支援部隊 | 14 隊 |
| ② 救助部隊 | 266 隊 |
| ③ 救急部隊 | 458 隊 |
| ④ 消火部隊 | 978 隊 |
| ⑤ 後方支援部隊 | 69 隊 |
| ⑥ 航空部隊 | 57 隊 |
| ⑦ 水上部隊 | 17 隊 |
| ⑧ 特殊災害部隊 | 351 隊 |

(2) 緊急消防援助隊の出動体制

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害（当該災害が、発生した市町村の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。）の発生に際し、消防庁長官の要請（消防組織法第 24 条の 3 に規定する所要の手続きによるもの）によって出動し、被災地に係る市町村長の指揮下に活動する。

なお、大規模災害時等における緊急の消防広域応援体制は、図 4.2 のとおりである。



(3) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊については、平成 14 年度の消防審議会における「大規模・特殊災害等の場合は、市町村消防を補完するため、全国的な観点から、国・都道府県の役割分担の明確化・充実等により広域応援体制を充実・強化することが必要である。」との意見を踏まえ、現在、消防組織法の改正が国会に上程されており、その改正案の中で、従来要綱による運用であったものを法律に位置付けるとともに、大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの等の場合は、消防庁長官による出動の指示ができることとされる予定である。

また、それにともなって、緊急消防援助隊の活動に必要なときは、消防用の国有財産又は国有物品

を無償で地方公共団体に使用させることができるようになる予定である。

こうした制度の拡充にあわせて、緊急消防援助隊が活動しやすくなるよう、集結拠点となる広域防災拠点への資機材の整備なども検討する必要がある。

4.1.2 一時集結・ベースキャンプ機能の現状及び充実度

緊急消防援助隊が災害派遣された場合の、一時集結・ベースキャンプとして広域防災拠点を利用する場合、拠点施設の整備充実度について消防機関がどのように考えているかについて調査するため、緊急消防援助隊の指揮支援部隊を有する消防本部に対して近隣の広域防災拠点を対象にアンケート調査（以下、「援助隊アンケート」という）を実施した。

それによると被災地の消防機関、地方公共団体等の職員との連絡・調整、合同の作戦会議等に利用する災害対策本部が置かれる合同調整管理棟を有した広域防災拠点については、約半数の消防本部が該当する施設がないと答えており、整備されているものに関しても機能面等で充分と回答をしているのは20%弱であった。

防災ヘリコプターの離着陸を行うヘリポート及び応援人員・応援車両集結地となる多目的広場に関してもほぼ同様な結果であった。

これらのことから、現状の広域防災拠点における緊急消防援助隊の一時集結・ベースキャンプとしての機能は充分であるとはいえず、今後、首都圏、中部圏、近畿圏のみならず全国の都市部での整備が必要であることが推察される。

表 4.1 一時集結・ベースキャンプ機能としての現状及び充実度

一時集結・ベースキャンプ機能		充分	不充分	該当する施設なし
災害対策本部が置かれる合同調整管理棟		18%	36%	46%
防災ヘリコプターの離陸・着陸を行うヘリポート		18%	46%	36%
応援人員・応援車両集結地となる多目的広場		18%	36%	46%
その他施設	トイレ・宿泊施設が不充分（2 消防本部）			
	給食施設が不充分（1 消防本部）			
	燃料備蓄施設が不充分（2 消防本部）			
	物資備蓄施設が不充分（2 消防本部）			
	車両整備施設が不充分（1 消防本部）			
	通信施設が不充分（1 消防本部）			

4.1.3 一時集結・ベースキャンプ拠点としての課題

次に一時集結・ベースキャンプとして広域防災拠点を利用した場合の施設での質的・量的に不足している点に関する援助隊アンケートの結果は次のとおりである。

そこでは、全体の約45%が受け入れスペースが充分でないと回答しており、また、車両及び資機材

整備施設がない、燃料備蓄量が充分でないとの回答は、ともに約 30%弱であった。

アンケート結果を見る限り、受け入れスペースの量的不足は、都市部であるがゆえの用地確保の困難さによるものと推測される。

車両及び資機材整備施設及び燃料備蓄は緊急消防援助隊のみならず、警察、自衛隊といった他の広域支援部隊も利用するため、今後、広域防災拠点を指定、整備する場合は、これらの設備等の整備計画の中に反映させる必要があると考えられる。

表 4.2 一時集結・ベースキャンプとして広域防災拠点を利用した場合の施設の質的・量的な不足点

質的・量的に不足している点	回答率
人員及び車両集結のための受け入れスペースが充分ではない	45%
車両及び資機材整備施設がない	27%
燃料備蓄量が充分ではない	27%
食料等備蓄庫（応援部隊等の災害対応関係者用）がない	18%
要員宿舎（野営含む）がない	9%
給食センター（調理設備）がない	9%

4.2 平常時における緊急消防援助隊の訓練拠点としての活用

消防職員は、大規模災害時に緊急消防援助隊として被災地に派遣される場合があるので、現地の消防機関と共に活動を行うことを想定した研修・訓練が必要であると考えられる。

緊急消防援助隊への大規模災害時等における消防広域応援体制、各地方公共団体の受援計画等に関しては、消防大学校等における e-ラーニング等遠隔教育を活用した研修の高度化・効率化が進められているが、その実践的訓練の場として広域防災拠点の活用が考えられ、そのための施設等の整備が望まれている。そこで想定される訓練としては、次のようなものが考えられる。

① 実践的な合同訓練

現在、緊急消防援助隊は、全国合同訓練、ブロック合同訓練等の集合訓練を実施しているが、今後、より実践的な訓練内容の充実を図るとともにそれに応じた訓練拠点整備が必要である。

② 集結から活動までの総合的訓練

緊急消防援助隊の集結から活動まで総合的な集合訓練及び災害図上訓練が実施可能な訓練拠点整備が必要である。

以上のような観点について、実際にこれを活用する緊急消防援助隊にアンケートを行った結果は、次のとおりである。

(1) 広域防災拠点で実施が期待される訓練内容

広域防災拠点で実施が期待される訓練に関する援助隊アンケート調査結果については、表 4.3 のとおりである。

広域防災拠点で実施が期待される訓練として、警察や他の防災機関との合同の研修・訓練、緊急消防援助隊と被災地の消防機関との連携に視点を置いた集結・受け入れ、救出活動までの連続的な訓練

等が多く挙げられた。

また、ヘリコプター及び消防艇を利用した訓練、大規模な座屈建物や瓦礫からの救助訓練も挙げられており、緊急消防援助隊に登録されている消防職員は、災害時活動が多岐にわたることを認識していることがうかがえる。

訓練方式については、実地訓練及び災害図上訓練があるが、警察、自衛隊等の他の防災機関と連携した訓練についても、広域防災拠点を活用して、これらの方式による訓練を行うことが期待される。

訓練の効率的な習得効果を考えると、災害図上訓練や実地訓練に、e-ラーニング等の遠隔教育も組み合わせることが妥当であると考えられる。

表 4.3 広域防災拠点で実施が期待される訓練

都道府県内の広域応援訓練
広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）と連携した合同集合訓練
広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）による災害図上訓練
多数傷病者の発生を想定した大規模応急救護所の設置・運用等の訓練
多数傷病者の発生を想定した救出訓練
緊急消防援助隊の集結訓練及び受け入れの部隊運営訓練から実際の活動までの総合的な訓練
数台以上のポンプ車を連結させた吸水・長距離送水訓練
ヘリコプター及び消防艇での緊急物資搬出・搬入訓練
ヘリコプターを用いる消防隊、救急隊及び救助隊の救出訓練
空中消火等のヘリコプターと地上部隊との連携訓練
大規模な座屈建物や瓦礫からの救助訓練
市民、企業、市町村職員、消防団員等が対象の個別及び総合的な訓練・研修

（２） 広域防災拠点を訓練拠点として活用する場合に必要な施設、設備

援助隊アンケートによる広域防災拠点を訓練拠点として活用する場合に必要な施設、設備は以下のとおりである。

- ① 通信機器や救助訓練に資する施設、地震によって発生する多種類（コンビナート、鉄道、トンネル等の特殊災害）の被害に対応する訓練、BC災害に対応する訓練に資する施設等が必要
- ② 訓練に適した多目的広場の条件として消防車両や重機が進入可能であることが必要などの意見があった。（援助隊アンケートの結果は、表 4.4 を参照）

現状では、このような施設、設備等を有する広域防災拠点は存在しないが、今後、広域防災拠点の整備を行うに当たっては考慮していくべきである。

表 4.4 訓練を実施するために必要となる施設、設備

無線基地局
緊急消防援助隊動態情報システム
地方公共団体の災害対策本部、国の関係機関と連絡するための情報・通信機器
多数のヘリコプターが離発着できる場所と駐機できるエプロン施設
山岳救助・水難救助等にも幅広く対応できる訓練施設
倒壊家屋（木造、耐火等）訓練施設
BC 災害等の訓練施設
救助・救出及び火災防御訓練の可能な訓練施設
多種類の被害（コンビナート、鉄道、トンネル等の特殊災害）を想定した訓練が可能な訓練施設
大規模消防水利施設
夜間照明施設
ヘリコプター及び車両の燃料備蓄施設
消防艇の接岸施設
緊急消防援助隊受け入れ時の部隊運営訓練ができる作戦室
パーティションフリーの多目的室
ロールプレイング式訓練が行える設備（ハードウェアとソフトウェア）
市民に対する防災研修の場となる施設 （視聴覚設備、消火・避難・救急訓練等を実施できる設備）
自主防災組織を育成するための施設
訓練に適した多目的広場（消防車両や重機が進入可能であること）

4.3 災害時における災害ボランティア、コーディネーターの活動拠点としての活用

4.3.1 災害時のボランティア、コーディネーター及びNPOの活動例

国内における最近の災害発生時におけるボランティア活動としては平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災（延べ約 140 万人：兵庫県調べ）、平成 9 年 1 月のナホトカ号重油流出事故（延べ約 28 万人：自治省消防庁まとめ）、平成 12 年 3 月の北海道有珠山噴火災害（延べ約 8,500 人：平成 13 年度防災白書）、平成 12 年 9 月の東海地方での大雨による被害（延べ約 19,000 人：平成 13 年度防災白書）、平成 12 年 10 月の鳥取県西部地震（延べ 約 5,200 人：平成 13 年度防災白書）、平成 13 年 3 月の芸予地震（延べ約 1,200 人：平成 13 年度防災白書）が挙げられる。

ボランティア活動延べ人数として最も多かった阪神・淡路大震災では、炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所での作業補助、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、保育、水くみ、入浴サービス、夜間防犯パトロール、交通整理、医師や薬剤師による医療救護活動、建築士による建築物の危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳、外国語通訳等多岐にわたった活動が展開された。

ボランティアセンターが災害応急対策に成果をもたらした事例

平成 13 年 9 月 11 日に発生したニューヨーク同時多発テロ事件におけるボランティア活動では、個人レベルでの様々なボランティア活動から、赤十字や救世軍などの NPO、企業レベルなどのボランティア活動が展開され、ジェイコブ・ジャビッツ・コンベンションセンターが事件に関連したあらゆるボランティア志望者の窓口となった。

そのボランティア協力センターでは、市が設立した家族支援センターや市の各部局、病院などからの要請に基づいてボランティアを派遣し、さらに、事件直後、心のケア（心的外傷後ストレス障害：PTSD）に関わるボランティアシステムができ、特に子供のメンタルケアが行われた。

これらの例を参考に災害時のボランティア活動の概念の例を示すと図 4.3 のとおりである。

図に示されるように災害時のボランティア活動は、被災地での活動と被災地支援活動がある。

被災地での活動は、消防活動、救急・救助活動から清掃活動と活動形態が広く、被災者のカウンセリングのような特殊な技能が必要なものも含まれており、一方、被災地外で行われる、救援物資の調達、ボランティアの募集・派遣、募金活動等といった被災地支援活動もある。

また、現地ボランティアセンターは、災害現地に設置され、ボランティア活動の円滑化を目的としたコーディネーションを行うものであり、一方、広域防災拠点等に設置されるボランティア活動支援センターは、現地ボランティアセンター及びボランティア、ボランティアコーディネーターの活動の支援を目的として情報の受伝達（広報等含む）、ボランティアの派遣、ボランティア団体相互や行政との連絡・調整を行う。

4.3.2 災害時のボランティア団体(NPO)の活用ニーズ

NPOを含むボランティア団体にとって、広域防災拠点についてどのような利活用が考えられ、どのような課題があるか調べるため、特定非営利活動法人日本NPOセンターに災害支援で活動内容を登録しているNPOに対して、アンケート（以下、「NPOアンケート」という。）を行った。

そのうち、災害時における広域防災拠点の活用・利用に関しては、各関係機関・組織との連絡・調整、支援活動に必要な情報の集約・発信、ボランティアセンター間及びボランティア団体間の調整を含む全体マネジメントやトラブル処理の機能が望まれるとの意見が挙げられた。

また、機能もしくは施設で不足する点に関しては、災害支援活動に必要である情報通信機器の整備状況、マネジメントできる人材の育成等の課題が挙げられた。

災害の復旧・復興におけるボランティアの果たすべき役割を考えると、その活動を支援するためにも充分検討されるべきである。（表 4.5：災害時の広域防災拠点の活用・利用形態、表 4.6：現状の広域防災拠点での機能もしくは施設で質的・量的に不足している点参照）

さらに、少数ではあるが、その他関連して、以下の意見も挙げられている。

- 広域防災拠点にプールがあれば、水浄化システムを設置しておくといよいのではないかな。
- 発災初期は、食料、水、医薬品、燃料の調達が第一に求められ、ボランティアもしくは自主防災組織等の支援ルートがあるのかを事前に把握し、どこに、どのような人が、どれくらいいるのかの情報を集約していることが支援の円滑化に結びつく。
- 物理的なネットワークもさることながら心のネットワークが重要である。

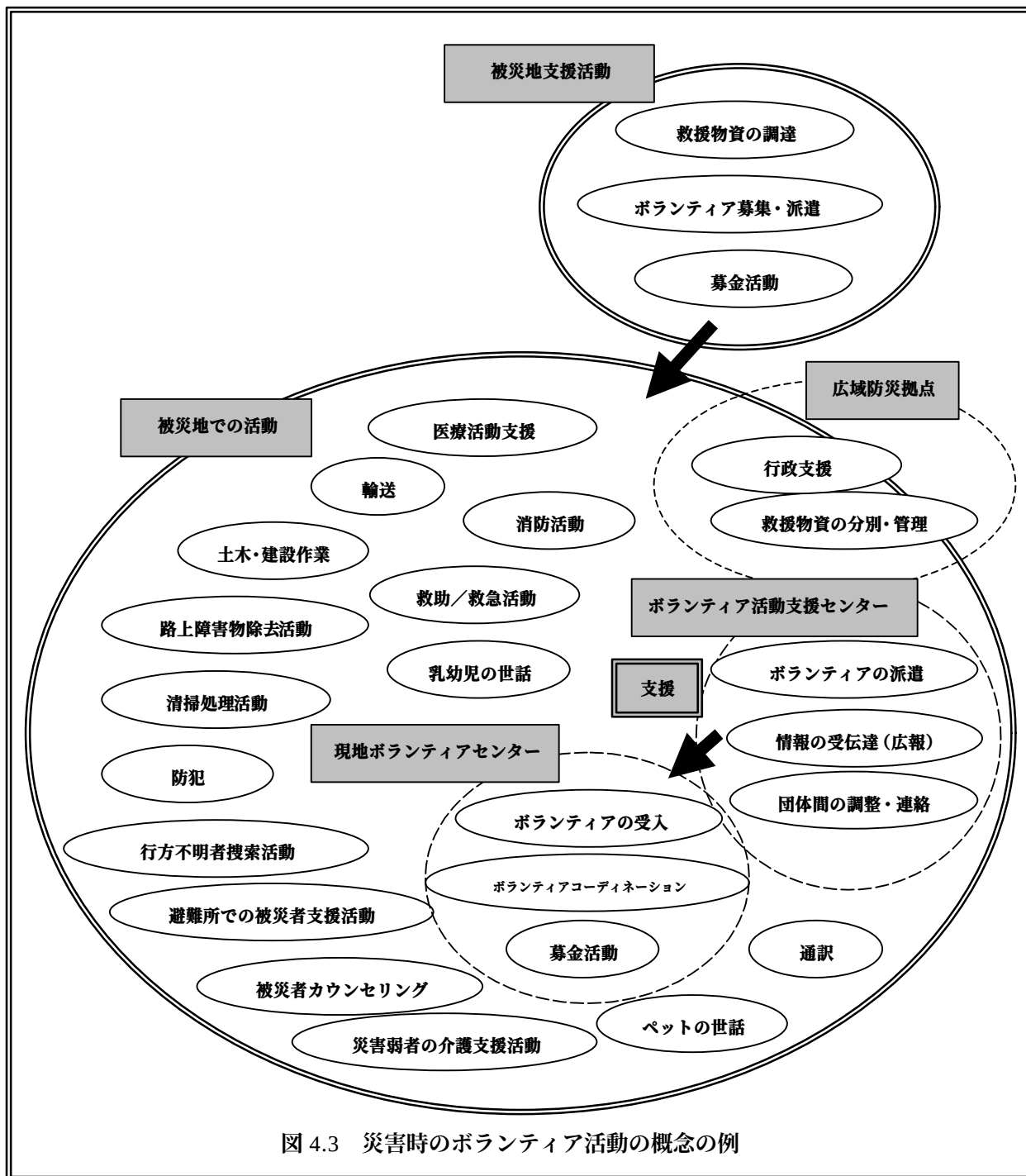


図 4.3 災害時のボランティア活動の概念の例

表 4.5 災害時の広域防災拠点の活用・利用形態

災害時の活用・利用形態	回答率(%)
行政機関、社会福祉協議会、日本赤十字社、他のボランティア団体、NPOとの連絡・調整	51
被災現地のボランティアセンターとの連絡・調整	26
人員及び車両集結場所	17
全体マネジメントとトラブル処理機能	7
ボランティアセンターの設立・運営の支援	7
各ボランティアセンター間の連絡・調整	7
ボランティア活動に必要な情報を集約・処理・発信する情報センター機能	7
ボランティア組織の総合的な組み合わせによる活動支援体制の調整	2
被害が長期化した場合の各種カウンセリング（PTSD）センター	2
被災現地のボランティア団体が被災した場合の代替的な設備利用	2
ヘリで搬送された疾病者の応急手当	2
ボランティアの宿泊利用	2

表 4.6 現状の広域防災拠点での機能もしくは施設で質的・量的に不足している点

機能もしくは施設で質的・量的に不足している点	回答率(%)
被災現地のボランティアセンターと連絡手段が充分ではない	22
社会福祉協議会、日本赤十字社ならびに他のボランティア団体との連絡手段が充分ではない	19
人員及び車両集結のためのスペースが充分ではない	14
広域防災拠点周辺の交通アクセス（道路整備）が不十分である	11
一般市民に広域防災拠点自身の存在に関する情報が浸透していない（防災情報を共有化するための防災マップを作成し、広域防災活動に携わるものに配布し、状況の周知徹底等のアピールが必要ではないか）	11
的確に現地情報を把握するための情報集約する仕組みが充分とはいえない	8
広域防災拠点内外、行政、NPOとのネットワークが充分でない	5
非常救急用品及び食料品等の保管場所の情報管理がなされていない	5
防災・災害救援に関わるセクター間のネットワーク構築の中心となるような組織体制づくりが不十分	3
災害時に特化した技量を持つ専門団体のすべてを総括し、マネジメントできる人材を含めた機能面が充分とはいえない	3

4.3.3 被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアに対する支援機能

このようなNPO、ボランティア団体のニーズを踏まえ、大規模災害に対応する災害活動拠点としての広域防災拠点の機能を考える際は、各地域間のネットワーク化を図るとともに、広域防災拠点等でボランティア支援センターを設置し、被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアへの支援機能を充実させることが必要である。

なお、被災現地ボランティアセンター及び支援センターのシステムや運営主体等については、図 4.3 災害時のボランティア活動の概念の例を参考に、被災現地あるいは圏域それぞれのボランティア活動関係団体等の実情や特性を踏まえた議論が必要である。

4.3.3.1 ボランティア活動支援センターに求められる機能

ボランティア活動支援センターの設置に関しては、地方公共団体、都道府県社会福祉協議会もしくは

は日本赤十字社が中心となることが考えられるが、その運営に関してはボランティアと共同し、その自主性を尊重するよう配慮する必要がある。（図 4.4：ボランティア活動支援体制の想定例）

ボランティア活動支援センターの機能は、次のようなものが考えられる。

① 被災現地のボランティアセンターへのサポーターの派遣機能

ボランティア活動支援センターには、被災現地ボランティアをサポートするため、被災地外から集結した災害ボランティア及びボランティアコーディネーターを派遣するなどといった人材支援機能が必要である。

② ボランティア活動に係る資機材等の提供

被災現地ボランティアセンターの要請に応じて、資機材（通信機器、事務用品等）を提供する。

③ 情報の提供

被害状況等の災害情報、災害弱者関連情報、行政が実施する応急の復旧事業の施策に関する情報等、行政からもたらされる情報を、被災現地ボランティアセンターへ提供する。

④ 遠隔地からの災害ボランティア活動のための支援機能

ボランティア活動は、被災地に負担をかけない自己完結型の活動形態が望ましい。しかし、一般にボランティアの活動の内容によっては、必要に応じて（例外的に）、ボランティア支援活動センターで宿泊等の支援を検討する。

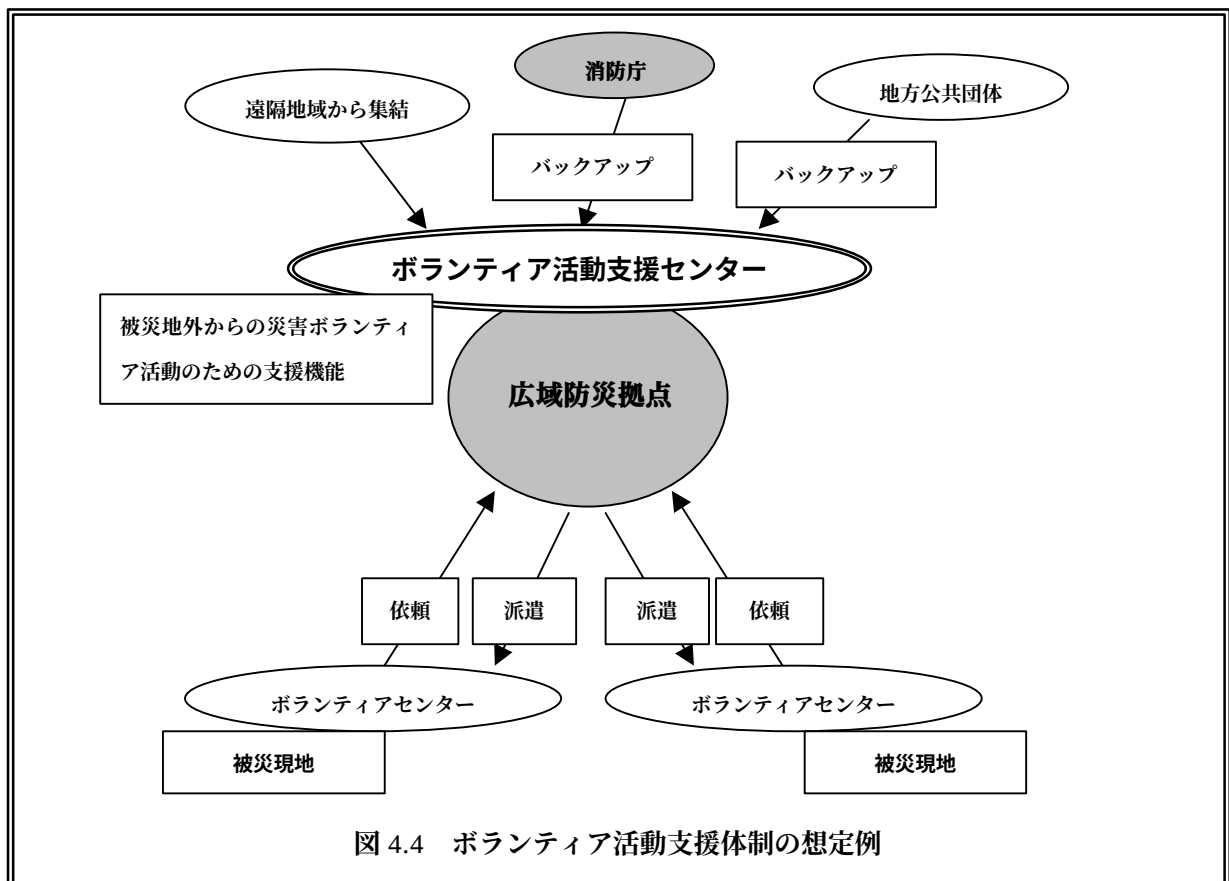


図 4.4 ボランティア活動支援体制の想定例

4.3.3.2 被災現地ボランティアセンターからの支援要請と災害ボランティアとの調整支援機能

総務省消防庁では、平成 15 年度に、ボランティアセンターにおける、災害発生時に被災地からの支援要請(需要)と活動する災害ボランティア(供給)との調整(マッチング)支援を円滑に実施するための情報整理システムについて検討することとしている。(図 4.5 参照)

また、同じく消防庁は、現在運用している災害ボランティア・データバンクに関して、登録団体数や登録情報の拡充によるデータベース整備を進めるとともに、インターフェースの見直しを行い、縦覧機能といったアクセサビリティ強化を進め、広域的な調整ツールとして機能強化のための改善を図ることとしている。

広域防災拠点に設置されるであろうボランティア支援センターでは、こういったボランティア活動支援ツールを有効に活用できるよう、各ボランティアセンターとの調整、その支援を行うことが必要である。

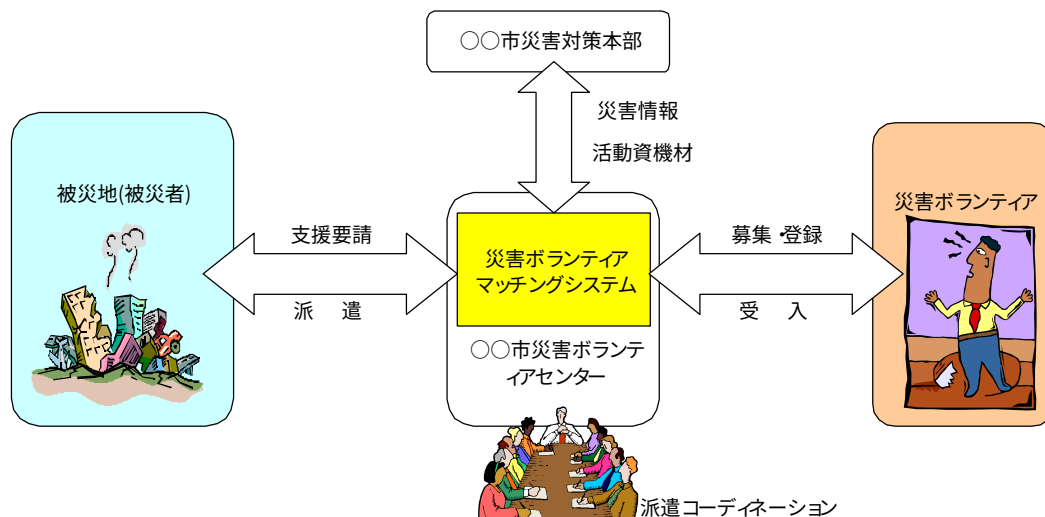


図 4.5 支援要請(需要)と活動する災害ボランティア(供給)との調整(マッチング)支援システム

4.4 平常時における災害ボランティア、コーディネーター育成拠点としての活用

4.4.1 都道府県のボランティアの訓練状況及び消防学校の市民教育訓練状況

災害ボランティアの活動を支援する上で、その教育・研修が果たす役割は大きい。都道府県は消防学校という消防防災の教育機能を有していることから、災害ボランティア、市民に対する防災教育への取り組みが望まれるところである。

そこで、各都道府県のボランティアに対する訓練状況及び市民訓練の実施状況を明らかにするため、

消防庁の開設している、「災害ボランティア・データバンク」の登録データ（平成 14 年 12 月現在）に基づき分析した『都道府県による災害ボランティア育成（講習会・実地訓練）の現状』、『都道府県によるボランティアコーディネーター育成（講習会・実地訓練）の現状』及び平成 13 年度「消防学校の教育訓練に関する調査」のデータに基づいた『消防学校における市民に対する育成（教育・訓練）の現状』による分析を行ったところ、次のような実態が明らかとなった。

4.4.1.1 都道府県による災害ボランティア育成（講習会・実地訓練）の現状

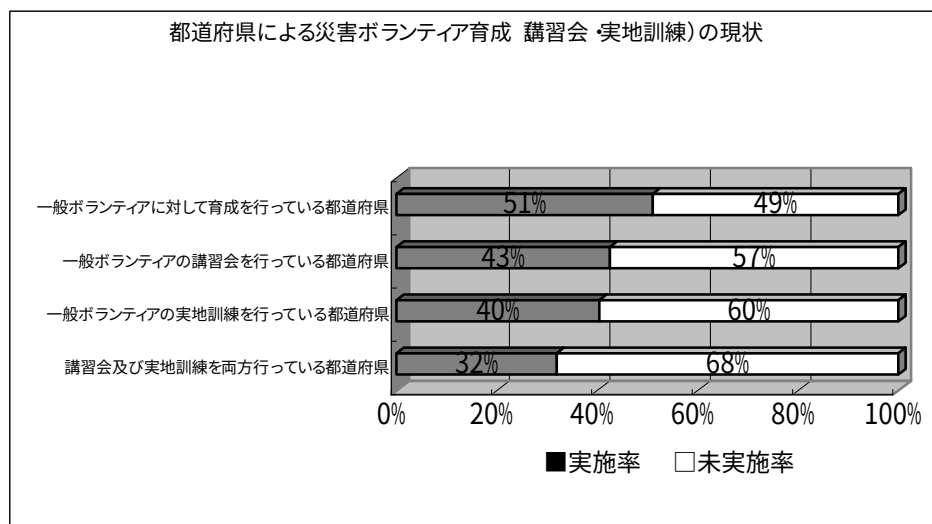
都道府県のうち約 5 割が、一般ボランティアに対する育成を実施しており、約 4 割は講義形式の講習会もしくは実地訓練を開催している。

また、講習会および実地訓練双方の育成活動を行っている都道府県は約 3 割である。

なお、実地訓練の内容は、避難、初期消火、物資運搬、炊き出し等である。

○一般ボランティアに対して育成を行っている都道府県	24／47（51％）
○一般ボランティアの講習会を行っている都道府県	20／47（43％）
○実地訓練を行っている都道府県	19／47（40％）
○講習会及び実地訓練を両方行っている都道府県	15／47（32％）

総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく



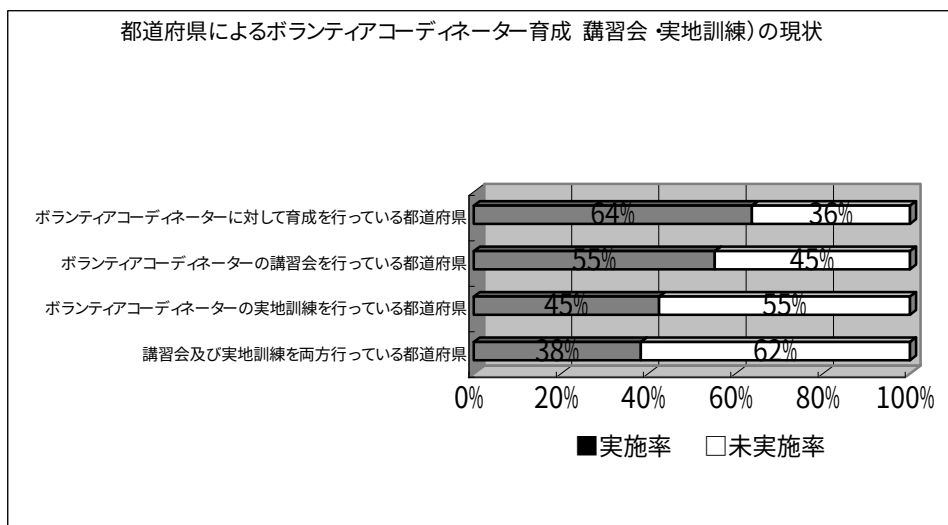
4.4.1.2 都道府県によるボランティアコーディネーター育成（講習会・実地訓練）の現状

全都道府県のうち約6割が、ボランティアコーディネーターに対する育成を実施しており、約6割弱が講義形式の講習会を、約4割強が実地訓練を開催している。

また、講習会および実地訓練双方を行っている都道府県は約4割弱である。

ボランティアコーディネーターに対して育成を行っている都道府県	30／47（64%）
ボランティアコーディネーターの講習会を行っている都道府県	27／47（57%）
実地訓練を行っている都道府県	21／47（45%）
講習会及び実地訓練を両方行っている都道府県	18／47（38%）

総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく

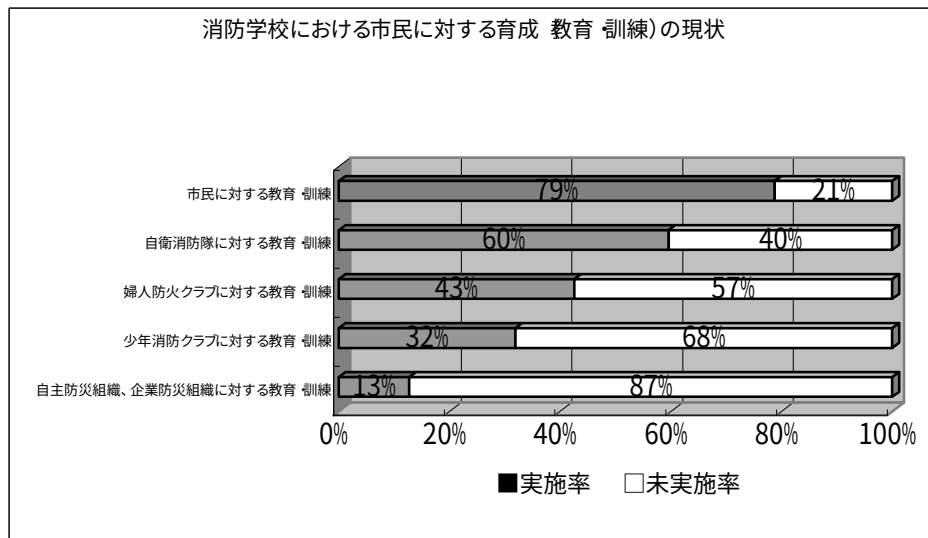


4.4.1.3 消防学校における市民に対する育成（教育・訓練）の現状

全国の消防学校のうち約8割が市民に対する教育・訓練を実施しており、6割が自衛消防隊に対する教育・訓練を、約4割強が婦人防火クラブに対する教育・訓練を、約3割が少年消防クラブに対する教育・訓練を、約1割強が自主防災組織、企業防災組織に対する教育・訓練を開催している。

市民に対する教育・訓練の実施	37／47（79%）
自衛消防隊に対する教育・訓練の実施	28／47（60%）
婦人防火クラブに対する教育・訓練の実施	20／47（43%）
少年消防クラブに対する教育・訓練の実施	15／47（32%）
自主防災組織、企業防災組織に対する教育・訓練の実施	6／47（13%）

総務省消防庁「消防学校の教育訓練に関する調査」のデータに基づく



4.4.2 平常時のボランティア団体(NPO)の活用ニーズ

平常時における広域防災拠点の活用方策等について、先のNPOアンケートをもとにまとめると次のとおりとなった。

調査項目は、NPOが主催する研修（講習会）及び訓練（実地訓練）の現状、NPOが受講している研修（講習会）及び訓練（実地訓練）の現状、広域防災拠点で期待する研修・訓練（実地訓練）である。

これによると、NPO自らが主催する場合、他団体主催のものに参加する場合ともに、救助／救急活動が最も多かった。また、その内容も研修（講習会）、訓練（実地訓練）とも救助／救急活動が最も多かった。災害ボランティアにとって、救助／救急活動は、その中心的な役割を持っているものと推察される。

◎NPOが主催する研修(講習会)及び訓練(実地訓練)の現状

○主催する研修(講習会)内容

主催する研修(講習会)内容で、多くの団体でとり入られているものは、多い順に

- ・救助／救急活動 (45%)
- ・避難所での被災者支援活動 (23%)
- ・災害弱者の介護支援活動 (23%)

である。

また、その他、少数ではあったが、具体的な研修(講習会)内容としては以下の回答があった。

- ・自主防災組織リーダー、ボランティアリーダーの育成講座
- ・災害シミュレーション
- ・斜面判定研修
- ・遺体搬送
- ・防災意識の高揚をはかるとともに、人的ネットワークづくりのための研修
- ・人的被害をいかに低減させるかの事前対策の方法に関する講習

○主催する訓練(実地訓練)内容

主催する訓練(実地訓練)内容で、多くの団体でとり入られているものは、多い順に

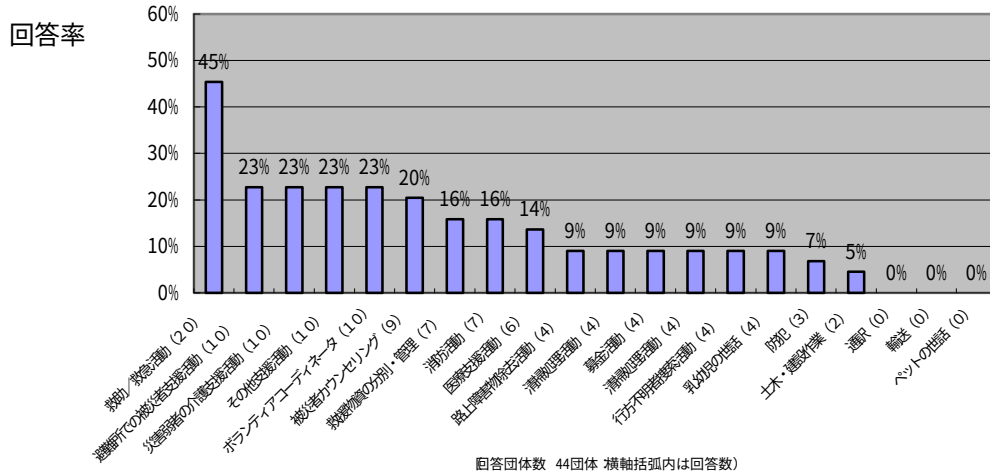
- ・救助／救急活動 (50%)
- ・ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営） (31%)

である。

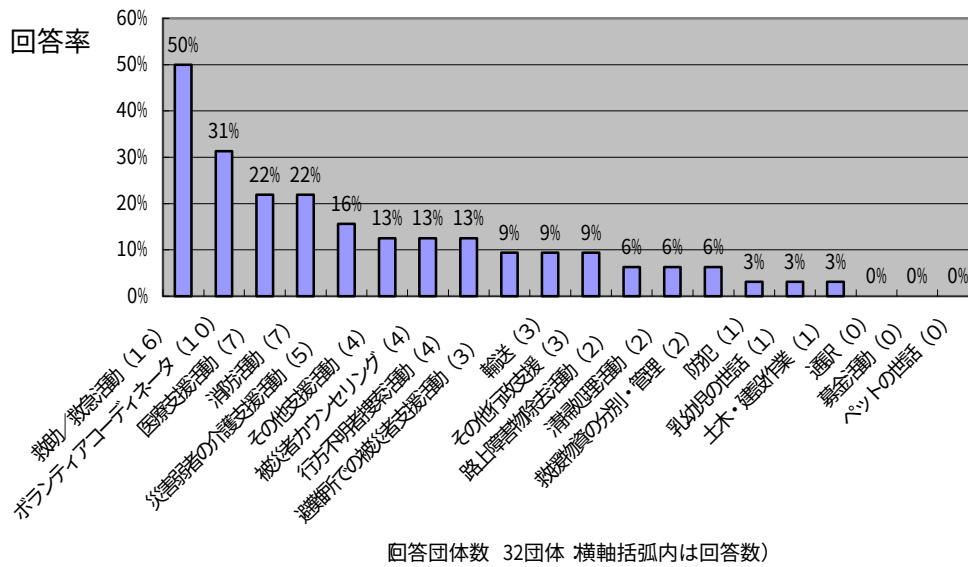
また、その他の少数ではあったが、具体的な訓練(実地訓練)内容としては、以下の回答があった。

- ・災害図上訓練
- ・津波発生時の救助活動訓練
- ・通信訓練（アマチュア無線、e-メールを用いた情報の収集・発信訓練）

主催する研修 講習会)内容



主催する訓練 実地訓練)内容



◎NPOが受講している研修講習会)及び訓練(実施訓練)の現状

○ 参加した研修(講習会)内容

参加した研修(講習会)で、多くの団体が参加した内容は、多い順に

- ・救助／救急活動 (52%)
- ・消防活動 (26%)
- ・ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営） (24%)
- ・避難所での被災者支援活動 (21%)

である。

○ 参加した訓練(実地訓練)内容

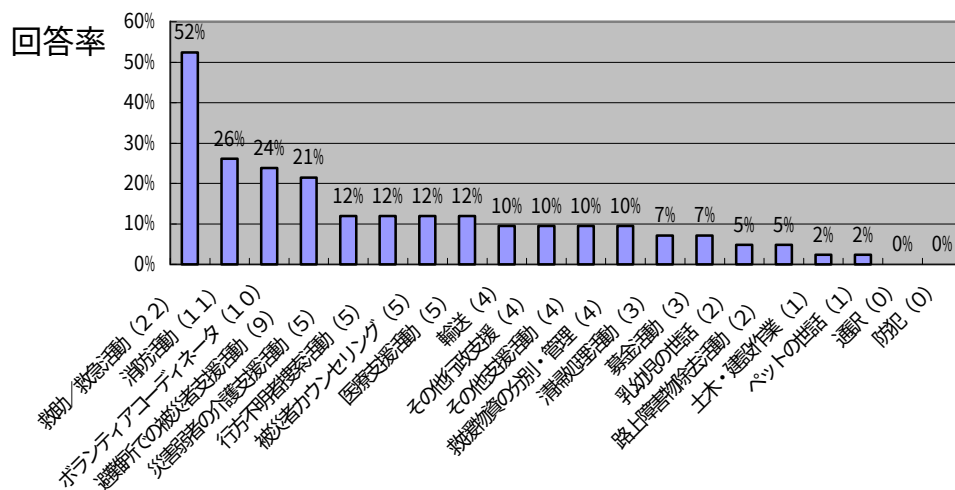
参加した訓練(実地訓練)内容で多くの団体が参加した内容は、多い順に

- ・救助／救急活動 (38%)
- ・消防活動 (24%)
- ・ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営） (19%)

また、その他、少数ではあったが参加した訓練(実地訓練)内容としては、以下の回答があった。

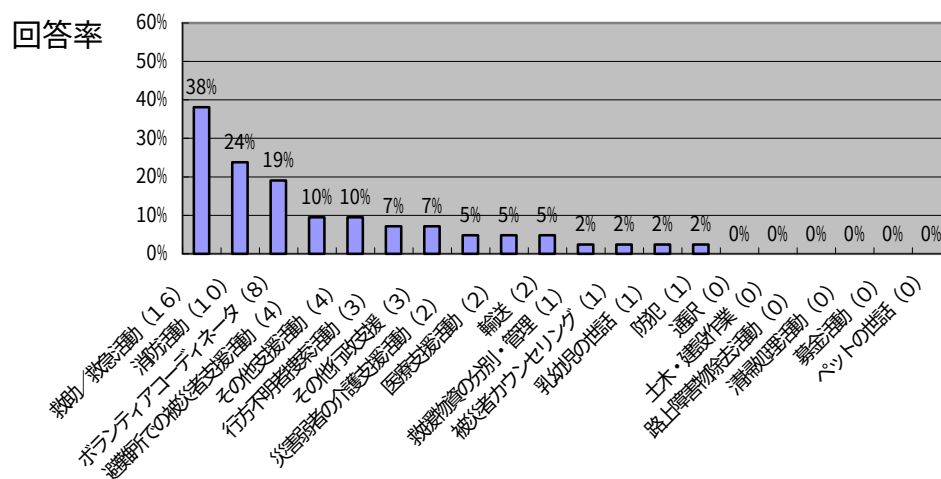
- ・情報送信訓練
- ・東海地震を想定した災害図上訓練

参加した研修 講習会) 内容



回答団体数 42団体 横軸括弧内は回答数)

参加した訓練 実地訓練) 内容



回答団体数 42団体 横軸括弧内は回答数)

一方、NPOによる広域防災拠点を活用した研修・訓練等への回答をみると、ここでも救助／救急活動が取り上げられているほか、被災者カウンセリングや災害弱者支援なども期待されている。また、必要な設備としては、パソコンを用いる図上訓練設備などが挙げられており、各団体の研修・訓練への真摯な取り組み姿勢がうかがえる。

◎広域防災拠点で期待する研修・訓練（実地訓練）内容

○ 広域防災拠点で期待する研修内容

広域防災拠点での研修で期待するものとして、多くあった意見は以下のとおりである。

- ・ ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営） (30%)
- ・ 被災者のカウンセリング（心のケア） (28%)
- ・ 救助／救急活動 (27%)
- ・ 避難所での被災者支援活動 (26%)
- ・ 災害弱者の介護支援活動 (23%)
- ・ 救援物資の分別・管理 (18%)

また、その他、少数ではあるが、以下の意見もあった。

- ・ 救急・救命講習
- ・ 自主防災組織や自治会が参加できる研修（地域の防災マップづくり）
- ・ 大規模災害発生時の救援体制
- ・ 他の地域との連絡方法

○ 広域防災拠点で期待する訓練（実地訓練）内容

広域防災拠点での訓練（実地訓練）で期待するものとして、多くあった意見は以下のとおりである。

- ・ 救助／救急活動 (40%)
- ・ 避難所での被災者支援活動 (28%)
- ・ 医療支援活動 (20%)
- ・ ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営） (20%)
- ・ 災害弱者の介護支援活動 (19%)
- ・ 救援物資の分別・管理 (16%)

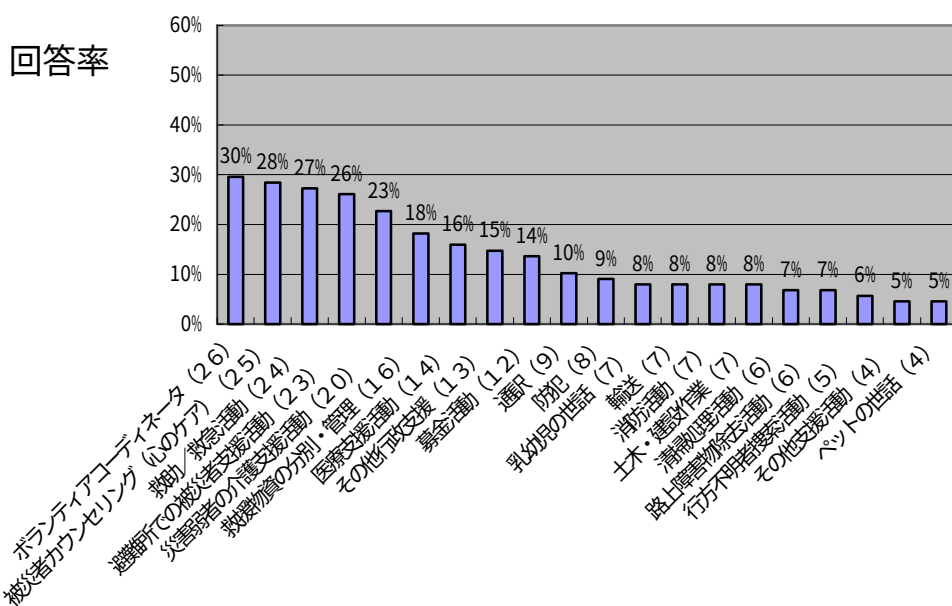
また、その他、少数ではあるが、以下の意見もあった。

- ・ 救急・救命講習
- ・ 自主防災組織や自治会が参加できる災害図上訓練
- ・ 災害時の行政との連絡を取るための訓練

○ 必要となる研修・訓練設備

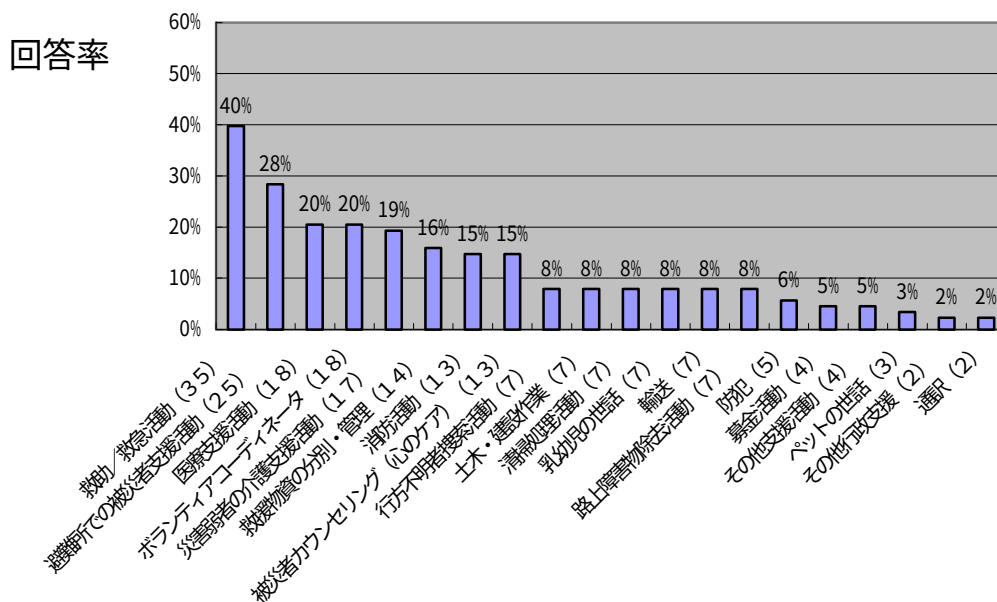
- ・ 情報収集のためのバイク走行訓練設備（発災を想定したコース）
- ・ パソコンを用いた図上訓練設備
- ・ 通信の訓練設備（アマチュア無線機、インターネット専用回線、パソコン等の情報情報機器）
- ・ ボランティアセンターを開設するのに必要な資機材、炊き出し機材
- ・ トリアーシ訓練用機材、車椅子、白杖、アイマスクなど疑似体験用具

広域防災拠点で期待する研修内容



回答団体数 88団体 横軸括弧内は回答数)

広域防災拠点で期待する訓練（実地訓練）内容



回答団体数 88団体 横軸括弧内は回答数)

4.4.3 防災に関する市民教育及びボランティアコーディネーター育成機能

防災に関する市民教育及びボランティアコーディネーターの育成・研修等は、従来から地方公共団体をはじめいくつかの機関で実施されている。(資料 12 参照)

先にみたように、都道府県においては、災害ボランティアに対する育成を行っているのは全体の約半分であり、都道府県消防学校における市民に対する教育・訓練も全ての都道府県で実施されているわけではない状況である。さらには、例えば阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターや京都大学防災研究所などのセミナーなどでも人材育成に向けた動きがみられるが、このような状況について全般的に見渡したとき、教育・訓練が体系的に行われているか懸念もあるうえ、質・量ともに充分ではないと思われる。

NPO アンケートの回答で明らかになったように、広域防災拠点、ボランティア及びボランティアコーディネーター育成の場として活用することが期待されている。今後は、広域防災拠点の整備もしくは活用方策については、これらのニーズを踏まえて、施設の設備、機能を検討していくことが必要である。

なお、その際に留意すべき点は以下のとおりである。

① 災害時のボランティアの活動意識レベルに応じた育成方策の検討

災害時のボランティアは、普段から災害ボランティアとしての自覚を持って行動している人々、普段は災害以外の分野でボランティア活動を継続的に実施している人々、災害時に被災者を助けたいという気持ちを持って行動する人々に分類されるが、その研修・教育に当たっては、意識レベル、活動動機(モチベーション)に合わせた育成が行なわれるよう配慮する必要がある。

② 防災教育の啓発及び定期的なイベント開催等での活用

NPOを含むボランティアが自発的に実施する防災教育やイベントの開催、これに係る展示等を日常的に行えるスペースとしての活用が考えられる。

広域防災拠点へのアクセスがあまりよくない場合には、防災教育拠点を地元バス路線ルートに組み入れてもらい住民等が利用しやすくするべきであると考えられる。

4.4.4 防災に関する市民教育、ボランティア育成のための広域防災拠点の課題と育成カリキュラム例

4.4.4.1 防災に関する市民教育、ボランティア育成のための広域防災拠点の課題

広域防災拠点を防災に関する市民教育・育成に活用する場合の教育・育成対象別の課題をまとめると以下のとおりである。

① 市民の防災教育拠点としての課題

自主防災組織、企業防災組織、少年消防クラブ等の地域住民の防災啓発教育の充実が必要であるとともに、体験コーナー・防災シアター等の設備を備えると一層効果が高まると考えられる。

また、広域防災拠点を活用した防災研修を小・中学校の研修行事に組み入れてもらうようすべきである。

② 災害ボランティア・自主防災組織等の育成拠点としての課題

災害ボランティア、自主防災組織等の育成の場（特に専門家教育の場、例えば、救助・救急活動及び医療活動支援にかかる訓練拠点、災害弱者対応のための教育拠点）等としての活用を図るべきである。

③ ボランティアコーディネーターの育成拠点としての課題

ボランティアセンターの立ち上げ等、ボランティアコーディネーターは、発災直後、重要な役割を果たすものと考えられる。ボランティアコーディネーター育成としては、合同訓練ならびに災害図上訓練が有効であり、それに対応できる広域防災拠点の機能の充実が必要である。

4.4.4.2 標準的な育成カリキュラム

災害ボランティア、住民については、自分や家族の安全を守る「自助」に関する知識・能力と、隣人等と協力して地域の安全を守る「共助」に関する知識・能力を身につける必要がある。

とりわけ、災害ボランティアとしては、被災住民等に対する市区町村あるいは防災関係機関の対応能力を補完し、発災から災害復旧・復興に至るまで、被災地における様々なニーズにきめ細かく対応するなど幅広い活動が期待される。

このような活動を効果的で効率的なものにするためには、地域住民及び地方公共団体、その他の防災関係機関と連携をとりながら、組織立った活動を行う必要がある。このような観点から標準的な育成カリキュラムを考えると表 4.7 のようになる。

表 4.7 市民、災害ボランティア、コーディネーター、自主防災組織等の標準育成カリキュラム項目

分類	育成カリキュラム項目例		教育形態
基礎	各災害の基礎知識	災害発生メカニズム 過去の災害事例	座学、 e-ラーニング
	地域の災害危険性と被害想定	地域の災害危険性と被害想定 各種災害の被害想定等	
	防災のしくみ		
	災害に強いまちづくり		
	地域の防災リーダーの役割		
	災害ボランティアの役割	災害ボランティアの役割 ボランティアとして参加する際の心構え	
災害予防	災害に対する構え	事前の備えチェック 我が家の安全性チェック 我が家の耐震性チェック	座学、 e-ラーニング、 図上訓練、 実働訓練
	地域住民の防災活動の促進	住民の役割 防災マップづくり レジャー中の災害	
	防災訓練・講習会の企画運営		
	防災資機材等の管理		
	災害ボランティアの活動体制	災害ボランティアの活動体制 ボランティアコーディネーション	
災害応急対応	災害時の対応	気象予報、避難勧告・指示等 災害時にとるべき対応 情報収集・伝達方法 初期消火 応急手当の方法 救助方法 要援護者の安全確保 安全な避難方法 避難所活動 サバイバル技術	
災害復旧・復興	施設、設備の応急復旧活動		座学、 e-ラーニング
	地域の復旧・復興への住民の取り組み		座学、 e-ラーニング、 図上訓練、
	自主防災組織の役割		座学、 e-ラーニング、 図上訓練、 実働訓練

（平成 15 年 3 月 総務省消防庁「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書」より）

4.5 企業防災活動等への支援機能

広域防災拠点に求められる機能を考えるにあたっては、緊急消防援助隊等、行政による広域支援部隊のみならず、民間企業や経済関係団体の防災活動等での利活用があることも考慮しておく必要がある。

企業の防災体制については、自助の原則により自らの災害対応を行うこととなるが、こうした企業自身の危機管理としての防災体制の充実に加え、日本経済団体連合会が災害発生時の地域社会への企業の貢献に関して検討を進めているように、共助あるいは公助への企業による支援の取り組みが今後期待されている。

特にライフライン等の復旧作業への支援活動や輸送事業者による緊急物資輸送に対して、広域防災拠点の支援機能を検討しておく必要があるといえる。

また、ライフライン各社の指令拠点の代替機能や、各社で用意する通信機器などを収納するスペースの提供を行い、通信バックアップ機能を広域防災拠点にもたせることも考えられる。さらには、ライフライン各社がもっている防災関連情報（被害状況や施設管理情報など）を、行政がもっている情報と併せて共有し、活用するような仕組みを、企業の協力も得て広域防災拠点のなかに構築することも有効である。

このような、公共性の高い企業による防災への支援活動に対する行政の広域防災拠点等を活用した支援について、地域防災計画での位置付けを明確にしておくことも有効である。

一方、企業には、従業員による災害ボランティア活動への参加を促進するため、災害ボランティア休暇制度の導入の検討を進めることが望まれる。

（１）公益事業体の復旧活動支援

広域防災拠点では、ライフライン企業体の復旧活動要員や復旧車両支援の受け入れと復旧作業に関係する道路管理者及びその他のライフライン企業体とが復旧戦略会議等を行う連絡・調整用のスペースも確保する必要がある。

例えば、都市ガスの復旧については、全国のガス会社から応援がなされることになっているが、その応援体制について、応援要員・応援車両の受け入れ場所、受け入れる体制、食料、宿泊設備の調達などの課題がある。なお、こうした機能の必要性については、広域防災拠点のみならずより狭域の単位でも必要な課題であることに留意する必要がある。

（２）輸送事業者の輸送支援

トラック運送業界では、自然災害などの緊急時には国や地方公共団体と連携し、緊急・救援輸送を優先かつ迅速に行っている。平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災に際しては、震災発生直後から業界をあげて緊急・救援物資輸送にあたり、延べ 4 万台のトラックが出動した実績を有している。

こうした事例を踏まえると、広域防災拠点は、そのスペースの問題もあるが、これらの災害対応活動において、例えば緊急物資輸送トラックなどの運転員の休憩場所、燃料補給拠点等としての利用も考えられる。

なお、この場合、企業が広域防災拠点を活用するにあたっての一定のルールづくりを今後考える必要がある。

第5章 行政区域を越えた広域防災活動の実現への方策

前章で緊急消防援助隊およびボランティア団体の活動支援という視点での広域防災拠点の活用方策に関して述べた。

現在、現行の地域防災計画では、行政域を越える大規模災害に対し、被災地方公共団体や周辺地方公共団体が連携した具体的な対応計画に関してはあまり検討がなされていないため、本章では、今後、国の現地対策本部の設置が想定される基幹的広域防災拠点の整備を意識しつつ、広域防災拠点相互の連携ネットワークの構築に向けてリダンダンシーやリスク分散に配慮し、各都道府県の広域防災拠点の位置や規模、機能等の情報を都道府県間で共有することなど、広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通の課題や各圏域ごとの広域防災拠点相互の役割と広域連携体制等の検討の方向性、さらに今後取り組むべき施策について述べるものとする。

5.1 広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通の課題

首都圏、中部圏、近畿圏の各圏域ごとの広域防災活動支援のための広域防災拠点について各構成地方公共団体からの意見をもとにまとめた共通の課題は以下のとおりである。

（各地方公共団体からの広域防災活動支援のための広域防災拠点の連携と課題(圏域内での広域防災拠点にかかる課題、広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題及び施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関する調査の回答は、巻末の資料参照（首都圏：資料 13、中部圏：資料 14、近畿圏：資料 15）

（1）オープンスペースの確保

大都市圏におけるオープンスペースの確保は困難であり、特に、首都圏では、広域防災拠点の整備・指定に限らず、オープンスペースは不足している。

既存のオープンスペースを活用して広域防災拠点の整備・指定を考える場合、まず、都道府県立都市公園の利用が挙げられるが、すでに地元市区町村により広域避難場所として指定されている公園もあり、調整が必要となる。

また、新たに広域防災拠点を整備する場合には、災害時と平常時の活用方策を考慮した公園等の整備手法の検討が必要であると考えられる。

（2）広域防災拠点における防災情報の共有化の実現

大規模災害時に応援・支援等により共同して対応にあたる都道府県相互で防災対策を円滑かつ効果的に遂行するためには、相互に連携し、機能的に補完する広域防災拠点を含め防災活動に資する様々な情報をあらかじめ共有しておくことが有効であると考えられる。

ア 共有化を行うべき必要情報の例示

- ① 活動拠点の状況（収容面積、事務室、会議室、宿泊室等の機能）
- ② 備蓄施設の配置状況

- ・位置、収容能力、施設管理者、連絡先
- ・ヘリポート・鉄道等との接続及び緊急輸送道路とのアクセス状況
- ③ 消防職員数、消防車両の配置状況
 - ・本部・署所の位置、数、消防職・団員数、責任者、連絡先
 - ・消防車両等（ポンプ車、救助工作車、救急車等の台数）
 - ・消防・防災ヘリコプター保有機数及び離発着場指定状況
 - ・自主防災組織、ボランティア等
- ④ 各地方公共団体等の情報連絡体制状況
 - ・防災行政無線の配備状況（無線の種類別の設置総数）、責任者、連絡先
 - ・夜間・休日の情報連絡手段の整備状況、責任者、連絡先
 - ・防災行政無線以外の情報連絡手段の整備状況（CATV、オフトーク通信等）、責任者、連絡先
- ⑤ 各地方公共団体の避難所の指定状況、収容能力
 - ・位置、用途区分別(一時避難地、収容施設等)施設数及び収容可能人員数、施設管理者、連絡先
- ⑥ 輸送、搬送のかかる協定状況及び輸送、搬送能力
 - ・各地方公共団体が保有する車両（災害時輸送用バス）の移送車両台数及び移送可能人員（人）
 - ・バス協会等の協定による輸送・搬送体制（協定に基づく防災資機材、救援物資等の輸送車両台数及び輸送能力）、責任者、連絡先
 - ・トラック協会等との協定による輸送体制
 - ・道路、港湾、飛行場、交通規制
- ⑦ 病院、ホテル・旅館、公営住宅等の収容能力
 - ・病院（国・県立、市町村立）の位置、診療科目別の病床数、責任者、連絡先
 - ・ホテル・旅館の位置、収容人員数、責任者、連絡先
 - ・地方公共団体の公営住宅の位置、戸数、収容人員数
 - ・社会福祉施設の位置、種別ごとの収容人員数
- ⑧ ボランティアセンターの設置予定場所、活動内容及び連絡方法、責任者等
- ⑨ その他
 - ・危険物貯蔵施設対策、高齢者等災害時要援護者対策、帰宅困難者対策、観光客対策

イ 広域防災情報共有化のための新たな手法の導入

これまでは、各分野ごとの防災関連情報が個別にデータベース化されてきており、残念ながら相互に集約され利用されているとは言い難い。これらの情報を、広く利用されているGISに取り込む取り組みが急速に進みつつあり、情報の活用及びそのための共有化の観点からは、効果的なものであるが、近年の情報技術（インフォメーション・テクノロジー）の飛躍的進歩ならびに使用環境の向上に伴い、今後、都市整備事業の計画策定、施設管理等で特に可視化手段として3D-GISが活用される機会が増えてくると予想される。

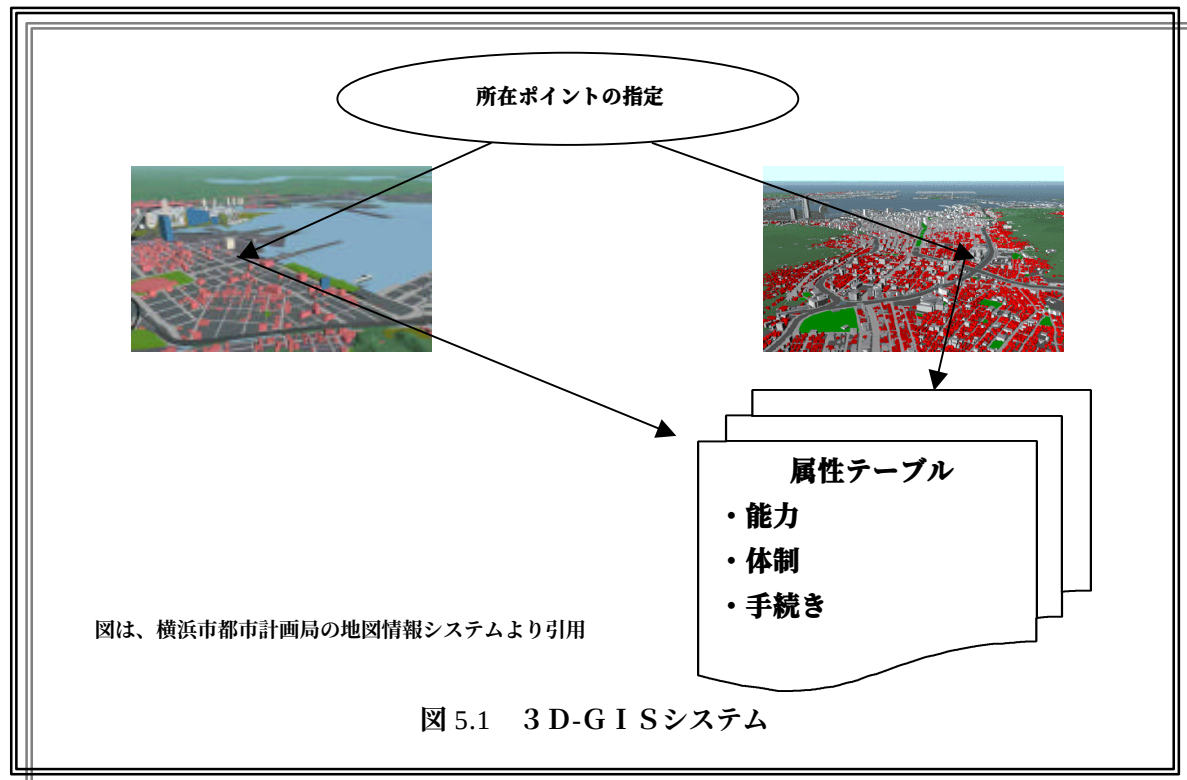
平常時にすでに利用されているGISに広域防災情報の共有化の機能を組み入れることは、情報の一元管理の面からも効果的であると考えられ、また、共有すべき災害情報によっては、3D-GISシステムを構築し、広域防災拠点で活用できるようにしておくことは、そこで行われる意思決定に極めて有効であると思われる。

3D-GISとは、各地方公共団体の行政区界、役所、消防本部・署所の所在地、避難所、病院、備

蓄施設、活動拠点、ボランティアセンターの設置予定場所を三次元電子地図データマップ上で表示させ、クリックするとそれぞれの機能属性、また、管理主体、区分の指定状況に合わせて避難路、緊急輸送道路、橋梁、河川などの情報が表示・更新できる防災情報管理システムである。

実例として平成 13 年 9 月 11 日のニューヨーク同時多発テロ後、GIS 専門家がボランティアとして参加して、ニューヨーク市各部局が必要とする電子地図データ作成し、3D-GIS を構築し瓦礫内部での火災の継続状況ならびに交通規制等に活用したことが知られている。

3D-GIS は、国内の一部の地方公共団体でも都市計画策定の際に用いられており、防災・災害対策での適用が注目されている。



(3) 広域防災拠点を活用した緊急消防援助隊の機能充実のための仕組みの検討

ア 緊急消防援助隊に対する消防庁長官の「指示」を想定した訓練の実施

今般の消防組織法改正において、東海地震等の大規模災害等が発生した場合は、消防庁長官が緊急消防援助隊に対して出動の「指示」ができることとなる予定である。従って、平常時から消防庁長官の指示権限に基づく出動を想定した図上(シミュレーション)訓練を広域防災拠点を活用して行うこと等により連携を図る必要があると考えられる。

なお、大規模災害時には、緊急消防援助隊出動時には、消防庁職員も被災地等に出向き、現場の情報等を収集し、消防庁への伝達等を行うことが想定されている。

イ 広域災害対策活動に用いる資機材、機器類等の標準化・高機能化

遠隔地から派遣された緊急消防援助隊を含む広域支援部隊は、活動装備を備えて集結する。中でも、

緊急消防援助隊は、複数の登録消防機関で構成されるが、活動資機材は、それぞれの消防本部が出動する際に準備することとなる。

なお、極めて緊急性が高い場合は、消防隊員が最小限の資機材のみを携行して派遣される場合も想定できる。こういった場合を想定すると、予め各地に消防隊員が使用する資機材を配置しておき、災害発生時にはその備蓄・用意された資機材・機器を使用できるようにしておくことが有効である。

従って、資機材等は、消防隊員であれば誰でも使用できるよう標準化を図っておくことが効果的であると考えられる。

例えば阪神・淡路大震災の折には、地元消防部隊と応援消防部隊とで消防用ホースの口径や連結方式の違いがあり混乱したケースがあったが、その後、応援出動時に携行するホースの口径の統一が図られるとともに、媒介金具を装備携行することにより、問題を解決した例がある。

また、活動の効率化を図るために資機材の高機能化を図っておく必要がある。

- ・衛星通信用可搬型画像伝送システムの小型軽量化及び各ブロック消防本部への整備
- ・緊急消防援助隊動態情報システム

（集結場所から被災地までの進入ルートについては、道路の被災状況等を踏まえたルートの指示を行う必要があり、こうした情報が共有できるナビゲーション装置の標準化が望まれ、補助規格等により援助隊車両への標準装備とすべきである。）

- ・新しい消防・救急デジタル無線における消防共通波 10 波の移動局への全波整備と消防共通波基地局 2 波の各消防本部への整備

現在のアナログ方式による消防・救急無線は、全国共通波 3 波、県共通波 7 波が割り当てられている。消防・救急無線のデジタル化に際しては、統制波（全国共通波）1 波、県共通波 9 波とし、緊急消防援助隊の車両に搭載する無線機として全 10 波を使用可能とする計画がある。

また、これにあわせて、従来、全国共通波の導入が遅れている消防本部もあったことから、デジタル化にあたり、基地局には統制波 1 波と県共通波 1 波の計 2 波を各消防本部に整備することとなる予定である。

さらに、緊急消防援助隊の活動報告書に関しても様（フォーマット）の標準化を図っておくことも検討する必要がある。

ウ 広域防災拠点での災害対応資機材ならびに車両の充実

緊急消防援助隊の活動に要する消耗材や仮設材等については現地で確保しなければならないので、これらについて、備蓄と併せた補給体制の確保が必要である。

また、緊急消防援助隊を支援する資機材の備蓄としては、応援部隊の活動において消費する消耗材（救急器材、毛布、ホース等）及び側面的支援資機材（テント、照明機材等）を中心に検討すべきものとする。

国（消防庁）には、広域防災拠点に緊急消防援助隊の活動に必要な消防用の資機材を整備し、災害時および訓練時に地方公共団体に無償で使用させるなどの便宜を図ることが望まれる。例えば、緊急消防援助隊が使用する資機材等を国が購入し、広域防災拠点の設置される地方公共団体に貸与しておくことができれば、災害時に消防職員等人員の輸送・集結のみで速やかに活動に移行させることがで

きるようになるので効率的であると考えられる。

(4) 災害ボランティア活動支援のための環境整備

ア 広域防災拠点と災害ボランティアセンターとの連携強化

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・派遣業務や総合的なボランティアの需給調整、災害対策本部・被災市町村・各種ボランティア団体等との連絡・調整等の広域的調整業務等を実施することとなるが、ボランティア参加者の活動目的と被災地のニーズの調整を行いながら、ボランティアの派遣を迅速に行うの仕組みづくりや広域防災拠点にボランティアが集結した場合の連絡調整体制および手段に関して十分な検討を行っておく必要がある。

イ ボランティア相互やボランティアと行政間の調整を行い得る地方公共団体職員およびボランティアコーディネーター育成

ボランティア相互の調整は、マネジメントが多分に必要な領域である。災害時、被災地に駆けつけるボランティアには経験者も少なくないと思われ、経験を積んだ一家言を持つボランティアの調整は行政の一般職員が担える単純な業務ではないことも多い。豊富な知識と経験に裏打ちされた、こうした点を踏まえた人材育成・人的配置が必要である。

さらに、ボランティア相互やボランティア団体と行政の調整を行えるボランティアコーディネーター養成が必要である。

ウ 情報の共有化を含むボランティア団体のネットワークづくり

社会福祉協議会や日本赤十字社などとの連携及びボランティア同士の交流の促進、研修等の実施による平常時からのネットワーク構築と国、都道府県、被災市町村、ボランティア団体等との情報の共有（防災ホームページ等を活用した情報の一元化など）が必要である。

エ ボランティア保険の標準化

ボランティア保険については、各自治体対応であるため、保険の付保内容はそれぞれ相違している。同じ活動をしたボランティアの保障がばらばらであるのは問題であるため、付保内容の標準化が必要であると思われる。

オ その他の施策

本調査検討会構成都府県(市)に行った、広域防災拠点に設置されるであろうボランティア活動支援センターのあり方について、国や都府県が取り組むべきことに関して意見を聞いたところ、以下のものが挙げられた。

- ・ボランティアの受け入れに対する意識啓発
- ・都道府県内のボランティアの活動が活発化するような支援
- ・都道府県内におけるボランティアの受援体制が強化されていくようなNPO法人との協働
- ・ボランティアセンター設置に係る行政の支援に関する準備と市町村への指導
- ・国が行うべき取り組みもしくは施策としての、各種ボランティア団体交流の場の設置、広域災害の際の団体間軋轢の解消、災害応急活動におけるボランティア団体への権限付与の検討
- ・ボランティア支援センターの運営にあたって、圏域のボランティア団体のネットワークによる自主運営体制の整備、防災拠点の研修・訓練への活用によるボランティア間の顔の見える関係

の構築

これらの意見についても、広域防災拠点を設置する側（地方公共団体）として、今後の広域防災拠点整備等にあって、留意していく必要があると考えられる。

（５） 公用・公共用施設整備等に当たっての留意点

国、都道府県等の開発計画あるいは施設整備に当たっては、防災の視点を導入して災害時活用空地の確保や施設への飲料水槽、井戸の設置、非常電源、被災住民受け入れ機能、災害時資機材備蓄機能、情報通信機能等の設備を付加しておく必要があり、そのため、法令等による義務付けや国による財政支援等の充実が望まれる。

また、広域防災拠点の整備においては、オープンスペース確保のための基盤整備が必要となり、その費用負担については、基本的には設置自治体が負担して整備を進めるべきであるが、国として関与すべき部分について、国において支援制度の充実を図る必要がある。

（６） 圏域内における定期的な協議の実施

本調査検討会の体制をベースとして、圏域内において防災について協議する場を定期的に持ち、本章で挙げた『隣接県相互間での地域防災計画（広域応援受援体制のあり方等）』、『大規模災害時の応急対策に関するアクションプランの策定』、『広域防災情報共有化のための仕組みの検討』、『広域災害対策活動に用いる資機材、機器類等の標準化・高度化に関する検討』に関する検討を継続的に実施するとともに必要に応じてメーリングリストの活用等により広域防災拠点に関する情報・課題の共有化をさらに進めていくことが望ましい。

さらに、今回調査検討会を設置した首都圏、中部圏、近畿圏の３圏域以外の地域でも広域圏域ごとに広域防災拠点のあり方について継続的に協議する場を設置することが望まれ、国（消防庁）は、これを側面から支援するなど積極的に関与することが望まれる。

5.2 広域防災活動支援のための各圏域の広域防災拠点の連携と課題

現在、広域防災活動支援に関し、市区町村では、都道府県内統一協定の締結により相互応援体制を確保しており、都道府県相互では広域防災応援協定が締結され、互助による災害対応体制の充実が図られている。

また、総務省消防庁では、東海地震や火山災害を想定した隣接県相互間での地域防災計画について調査研究を行っており、災害対応活動に関する体制の構築、防災情報の共有化の必要性を挙げている。

本項は、上記背景を踏まえ各構成地方公共団体からの意見をもとにまとめた首都圏、中部圏、近畿圏の各圏域ごとの広域防災拠点の連携と課題について述べる。

なお、この分析に当たっては、各圏域における緊急消防援助隊を含む広域支援部隊の集結拠点、救援物資の中継・分配拠点、備蓄拠点に関する整備の方向性に関して表 5.1 に示す広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データを補足的に用いて検討を行うこととした。

なお、指標とするデータは、消防組織力をあらわすものとして1万世帯あたりの消防職員数、1万世帯あたりの消防団員数、自主防災組織の組織率、市区町村の相互応援協定締結率、消防関係設備の充

実度をあらわすものとして消防水利充足率、消防用施設充足率、消防活動・緊急輸送用道路の充実度をあらわすものとして消防活動用道路要整備区域率、緊急輸送道路要対策箇所整備率、緊急輸送道路における輸送拠点整備箇所数、広域防災拠点の充実度をあらわすものとして広域防災拠点整備率を、備蓄に関する充実度をあらわすものとして人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積、ヘリポート等航空輸送設備の充実度をあらわすものとしてヘリポート整備率を、都市公園等のオープンスペースの充実度をあらわすものとして一人当たりの都市公園面積を用いた。

さらに、参考として消防防災力をあらわすものではないが、各圏域内の人々の移動ならびに活動を示す指標として圏域内の他都府県への従業・通学者数を用いることとした。

表 5.1 広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データ

1 万世帯あたりの消防職員数	管内 1 万世帯あたりの消防職員数 (消防庁ヒアリング(資料編)平成 14 年 5 月地方分権改革会議および地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課)
1 万世帯あたりの消防団員数	管内 1 万世帯あたりの消防団員数 (消防庁ヒアリング(資料編)平成 14 年 5 月地方分権改革会議および地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課)
自主防災組織の組織率	組織されている地域の世帯数/管内世帯数 (地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課)
市区町村の相互応援協定締結率	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数/市区町村数 (消防庁ヒアリング(資料編)平成 14 年 5 月地方分権改革会議)
消防水利充足率	消防水利: 消防に必要な水利施設及び消防水利(消火栓、防火水槽、井戸等)として指定されたもの 消防水利充足率: 消防水利の基準数(消防庁告示: 消防用ホースの延長距離によって消防隊の有効活動範囲を作成することにより設定)に対する、整備された水利施設数の割合 (平成12年4月1日現在: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
消防用施設充足率	消防用施設: 消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防車、救急自動車、救助工作車 消防用施設充足率: 消防用施設の基準数(人口や風速によって算出)に対する整備された施設数の割合集計値(47都道府県) (平成12年4月1日現在: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
消防活動用道路要整備区域率	消防活動用道路: 幅員6m以上の道路 ※建設省告示第1029号 平成8年 消防活動用道路要整備区域率: 人口集中地区における幅員 6m 以上の道路から概ね 140m 以遠の区域面積の割合 (平成14年3月現在において、避難路が整備済み又は整備中である区域以外の面積地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積(m ² /万人)	備蓄倉庫: 都道府県市区町村、地方公共団体が新たに設置した備蓄倉庫及び既存建物施設の一部を利用した備蓄倉庫、学校備蓄室等を含む 人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積: 市町村人口に対する備蓄倉庫の整備割合 (平成13年4月1日現在の「消防防災震災対策現況調査(消防庁調べ)より転記: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府」)
広域防災拠点整備率(広域圏ベース)	対象施設: 総合管理機能・防災教育機能・備蓄機能をすべて備えた総合的な広域防災拠点施設 広域防災拠点施設整備率: 都道府県広域圏における総合的な地域防災拠点施設が整備されている広域圏数の割合 (平成14年3月現在における整備済みと整備中の施設の合計値: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
ヘリポート整備率	防災拠点におけるヘリポート: 防災拠点におけるヘリポート及び臨時発着場のヘリポートを含む 防災拠点におけるヘリポート整備率: 地域防災計画に定められた地方公共団体庁舎、災害拠点病院及び緊急輸送拠点等の施設数に対する整備済み及び整備中の全ヘリポート数 (平成14年3月現在における整備済みと整備中の施設の合計値: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
緊急輸送道路要対策箇所整備率	緊急輸送路: 地域防災計画において指定された緊急輸送路 緊急輸送路整備率: 緊急輸送路における道路防災総点検(H8)による要対策箇所に対する整備・改良済み箇所数の割合 要対策箇所: 橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッド (平成14年3月現在における整備済みと整備中の施設の合計値: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
緊急輸送道路における輸送拠点整備箇所数(箇所/50km)	対象施設: 緊急輸送路線における輸送拠点 緊急輸送路線の輸送拠点整備率: 緊急輸送路に指定されている各路線において、沿線に整備された輸送拠点の整備割合 (平成14年3月現在において、避難路が整備済み又は整備中である区域以外の面積: 地震防災施設の現状に関する全国調査(最終報告): 内閣府)
一人当たりの都市公園面積(m ²)	都市公園(都市計画区域内の設置された小規模児童公園、児童公園、運動公園、普通公園、河川敷緑地)の人口(都市計画人口)一人当たりの面積 (国土交通省「都市公園等整備現況調査の結果について: 平成13年3月31日」)
圏域内の他都府県への従業・通学者数	従業・通学による流出人口 (平成12年国勢調査 従業地・通学地集計(常住地による男女別15歳以上の就業者及び通学者数)より加工して作成)

5.2.1 首都圏広域防災拠点の連携と課題

表 5.2 に示すように、首都圏の各都県における 1 万世帯あたりの消防職員数は、全国平均水準であり、1 万世帯あたりの消防団員数は全国平均を下回っており、自主防災組織の組織率は、神奈川県、東京都が全国平均と比べて高い水準にあるといえる。

また、市区町村の相互応援協定締結率、消防水利充足率および消防用施設充足率に関しては高い水準であるといえる。

しかし、消防活動用道路要整備区域率は、首都圏の各都県とも全国平均と比較すると低水準であり、消防活動に際してポンプ車等が災害現場に近接できずに長距離送水を行わざるを得ない場合が考えられるため、広域防災拠点を含む防災拠点、消防等にあらかじめ小型ポンプや消防用ホースを分散備蓄しておくことが有効であると考えられる。

一方、広域防災拠点の候補となるオープンスペースである都市公園の一人当たり面積に関しては、首都圏の各都県とも全国平均に比して低い水準である。

従って、首都圏において、新たに広域防災拠点を整備していくことは困難な状況にあるといえ、とりわけ東京都は、広域防災拠点整備率および緊急輸送道路要対策箇所整備率に関しても低いため、周辺県市は、応援部隊の活動において消費する消耗材（救急器材、毛布、ホース等）及び側面的支援資機材（テント、照明機材等）の備蓄を進め、都内をバックアップする機能充実が必要となる。

また、表 5.2 に示すように首都圏では、都県間の移動人口は極めて多く、東京都からの従業・通学による圏域内の他県への移動人口は少なく、逆に埼玉県、千葉県、神奈川県からの他都県への移動人口は多い。首都圏が被災した場合、移動先の罹災が想定されるとともに、多くの帰宅困難者が発生し、安否情報確認に関しても困難をきたすものと考えられ、都県相互の広域的な連携強化が必要となる。

5.2.1.1 広域防災拠点相互の役割の検討

(1) 緊急消防援助隊を含む広域支援応援部隊の集結（ベースキャンプ）拠点としての役割

首都圏が被災した場合、緊急消防援助隊を含む広域支援応援部隊は、圏域北部、東部、西部からの陸路利用と南部からの海路利用により集結することになる。

圏域北部、東部、西部からの陸路利用により集結する部隊に関しては、東京都の立川防災基地、埼玉県の越谷防災基地、新座防災基地、秩父防災基地、中央防災基地、熊谷防災基地、埼玉スタジアム 2002 が集結（ベースキャンプ）候補地として挙げられ、海路利用により集結する部隊に関しては、有明の丘地区、東扇島地区に整備予定である基幹的広域防災拠点や、千葉市が広域防災拠点として整備中である蘇我臨海地区などが候補地として挙げられる。

緊急消防援助隊の集結は、現在、一次集結とその後の二次集結の時間段階に分けられており、あらかじめ想定されるハザードに基づく被災状況に応じて、それぞれの段階での集結候補地を選定しておく必要があるとともに、集結拠点から被災現地へ移動するためのアクセス道路の導通性確保が必要である。

以下に消防防災機能の観点からの広域防災拠点相互の役割及び広域連携体制等の検討の方向性に関し例示する。

(2) 救援物資の中継・分配拠点としての役割

圏外からの救援物資は、陸路利用で圏域北部、東部、西部から集積される場合と海路利用による場

合とが考えられる。陸路利用の場合は、緊急消防援助隊を含む広域応援部隊の集結拠点と同様に東京都、埼玉県の防災基地が中継・分配機能を担うことが望ましいと考えられる。また、海路利用の場合では、救援物資の中継・分配機能は、東扇島地区の基幹的広域防災拠点に加え、東京都の水上輸送基地が担うことが期待される。

5.2.1.2 広域連携体制等の検討の方向性

広域防災拠点に関して検討を行うには、各関係団体の密接な連携が必要となるが、その検討の場について、これまで、本調査検討会、国土交通省、7都県市広域防災・危機管理対策会議と各々開催されている。また、都県境を越えた広域的な災害対策について、実践的な広域連携体制を確立するため、これまで、7都県市での検討や合同防災図上訓練等により様々な共通課題の把握や関係機関の連携のあり方等について検討を行っている。

広域的な防災対策を効果的に進めるためには、広域防災拠点の機能等の検討も必要であるが、防災関係機関それぞれの役割のもと、どのように広域連携を図っていくかが重要であり、今後、国、都県、市区町村等の情報伝達方法や支援部隊の応援・受け入れ体制（マニュアルの整備）等ソフト面の充実を中心に、他の検討会議とも連携しつつ、統一的に検討することも必要であると考えられる。

さらに、実践的な広域連携体制を構築するためには、広域的な防災計画が必要であると考え、広域防災計画の策定に際しては関係地方公共団体のハード・ソフト両面にわたる調整も必要となり、解決すべき課題も多いことも事実である。

5.2.2 中部圏広域防災拠点の連携と課題

中部圏は、先般、東海地震の想定被害範囲が大きく西に広がったことを踏まえると、必ずしも現状において十分な施設が整備されているとは言い難く、より広く圏域全体を視野に入れた広域防災拠点整備が必要となる。

内閣府においても、名古屋圏の中核的広域防災拠点整備の構想をスタートさせるところであり、この中核的拠点を含む各拠点を結ぶネットワークという視点での検討を進める予定である。

表 5.3 に示すように、中部圏の各県における 1 万世帯あたりの消防職員数は、全国平均水準であり、1 万世帯あたりの消防団員数は岐阜県が高い水準を示しており、自主防災組織の組織率は、各県とも、全国平均をはるかに上回っている。

また、市区町村の相互応援協定締結率は、各県とも高い水準にあり、消防水利充足率及び消防用施設充足率に関してもある程度高い水準であるといえる。

人口 1 万人当たり備蓄倉庫整備面積は、静岡県が極めて高く、逆に愛知県は、全国平均と比べると低い水準に留まっている。

愛知県内で新たに指定もしくは整備を行うか、備蓄倉庫面積が充実している静岡県との連携強化を図る必要があると考えられる。

一方、静岡県の緊急輸送道路要対策箇所整備率は低い水準に留まっており、計画的な整備が待たれる。

以下に消防防災機能の観点からの広域防災拠点相互の役割及び広域連携体制等の検討の方向性に関し例示する。

5.2.2.1 広域防災拠点相互の役割の検討

(1) 緊急消防援助隊を含む広域支援応援部隊の集結(ベースキャンプ)拠点としての役割

東海地震を想定した場合、被災地域は静岡県全県、愛知県東部、東南海地震を想定した場合は、愛知県西部、三重県全県と被害が広範囲におよぶ。

例えば、名古屋市を中心とする大都市圏域で考えてみた場合、静岡県の緊急輸送道路要対策箇所整備率が低いことを考えると、陸路利用により圏域西部から集結する緊急消防援助隊を含む広域支援部隊の集結（ベースキャンプ）拠点は、例えば、集結の効率性を考え、空路や高速道路及び国道等の結節点がある愛知県北西部に配置することが適切と考えられる。

また、海路利用により集結する緊急消防援助隊を含む広域支援部隊は、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」に基づき指定された一次集結地7箇所、防災ヘリ等集結拠点2箇所、愛知県の臨海防災活動拠点（名古屋・海部・知多：名古屋港、知多・西三河：衣浦港、東三河：三河港）及び三重県中勢拠点到集結することが予定される。なお、ヘリポート整備率は、いずれの県も全国平均を下回っており、今後計画的な整備が期待される。

海路利用の場合は、道路の耐震化のみならず、港から被災現地へ移動するためのアクセス道路の導通性確保が必要であると考えられる。

(2) 救援物資の中継・分配拠点としての役割

圏域外からの救援物資は、陸路利用で圏域東部、西部から集積される場合と海路利用による場合とが考えられる。圏域西部からの場合は、緊急消防援助隊を含む広域支援部隊の集結拠点と同様に愛知県北西部に中継・分配拠点を配置することが適切と考えられる。

また、圏域東部に関しては、静岡県が現在検討を進めている県東部、県中部、県西部の集積拠点を利用することになり、海路利用に関しては、愛知県の臨海防災活動拠点及び三重県中勢拠点到集積される。

海路利用の場合は、道路の耐震化のみならず、港から被災現地へ移動するためのアクセス道路の導通性確保が必要であると考えられる。

5.2.2.2 広域連携体制等の検討の方向性

平成14年度に消防庁震災対策室では、「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会」を設置・開催し、その中で、「広域応援プランのあり方」や「都道府県相互間地域防災計画の必要性、あり方」について、調査・研究を行っており、年度内に「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する研究報告書」を取りまとめることとなっている。

今後は、これらの研究成果を踏まえ、

- ・国、都府県間における広域応援のあり方
- ・都府県内の市町村間における広域応援のあり方

などについて、東海地震対策都県市連絡協議会や地震防災対策強化地域都県市連絡会、または、中部9県1市広域災害応援連絡協議会などにおいて、より具体的な検討を行う必要がある。

具体的な検討事項としては、

- ・広域応援プランに基づく広域応援受援体制の整備
- ・国・被災県等による現地合同災害対策本部体制の整備
- ・国・被災県等における災害関連情報の収集・伝達体制（情報共有ネットワーク）の整備

- ・中核的な広域防災拠点と各県の広域防災拠点とを結ぶ交通ネットワーク(陸・海・空路)の整備
- ・各県の相互連携による効果的な物資の備蓄(例：水・食料、毛布、生活必需品)
- ・各県の災害拠点病院相互の機能連携

などが挙げられる。

5.2.3 近畿圏広域防災拠点の連携と課題

表 5.4 に示すように、各府県における 1 万世帯あたりの消防職員数は、ほぼ全国平均水準であり、1 万世帯あたりの消防団員数は大阪府を除き、全国平均水準レベルであり、自主防災組織の組織率は、兵庫県、京都府、三重県が全国平均と比べ高い水準にある。

また、市区町村の相互応援協定締結率は、福井県、三重県、大阪府、兵庫県を除いて低いが、消防水利充足率および消防用施設充足率に関しては、ある程度高い水準であるといえる。

人口 1 万人当たり備蓄倉庫整備面積でみると、福井県、三重県、兵庫県、和歌山県は、全国平均を上回っているものの、備蓄能力のばらつきが生じている。。

一方、将来的に広域防災拠点の整備・指定の際にオープンスペースの候補とされる都市公園の面積に関しては、福井県、兵庫県、奈良県は比較的高い水準であるが、他の府県では、新たに広域防災拠点を整備していくことは困難な状況にあるといえる。

また、広域防災拠点整備率は、京都府、大阪府、兵庫県が高く、緊急輸送道路要対策箇所整備率は、三重県、滋賀県、京都府、大阪府が高く、ヘリポート整備率は、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県が高い。

表 5.4 に示すように近畿圏では、府県間の移動人口は多く、大阪府、兵庫県、奈良県、京都府からの従業・通学による圏域内の他県への移動人口が多い。近畿圏が被災した場合、移動先の罹災が想定されるとともに、多くの帰宅困難者が発生し、安否情報確認に関しても困難をきたすものと考えられ、府県相互の広域的な連携強化が必要となる。

各府県の各指標にばらつきはあるものの、総合的に見ると大阪府、兵庫県、京都府がある程度高い水準を有しており、今後、広域防災ネットワークを構築する場合の中核的役割を果たすものと期待される。

なお、内閣府が実施している京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会の近畿圏域における広域防災拠点のケーススタディの結果を踏まえ、総合的な機能を有する広域防災拠点のリダンダンシーの確保、機能分化型広域防災拠点の有機的連携の必要性、大規模災害発災時における体制立ち上げ等広域オペレーションの必要性に関する今後の検討が待たれるが、以下に消防防災機能の観点からの広域防災拠点相互の役割及び広域連携体制等の検討の方向性に関し例示する。

5.2.3.1 広域防災拠点相互の役割の検討

(1) 緊急消防援助隊を含む広域支援応援部隊の集結（ベースキャンプ）拠点としての役割

南海地震を想定した場合、被災地域は和歌山県全域、徳島県沿岸部となり、緊急消防援助隊を含む広域支援部隊が陸路利用し集結すると考えると、大阪府南部周辺及び兵庫県南部に集結拠点（ベースキャンプ）を整備及び指定し、有機的連携を図ることが適切であると考えられ、沿岸部の広域防災拠点と内陸部の広域防災拠点のリダンダンシーの確保に特に留意する必要がある。

また、花折断層等を起震断層とする内陸型地震を想定した場合、被災地域は京都府全域、滋賀県西部、奈良県北部となり、大阪府北部、京都府南部周辺に集結拠点を整備および指定し、有機的連携を図ることが適切であると考えられる。

(2) 救援物資の中継・分配拠点としての役割

救援物資の中継・分配拠点に関しても、緊急消防援助隊を含む広域支援応援部隊の集結（ベースキャンプ）拠点と同様に、大阪府南部周辺、大阪府北部周辺、兵庫県南部、京都府南部に整備及び指定し、広域防災拠点のリダンダンシーを確保することが望ましいと考えられる。

5.2.3.2 広域連携体制等の検討の方向性

広域かつ甚大な災害に対して効果的に対応するためには、中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」で検討されているような被害様相、被災シナリオを作成したうえで、図上での検証等を行いながら、あるべき対応を体系的に整理し、広域的な防災計画を策定する必要があると考えられるが、災害対策基本法第43条に基づく都道府県相互間地域防災計画策定の前に、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」の具体化とマニュアル化が必要である。

そのためには、まず「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の被害想定結果をもとに、各府県が共通シナリオを共有しながら、大規模災害時の応急対策に関するアクションプランを策定することが望ましいと考えられる。

アクションプランの策定は、発災直後から復興段階までの消防・救助、救急・医療、生活支援等に関する課題を踏まえた市町村、府県又は国のオペレーション及びそれぞれの階層的な役割（対策の第一次的な実施責任は市町村、広域にわたり総合的な処理を必要とするものは府県、更に府県で対応できないような大規模災害の場合に国が支援することを基本とする）を設定するものであり、大規模災害時における基本となる広域オペレーションあるいは広域防災システムの検討と図上検証を、2府7県を中心に国、政令市、ライフライン機関が参加して、消防救助のテーマから順次進めていく必要があると考えられる。

その上で、他の内陸活断層の地震、淀川流域の浸水被害といった他のハザードに対するアクションプランの検討を進める。

また、近畿圏全体の防災力向上のためには、国（消防庁）、府県市、学識経験者等をメンバーとする継続的な（本調査検討会のような）場の設定は非常に有効であるとの意見があることから、今後とも継続することが望まれる。

なお、南海地震を想定した場合は、沿岸部の広域防災拠点と内陸部の広域防災拠点とのリダンダンシーの確保に特に留意する必要がある。

その場合の検討事項は、近畿府県災害対策協議会、関西広域連携協議会等と連携・情報の共有化を図りながら設定すべきであり、上記の図上検証結果を踏まえ、以下の事項に関する取り組みを期待される。

- ・ 広域防災拠点における平常時の訓練計画
- ・ 災害発生時の応援部隊の移動経路、手段の検討

表 5.2 首都圏の広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データ

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	全国
1万世帯あたりの消防職員数	30	33	33	26	32
各都県とも全国平均レベルである。					
1万世帯あたりの消防団員数	58	131	44	56	194
各都県とも全国平均を下回っている。					
自主防災組織の組織率	50.8	52.2	71.1	81.2	59.7
神奈川県、東京都が全国平均を上回っている。					
市区町村の相互応援協定締結率	88.0	100.0	96.8	89.2	70.1
各都県とも全国平均をはるかに上回っているものの、都県間でばらつきがある。					
消防水利充足率	77.6	79.6	95.8	94.0	78.6
埼玉県、千葉県は、全国平均レベルであり、東京都、神奈川県は、全国平均をはるかに上回っている。					
消防用施設充足率	91.4	92.9	92.6	92.6	93.8
各都県ともほぼ全国平均レベルである。					
消防活動用道路要整備区域率	23.2	7.7	7.2	6.7	11.6
埼玉県を除く、都県は、全国平均をはるかに下回り、消防活動の際の障害となる。					
人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積 (㎡/万人)	56.4	41.5	123.4	78.7	63.6
東京都、神奈川県は、全国平均を上回っているが、都県間で備蓄能力にばらつきが生じている。					
広域防災拠点整備率	100.0	100.0	11.3	75.0	44.7
東京都を除く各県は、全国平均を上回っているが、都県間で整備率にばらつきがある。					
ヘリポート整備率	100.0	60.2	83.2	77.9	75.1
千葉県を除く各都県ともほぼ全国平均レベルを上回っている。					
緊急輸送道路要対策箇所整備率	32.2	19.6	7.9	21.4	33.9
各府県とも全国平均を下回っている。					
緊急輸送道路における輸送拠点整備 箇所数(箇所/50km)	3.8	0.0	8.7	0.0	1.9
千葉県、神奈川県は、全国平均をはるかに下回っており、都県間でばらつきも大きい。					
一人当たりの都市公園面積(㎡)	5.4	5.9	4.1	4.3	8.1
各都県とも全国平均を下回っている。					
圏域内の他都県への従業・通学者数	1,127,808	883,049	459,379	1,099,810	—
常住都県人口	6,938,006	5,926,285	12,064,101	8,489,974	—
圏域内の他都県への従業・通学者数の 常住都県人口に対する比率(%)	16.3	14.9	3.8	13.0	—
東京都では他県への従業・通学者は少なく、埼玉・千葉・神奈川の各県では多い。					

表 5.3 中部圏の広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データ

	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	全国
1万世帯あたりの消防職員数	37	32	30	34	32
各県とも全国平均レベルである。					
1万世帯あたりの消防団員数	325	177	104	216	194
岐阜県が全国平均と比べて高い水準にある。					
自主防災組織の組織率	80.0	97.9	94.9	81.9	59.7
各県とも、全国平均をはるかに上回っている。					
市区町村の相互応援協定締結率	100.0	100.0	100.0	100.0	70.1
各県とも、協定締結率は100%である。					
消防水利充足率	72.8	72.7	83.9	79.8	78.6
岐阜県、静岡県は、全国平均を下回っており、県間でばらつきがある。					
消防用施設充足率	99.5	90.1	95.9	83.9	93.8
三重県、静岡県で全国平均を下回っており、県間でばらつきがある。					
消防活動用道路要整備区域率	22.9	16.2	13.3	7.9	11.6
三重県を除く各県は、全国平均を上回っているものの、整備区域率にばらつきがある。					
人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積 (㎡/万人)	88.4	111.5	41.7	65.3	63.6
愛知県を除く各県は、全国平均を上回っているものの、備蓄能力のばらつきが生じている。					
広域防災拠点整備率	20.0	100.0	100.0	14.3	44.7
静岡県、愛知県の整備率は、100%であるが、岐阜県、三重県の整備率は全国平均をはるかに下回っており、整備率に格差がある。					
ヘリポート整備率	47.0	45.3	71.0	59.6	75.1
各県とも全国平均レベルを下回っている。					
緊急輸送道路要対策箇所整備率	43.2	12.7	23.1	77.2	33.9
三重県の整備率は高いものの、静岡県、愛知県は、全国平均を下回っている。					
緊急輸送道路における輸送拠点整備箇所数 (箇所/50km)	1.5	1.5	2.2	1.3	1.9
愛知県を除き、輸送整備率は、全国平均を下回っている。					
一人当たりの都市公園面積 (㎡)	7.5	6.1	6.4	7.4	8.5
各県とも全国平均をやや下回っている。					
圏域内の他県への従業・通学者数	125,154	11,148	67,746	48,463	—
常住都県人口	2,107,700	3,767,393	7,043,300	1,857,339	—
圏域内の他県への従業・通学者数の常住都県人口に対する比率(%)	5.9	0.3	1.0	2.6	—
各県とも、他県への従業・通学者は多くない。					

表 5.4 近畿圏の広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データ

	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	全国
1 万世帯あたりの消防職員数	47	34	32	32	27	25	34	35	33	32
福井県が、全国平均と比べ、高い水準である。										
1 万世帯あたりの消防団員数	214	216	211	192	27	230	191	301	373	194
徳島県、和歌山県が全国平均と比べ極めて高い水準である。										
自主防災組織の組織率	47.3	81.9	62.2	81.1	56.0	91.2	20.4	55.1	43.8	59.7
兵庫県、京都府、三重県が全国平均と比べ、高い水準である。										
市区町村の相互応援協定締結率	100.0	100.0	54.0	43.2	77.3	100.0	23.4	24.0	24.0	70.1
和歌山県、奈良県、徳島県は、25%弱と低く、府県間でのばらつきが大きい。										
消防水利充足率	77.1	79.8	82.4	88.4	95.2	82.3	87.7	72.9	69.6	78.6
徳島県、和歌山県、福井県は、全国平均を下回っており、府県間でばらつきがある。										
消防用施設充足率	94.0	83.8	91.0	95.0	100.2	93.9	90.8	92.0	90.4	93.8
大阪府、京都府、福井県は全国平均を上回っており、県間でばらつきがある。										
消防活動用道路要整備区域率	7.2	7.9	46.7	24.8	16.0	9.6	28.4	34.3	37.2	11.6
福井県、三重県、兵庫県を除く各県は、全国平均を上回っているものの、府県間で整備区域率にばらつきがある。										
人口1万人当たり 備蓄倉庫整備面積 (㎡/万人)	119.1	65.3	56.5	43.6	41.0	72.4	19.1	125.3	39.6	63.6
福井県、三重県、兵庫県、和歌山県は、全国平均を上回っているものの、備蓄能力のばらつきが生じている。										
広域防災拠点整備率	75.0	14.3	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	33.3	33.3	44.7
京都府、大阪府の整備率は、100%であるが、滋賀県、奈良県の整備率は全国平均をはるかに下回っており、整備率に格差がある。										
ヘリポート整備率	66.3	59.6	52.9	67.9	156.3	119.6	165.4	66.1	135.2	75.1
大阪府、兵庫県、徳島県は、全国平均を上回っているものの、他の府県では、全国平均を下回っている										
緊急輸送道路 要対策箇所整備率	20.5	77.2	94.7	53.9	87.5	11.0	12.9	12.0	30.7	33.9
三重県、滋賀県、京都府、大阪府は、全国平均を上回っているものの、他の県の整備率は低水準である。										
緊急輸送道路 における輸送拠点 整備箇所数 (箇所/50km)	2.7	1.3	2.0	0.9	0.7	1.0	5.8	5.1	0.5	1.9
奈良県、和歌山県、福井県を除き、輸送整備率は、全国平均を下回っている。										
一人当たりの 都市公園面積 (㎡)	13.1	7.4	7.1	5.8	4.9	10.0	10.2	5.6	6.8	8.1
福井県、兵庫県、奈良県を除き、全国平均を下回っている。										
圏域内の他府県への 従業・通学者数	1,945	24,017	88,906	164,691	247,980	396,656	236,377	41,135	895	—
常住府県人口	828,944	1,857,339	1,342,832	2,644,391	8,805,081	5,550,574	1,442,795	1,069,912	824,108	—
圏域内の他府県への 従業・通学者数 の常住府県人口に 対する比率(%)	0.2	1.3	6.6	6.2	2.8	7.1	16.4	3.8	0.1	—
奈良県を筆頭に、滋賀・京都・兵庫の各府県では、他府県への従業・通学者が多いが、他の府県では少ない。										

第6章 ま と め

本調査検討では、関係各都府県の広域防災拠点の現状と課題について検討したほか、消防防災の観点から緊急消防援助隊や災害ボランティア団体を中心とした活用を考えると、アンケートを実施して平常時・災害時のそれぞれにおいて広域防災拠点にどのような機能や役割を期待するか等について把握を行った。

その結果、現状においては、広域防災活動支援を考えた場合の「広域防災拠点」の概念自体が一様でなく、都道府県によってその考え方が異なっていることから、各圏域で必ずしもバランスのとれた整備が行われているとはいえないうえに、隣接地方公共団体同士の情報交換、資機材等の標準化も充分ではないことがわかった。

一方で、緊急消防援助隊及びNPOに対するアンケート結果によると、活動スペースの不足、車両及び資機材整備施設の不足、情報伝達手段の不足等が広域防災拠点の課題として挙げられた。

これに対して、今、国（消防庁）では、国が整備する資機材について緊急消防援助隊の活動に必要な時及び訓練時に無償で使用するができるよう、関係法令の整備を図るべく、国会での審議に付している。

また、地方公共団体及び国は、平成14年度 総務省消防庁震災対策室が行った「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会」の調査・研究を踏まえ、都府県相互における広域応援のあり方ならびに都府県内の市町村相互における広域応援のあり方に関する具体的な下記の検討を進める必要があると考えられる。

- ・広域応援プランに基づく広域応援受援体制の整備
- ・国・被災県等による現地合同災害対策本部体制の整備
- ・国・被災県等における災害関連情報の収集・伝達体制（情報共有ネットワーク）の整備

さらに、広域防災拠点等に設置されるボランティア活動支援センターの運営は、ボランティアの自主性、独自性を最大限生かすため、運営主体を各圏域レベルを活動エリアとしているボランティア団体とし、行政側は設備や資機材の提供等の支援にまわることが望ましいと考えられる。

このようなことを勘案すると、広域的な防災対策を効果的に進めるためには、広域防災拠点の機能等の検討に加え、防災関係機関それぞれの役割のもと、情報を共有しながら広域連携を図っていくことが重要であるのは明白であるが、その議論は、今まさに緒についたばかりと言える状況である。

今回の調査検討報告書は、首都圏、中部圏及び近畿圏というわが国で最も人口の密集する都市部を有する地域を対象として、広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関して、会議での議論・意見を踏まえ、その現段階における論点を取りまとめたものである。これらの地域と同様に人口の密集する都市圏域を有する他の地域においても、各都道府県が市町村と連携して、広域防災の重要性について、主体的に検討の場を設置し、国の側面的な支援も得ながら大いに議論することが望まれる。

資料 1 議事内容

首都圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 15 年 1 月 17 日 (金) 10:00～12:00	富士総合研究所本社ビル
第 2 回	平成 15 年 2 月 26 日 (水) 10:00～12:00	総務省消防庁
第 3 回	平成 15 年 3 月 28 日 (金) 15:00～17:00	ルポール麴町
第 1 回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：総務省消防庁防災課長 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明 6. 討議 7. その他（事務局）	
第 2 回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. その他（事務局）	
第 3 回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. 閉会の挨拶（消防庁防災課長）	

中部圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 14 年 12 月 17 日 (火) 10:00～12:00	愛知県三の丸庁舎
第 2 回	平成 15 年 2 月 28 日 (金) 14:00～16:00	ホテルサンルート
第 3 回	平成 15 年 3 月 25 日 (火) 13:30～15:30	ソフィテル ザ サイプレス 名古屋
第 1 回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：消防庁長官、愛知県知事 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明 6. 討議 7. その他（事務局）	
第 2 回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. その他（事務局）	
第 3 回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. 閉会の挨拶（消防庁防災課長）	

近畿圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第1回	平成15年 1月22日 (水) 10:00～12:00	ニューオーサカホテル
第2回	平成15年 2月19日 (水) 12:30～14:30	大阪ガーデンパレス
第3回	平成15年 4月15日 (火) 10:00～12:00	ニューオーサカホテル
第1回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：総務省消防庁防災課長 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明 6. 討議 7. その他（事務局）	
第2回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. その他（事務局）	
第3回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明 4. 討議 5. 閉会の挨拶	

資料2 中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割（平成12年12月14日）

<本部の現地機関として行う事務> ○被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握 ○被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達 ○被災地の地方公共団体との調整 ○政府の行う施策についての被災地への広報 ○国または、国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整 ○国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整 ○政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整 ○その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務 <本部の指示により又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う事務の支援> ○自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）、緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整 ○国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方公共団体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整 ○被災地における避難者の収容に関する調整 ○被災地における緊急輸送に関する調整 ○その他本部長が必要と認めたもの
--

資料 3 首都圏広域防災拠点整備の現状

	広域防災拠点整備の現状	
	整備済及び指定済	整備中
埼玉県	埼玉県では、災害時における①物資の備蓄・集配機能、②活動要員集結機能、③被災者等避難機能を有する広域かつ主要な施設を防災活動拠点として位置付け、整備を行っている。	
	1 防災基地の整備（①、②の機能） 総合的な防災活動拠点として、県内に防災基地を 5 箇所整備する。	
	越谷防災基地（平成 2 年供用開始） 新座防災基地（平成 5 年供用開始） 秩父防災基地（平成 8 年供用開始） 中央防災基地（平成 12 年供用開始）	熊谷防災基地（平成 15 年度供用開始予定）
	2 県営公園の整備（①、③の機能）	—
	20 の県営公園を整備	
	3 防災拠点校の整備（①、③の機能）	
	38 の県立高校を整備	
	4 舟運輸送拠点の整備（①の集配機能） 河川マリナー、水上バス発着場に整備。	
	5 大規模施設の整備（①の備蓄機能、③の機能） 埼玉スタジアム 2002、さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば	
千葉県	本県では、千葉県地域防災計画において、災害から県民の生命や安全を守ることを目的に、災害時における物資の備蓄、搬送拠点、防災活動拠点及び避難者対策のための施設として、以下のような防災拠点施設等を位置付けている。	
	1 防災拠点施設 （1）千葉県中央防災センター （昭和 60 年度供用開始） （2）千葉県西部防災センター （平成 10 年度供用開始） （3）防災用備蓄拠点 （11 箇所。各支庁管内に最低 1 箇所整備。）	
	2 輸送拠点施設 （1）輸送施設 千葉港や新東京国際空港をはじめとする港湾 （5 箇所）、漁港（4 漁港）、空港（1 箇所）等を位置付けている。 （2）輸送拠点 卸売市場 5 箇所を位置付けている。	
	3 県立都市公園の整備 災害時における避難場所あるいはオープンスペースとして防災上の役割も高い都市公園を 12 箇所整備。そのうち防災機能を有する公園として、柏の葉公園及び青葉の森公園を整備している。 ＜参考＞ 地域防災計画上に位置付けていない施設の内、災害時に利活用できる大規模施設としては、幕張メッセが考えられる。	
	—	
東京都	現時点においては、地域防災計画震災編の緊急輸送ネットワークの中で、応急対策活動拠点として、次を指定している。	
	（1）都本庁舎、立川防災センター、区市町村本庁舎 （2）輸送路管理等機関 （3）放送機関 （4）自衛隊、警察、消防及び医療機関 （5）ライフライン機関 （6）広域輸送拠点、水上輸送基地、地域内輸送拠点 （7）車両基地 （8）備蓄倉庫等	
	—	

広域防災拠点整備の現状		
	整備済及び指定済	整備中
神奈川県	1 神奈川県総合防災センター (1) 設置目的 大規模地震等による広域災害が発生した場合に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急対策活動を行う災害活動中央基地として設置した。 (2) 設置年度 平成 7 年度 (3) 機能 ○各種防災費機材等の備蓄 ○災害応急活動要員の集結・待機・出動 ○応急物資の受け入れ・配分・搬出 ○輸送車両・ヘリコプターの集結拠点 ○模擬体験設備等による正しい防災知識の県民への提供等 2 広域防災活動拠点 (1) 設置目的 大規模な災害が発生した場合に、地域の救援等の前線基地として、県各地区行政センターの所管区域を単位として、8 箇所に応急活動用資機材、耐震性貯水槽、ヘリコプター臨時離着陸場等を設置した。 (2) 設置年度 昭和 63 年度～平成 2 年度 (3) 機能 ○救援物資の受け入れ・集積・配分 ○広域応援部隊の受け入れ及び防災資機材の貸与等	—
千葉市	本市の地域防災計画地震対策編は、緊急輸送対策の一つとして救援物資の受け入れ、一時保管、仕分けなどを行う物流施設として 4 施設を物資の集積場所としている。 しかしながら、被災地外からの人的応援の受け入れについては、特別の記載がなされていない状況にある。	1 広域防災拠点整備計画 JR 蘇我駅周辺の既成市街地の再生と臨海部（工業専用地域）の都市的な土地利用転換による拠点市街地の形成の促進を図るため、平成 13 年 10 月に蘇我特定地区（約 227ha）の整備方針が策定される。 このなかで同地区の土地利用計画として商業・業務・居住やリサイクル、スポーツ・レクリエーションなどが提案され、スポーツ・レクリエーション系として臨海部の工場敷地約 46ha に総合スポーツ公園が計画され、公園整備にあたっては防災機能として広域防災拠点の導入を図ることとなる。 2 防災機能の導入 臨海部に位置していることを活かし、港湾との連携も考慮して広域防災拠点等の整備により、被災地に対する支援一応援の要衝として展開する。 現在、総合スポーツ公園の整備は、蘇我特定地区の先導的事業として国土交通省所管の「防災公園街区整備事業（都市基盤整備公団施行）」で整備が進められている。 なお、総合スポーツ公園の整備内容については、サッカー専用球技場、陸上競技場、テニスコート広場等が予定されており、防災機能としてこれらの施設を活用した自衛隊・消防等のベースキャンプ用地、ヘリポート支援物資等の集積空間の確保が検討されている。 (1) 平成 14 年 2 月 都市計画決定（公園・運動公園、再開発地区計画） (2) 平成 14 年 3 月 都市基盤整備公団との事業施行に関する基本協定の締結 施行区域地権者企業との整備計画推進に関する基本協定の締結 (3) 平成 15 年 1 月 国の事業承認予定 (4) 平成 16 年度 第 1 次開園（サッカー専用球技場）予定 (5) 平成 18 年度 第 2 次開園（陸上競技場、テニスコート他）予定 (6) 平成 23 年度 全面開園予定

広域防災拠点整備の現状	
整備済及び指定済	整備中
横浜市	横浜市では広域防災拠点の整備は行っていない。 しかし、他都市からの応援受け入れ体制は防災計画において以下のように定めている。 1 広域応援活動拠点（県立高校46、公園3） (1) 自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設 (2) 部隊集結に便の良い交通要所に位置するとともに、想定される派遣人員の宿営及び大型ヘリコプターの発着も可能な広い場所 2 ヘリコプター離着陸場 (1) 横浜ヘリポートを主たる基地（全国各地の自治体からの応接航空隊の集結基地） (2) 緊急患者の搬送や緊急物資の輸送を行うための離着陸場 3 他都市からの消防応援部隊の受け入れ地点 陸上部隊3箇所、水上部隊1箇所、航空隊1箇所 4 物資集配拠点 陸上、海上それぞれに救援物資の受け入れ、仕分けをする拠点を設置済みである。
川崎市	1 災害時における他都市からの救援物資の受け入れおよび調達物資等を大規模に集約するための集積場所 (1) 川崎港公営ふ頭（海上輸送） (2) 中央卸売市場北部市場（陸上輸送） (3) 等々力緑地（航空機輸送） 上記3箇所から避難所等への物資輸送のため、各区役所（7箇所）を輸送拠点として活用する。 2 全国からの応援部隊等の集結・滞在等の活動拠点 (1) 警察、自衛隊の活動拠点（県立高校 7箇所） (2) 消防機関の活動拠点（県立高校等 5箇所） (3) 他都県市等応援（医療・水道等）の活動拠点（県立高校等 11箇所） 3 地域防災拠点 災害対策の迅速、確実な対応を期するために地域防災拠点（市立中学校等 52箇所）を設置し、避難収容機能・物資備蓄機能一応急医療救護機能・情報収集伝達機能の整備を図っている。 4 川崎市災害対策本部 川崎市災害対策本部は、川崎市役所第3庁舎の防災センターに設置する。また、代替施設として、多摩区総合庁舎に多摩防災センターがある。

資料 4 首都圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想

広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	
埼玉県	1 都県域を越えた広域防災拠点の連携・運用について 現在の地域防災計画は各都県完結型であるため、今後は都県域を越えた各都県広域防災拠点間の有機的連携について検討を行う必要がある。なお、その際は、現在内閣府が進めている「基幹的広域防災拠点構想」との整合性を図る必要がある。 2 八都県市広域防災・危機管理対策会議における位置付け 八都県市が中心に行っている「八都県市広域防災・危機管理対策会議」において、各都県の広域防災拠点の連携について検討し、首都圏における広域防災拠点の効率的連携、運用について明確に位置付ける必要がある。 3 さいたま広域防災拠点との有機的連携 さいたま新都心において関東地方整備局等の合同庁舎として整備された「さいたま広域防災拠点」と埼玉県の各防災拠点との有機的連携について、今後検討していく必要がある。
千葉県	1 国及び八都県市の協調 広域的な防災対応を円滑に実施するためには、東京湾臨海部に整備することとなっている「基幹的広域防災拠点」の進展状況との整合を図りつつ、各都県市の広域防災拠点間の連携や支援体制の強化等について、今後、国及び八都県市で協調しながら検討していく必要がある。 2 課題及び今後の計画・構想 今後、千葉県における広域防災拠点の候補としては、陸路及び海上輸送による支援物資の集積・仕分け・配送及び備蓄拠点として「旧県立スタジアム（仮称）用地」及び「千葉港中央ふ頭地区」が考えられ、千葉市が計画している「蘇我臨海地区防災公園」と連携して広域防災拠点として機能を果たすよう検討を進めていく必要がある。 上記の整備を推進するに当たっては、最近の財政状況の厳しい中で、その整備財源の確保及び平常時における利活用との整合が重要な課題となってくる。

	広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想
東京都	広域防災拠点として項立てしたものはないことから、現在改定中の地域防災計画震災編の中で、次を項立て、整理したいと考えている。 (1) 基幹的広域防災拠点の整備 有明の丘 (2) 大規模救出拠点の確保 都立公園等のオープンスペース (3) ヘリコプターの活動拠点の確保 医療機関近接ヘリ拠点離着場等
神奈川県	1 今後の計画 広域防災活動備蓄拠点の設置 (1) 設置目的 総合防災センターの備蓄倉庫は充実しているものの、大規模地震等が発生し、道路交通が途絶した場合には、その梯能を十分発揮することができないと想定される。 そこで、交通動線を考慮して、県内3箇所に総合防災センターの分散・補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を開設する予定である。 (2) 設置予定年度 平成15年度 (3) 機能 ・各種防災資機材の備蓄 ・広域応援部隊への資機材の貸出 ・応急物資の受け入れ・搬出等 2 今後の課題 総合防災センター、広域防災活動拠点、広域防災活動備蓄拠点の各拠点間における災害時の具体的な連携方策等の明確化
千葉市	総合スポーツ公園を応援部隊や支援物資の集結・中継場所としての広域防災拠点とすることは、地域防災計画への新たな位置付けが必要となる。 しかしながら、当該施行区域は現状では石油コンビナート等災害防止法の「石油コンビナート等特別防災区域」に指定されているため、地域防災計画の修正は同区域の指定解除後となる。 また、応援部隊として自衛隊も想定されているが、自衛隊の出動に関しては知事からの派遣要請に基づくため、地域防災計画での位置付けに際しては、県との協議・調整が必要となる。
横浜市	横浜市では、広域防災拠点がなく、今後は広域防災拠点の整備そのものが検討課題であると考えている。現在、応援受け入れ体制についての課題は以下のとおりである。 (1) 広域応援活動拠点間の連絡手段 (2) ヘリコプターの航空管制の検討 (3) 運営マニュアルの整備 (4) 民間施設の活用 (5) 各機関の受け入れに関わるもの ○自衛隊 市域内に入った部隊の広域応援活動拠点までの誘導や、人命救助などの活動地点の情報提供方法の策定 ○警察 市域内の活動においては、神奈川県警による先導が実施されるが、人命救助などの活動地点の情報提供方法の策定が必要 ○消防 地域防災計画で派遣部隊の受け入れ地点を定め、受け入れ体制を確立 ○海上保安庁 応援部隊の船舶の入港手続き等、混乱なく実施できるよう、関係機関と調整が必要 ○その他 活動拠点となる県立高校等の使用要請手続きと、具体的な施設提供の範囲
川崎市	1 今後の計画 防災拠点として救援物資等の集積場所、区の輸送拠点、応援部隊等の活動拠点を配置しており、各拠点について災害時に有効利用できるよう、訓練を通じて体制・設備の検証を行い、より一層の整備を図る。 2 今後の構想 国において東扇島地区に基幹的広域防災拠点が設置され、また多摩川河口付近には、国と川崎市の共同事業として河川防災ステーションの設置が予定されている。 今後は、この二つの広域防災拠点と本市の防災拠点のネットワーク化により、地域の防災活動の強化を図る。

資料 5 中部圏広域防災拠点整備の現状

	広域防災拠点整備の現状	
	整備済及び指定済	整備中
岐阜県	備蓄機能、物資集積・配分機能、集結・出動機能の関しては、広域防災拠点に該当する施設はない。 なお、県の備蓄・物資分配拠点として広域防災センターがあるが、大規模な部隊の集結地や指令部としての機能は持っていない。 緊急消防援助隊については、「緊急消防援助隊受援計画」を平成 13 年度 7 月に策定し、消防本部単位で集結地を指定しているが、県レベルの広域受け入れ拠点は設定していない。	
静岡県	1 緊急物資集積所の設置 大規模地震災害時の物資等の備蓄、集積場所として県内各支部 12 箇所を緊急物資集積所と指定している。物資集積所の運営管理、要員の確保等は「静岡県緊急物資集積所設置運営要領」による。 ただし、専用に整備されたものではなく、既存の施設において、地域ごとの物資所要量を考慮のうえ、立地、広さ、設備などを勘案して、ふさわしいと思われる場所を選定して広域物資輸送拠点として支部（県行政センター）が指定しているものである。 なお、県外からの広域的な物資集積所については、東部、中部、西部に各 1 箇所を検討している。 2 緊急輸送路及び防災拠点施設等を有効に機能させるための措置 (1) 道路：県内の道路 2006.2km を以下の区分により緊急輸送路に指定し、耐震補強を実施 1 次緊急輸送路：高規格幹線道路、一般国道など、広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路 2 次緊急輸送路：1 次緊急輸送路と市町村役場及び重要な拠点を結ぶ道路 3 次緊急輸送路：1 次・2 次緊急輸送路と役場支所を結ぶ道路及びその他の道路 (2) 港湾：県内の港湾・漁港 22 港を防災拠点港湾または防災港湾に位置付け、耐震岸壁及びアクセス道路を整備 防災拠点港湾（港湾）：6 港 防災港湾（港湾）：6 港 （漁港）：10 港 (3) ヘリポート：県内 9 箇所に防災拠点ヘリポートを指定。ただし多くは県営多目的運動公園または県立高校のグラウンド。その他、市町村で 350 箇所の公共空地为防災ヘリポートに指定 3 緊急消防援助隊の受援体制 「静岡県緊急消防援助隊受援計画」（暫定版）を策定。 主なものは、次のとおり (1) 応援部隊の集結地を指定（一次集結地 7 箇所、防災ヘリ等集結拠点 2 箇所） (2) 通信手段については、県防災行政無線、衛星携帯電話、全国共通波、県内共通波を使用 (3) ヘリコプターの臨時離着陸場を指定 (4) 応援部隊の燃料補給体制を確立 4 静岡県地震防災センターの活用 (1) 平常時 住民の地震防災に関する知識、対策の啓発 自主防災活動の活性化 県、市町村、防災関係機関等の各職員に対する教育啓発 地震対策上の資料の体系的集積化と県民の利用促進 (2) 災害時 後方支援基地（他県よりの支援要員の宿泊等）	
三重県	対策活動を円滑に進めるための拠点施設が必要であることから、広域防災拠点施設のあり方を明らかにすることを目的に、平成 8 年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、広域防災拠点を整備すべきであるとした県内 5 地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）を選定した。 また、平成 9 年度には基本構想に基づき、県内 5 地域のうち以下の理由から、北勢地域南部～中南勢地域北部の中勢拠点を、他のエリアを後方から支援する上で利用度が高く、防災拠点ネットワークの中核に位置するエリアであり、優先的に整備する必要が高いエリアであると位置付け、整備のための実施計画を策定した。 ①活断層が数多く存在し、県人口の 40%以上を擁する北勢地域に大規模災害が発生した場合、大きな被害が予想される。 ②北勢地域、伊勢・志摩地域、伊賀地域の中間に位置し、これらの地域とは道路、鉄道交通網が多重整備されている。	

広域防災拠点整備の現状		
	整備済及び指定済	整備中
三重県 (続き)	災害時に機能の転用が容易にできる県消防学校が既に整備されていたことから、同学校が中勢拠点の整備場所として選定した。 (1) 平成10年度 備蓄倉庫及びヘリポートの実施設計 (2) 平成11年度 ヘリポート(離発着場×1、駐機場×3) 4,260 m²の整備 備蓄倉庫(鉄骨平屋建、1,400 m²)の整備 (3) 平成12年度 相互防災通信装置の整備 防災備蓄資機材の整備開始 (発電機、投光機、簡易トイレ、浄水器、担架、防水シート、毛布をH12～H16の5ヵ年で整備) (4) 平成13年度 自家発電機設備の整備	—
愛知県	本県では、平成12年度の愛知県地域防災計画の修正において、「防災活動拠点」に関する項目を新設した。その概要は、次のとおりである。 1 基本方針 県、市町村は、地震が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 また、市町村は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。 2 防災活動拠点の区分 (1) 地区防災活動拠点 (2) 地域防災活動拠点 (3) 広域防災活動拠点 (名古屋北部：庄内緑地、名古屋中部：名城公園、名古屋南部：稲永公園・稲永東公園、県北部：県一宮総合運動場、県西部：海南こどもの国、県中東部：岡崎中央総合公園、県東部：豊橋公園) (4) 中核防災活動拠点 (5) 航空防災活動拠点(全県；名古屋空港) (6) 臨海防災活動拠点(名古屋・海部・知多：名古屋港、知多・西三河：衣浦港、東三河：三河港)	
名古屋市	名古屋市における防災拠点は、地域防災計画において「応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な設備の整備を図るものとする。」としている。 1 防災活動中核拠点 市役所、現地本部 2 地域防災活動拠点 区役所(支所)、保健所、消防署(出張所)、環境事業所、土木事務所、水道、市大・市立病院、大学病院、第三次体制病院を指定している。 なお、名古屋市における広域防災拠点は、次のとおりである。 3 応援隊集結(活動)拠点 ○自衛隊、消防部隊等々の応援隊が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。 ○拠点若しくはその周辺にヘリポートを確保する。 ○通信機能は防災行政無線を発災後配備する。	1 課題 (1) 機能強化 ○収容人数や備蓄物資の増加等、各防災拠点の機能強化の検討 ○各防災拠点に新たな機能を付加した防災拠点の多機能化の検討 ○大きな収容力と高機能な防災拠点を集中的に配置の検討 ○小規模な防災拠点を数多く設ける分散配置の検討 (2) 民間施設の利用 企業や事業所等の民間施設を利用した防災拠点の設置。 (3) ネットワークの構築 各防災拠点間をネットワークで結ぶことにより情報を共有化した効率的な拠点運用及び自治体間の広域連携による防災拠点の運用(ストック情報の共有化等) 2 今後の計画 (1) 各防災拠点のヘリポート(場外離着陸場)に対する地盤強化工事の実施 (2) ヘリコプター付帯整備整備の推進 (3) 備蓄品の選択及び数量の拡大

広域防災拠点整備の現状		
	整備済及び指定済	整備中
名古屋市 (続き)	4 緊急物資集配拠点 ○物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し確保する。 稲永、稲永東公園（稲永スポーツセンター） 戸田川緑地（戸田川こどもランド・農業文化園） 庄内緑地（庄内緑地グリーンランド） 平和公園（千種スポーツセンター） 大高緑地 志段味スポーツランド一帯（陽光館） 名城公園 国際会議場・白鳥公園一帯 5 緊急物資集配前進拠点 緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所、荷物の積み替えを行い非難所へ供給する大規模施設である。 6 応援隊宿泊場所 医師・看護師さらに応急復旧に伴う他都市の応援職員の宿泊用施設である。	3 今後の構想 (1) 非被災地域又は強化地域外の自治体の防災拠点間をネットワークで結び自治体の連携により防災拠点を運用する。 (2) 警戒宣言の発令時及び交通機関の断絶時に発生が予測される帰宅困難者に対する、支援拠点を開設する。

資料 6 中部圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想

広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	
岐阜県	(県政全体の視点から)名古屋空港における防災拠点の整備については、新空港への岐阜県からのアクセス整備または、名古屋空港機能の存続が保証されないと議論ができない。 県の備蓄については、広域防災センター1ヶ所しか施設がなく、現在圏域ごとに備蓄ユニットを分散配置できないか検討している。
静岡県	1 静岡空港に期待したい機能 (1) 緊急物資集積所（場所の提供・必要な荷役資機材の常備と運用） (2) 医療搬送の基地（場所の提供・管制業務の支援） (3) 航空燃料の備蓄・提供（資材の提供体制） (4) 支援航空機（他県・他国・自衛隊・民間）の受け入れ（場所の提供・整備） (5) 災害対策本部から支援航空機への情報伝達窓口（自衛隊） (6) 域外脱出の支援（航空機のチャーター・管制業務・避難情報の収集発信） (7) 災害時の飛来航空機管制業務 2 緊急輸送路、防災拠点施設等の整備に関する課題 (1) 防災拠点ヘリポートの燃料確保対策 (2) 近接するヘリポートを有しない救護病院・災害拠点病院と近隣ヘリポートを結ぶ交通路の確保対策 (3) 防災拠点ヘリポートと防災港湾・緊急物資集積所・緊急輸送路を結ぶ交通路の確保対策 (4) 航空統制の事前整備として、航空統制用周波数の事前割当。また、その訓練の実施 (5) 緊急時における航空統制を自衛隊への依頼調整などの検討
三重県	広域防災拠点を整備すべきであるとした県内5地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）のうち、中勢拠点施設については整備が完了し、次に優先的に整備すべき地域である東紀州地域は、他の地域と比較して交通ネットワークが充足しておらず、災害時に孤立化する可能性が高く、負傷者の遠隔地搬送の必要性が高い地域であるため、早期整備に向けて調整を進めている。 また、基本構想で位置付けられている他の地域（北勢、伊勢志摩、伊賀）についても、段階的に整備に向けた検討を行っていく予定である。
愛知県	東海地震など広域的な大規模災害時における基幹的広域防災拠点を中部圏に整備することを国に要望している段階である。 ②中部国際空港の開港に伴い、GA空港として運用される名古屋空港を航空広域防災活動拠点と中核広域防災活動拠点の機能を併せ持つ防災拠点としての活用 ③名古屋空港の防災拠点としての活用、県内の防災活動拠点と基幹的広域防災拠点との連携等について、今後、調査・研究を実施。

広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想	
名古屋市	1 課題 (1) 機能強化 ・収容人数や備蓄物資の増加等、各防災拠点の機能強化の検討 ・各防災拠点に新たな機能を付加した防災拠点の多機能化の検討 ・大きな収容力と高機能な防災拠点を集中的に配置の検討 ・小規模な防災拠点を数多く設ける分散配置の検討 (2) 民間施設の利用 企業や事業所等の民間施設を利用した防災拠点の設置 (3) ネットワークの構築 各防災拠点間をネットワークで結ぶことにより情報を共有化した効率的な拠点運用及び自治体間の広域連携による防災拠点の運用（ストック情報の共有化等） 2 今後の計画 (1) 各防災拠点のヘリポート（場外離着陸場）に対する地盤強化工事の実施 (2) ヘリコプター付帯整備整備の推進 (3) 備蓄品の選択及び数量の拡大 3 今後の構想 (1) 非被災地域又は強化地域外の自治体の防災拠点間をネットワークで結び自治体の連携により防災拠点を運用する。 (2) 警戒宣言の発令時及び交通機関の断絶時に発生が予測される帰宅困難者に対する、支援拠点を開設する。

資料 7 近畿圏広域防災拠点整備の現状

	広域防災拠点整備の現状	
	整備済及び指定済	整備中
福井県	①災害時に必要な物資の備蓄機能、②支援物資の集積・配送機能、③要員の活動拠点機能を有する。	
	1 奥越地域防災基地 (大野市：設置年月 平成13年6月) (1)所在地 大野市 (2)敷地面積 2,998㎡ (3)延床面積 416㎡ (4)構造 鉄骨造 平屋建一部2階 (5)建築費 94,235千円 (6)設置年月 平成13年6月 2 丹南地域防災基地 (武生市：設置年月 平成15年3月) (1)所在地 武生市 (2)敷地面積 1,148㎡ (3)延床面積 416㎡ (4)構造 鉄骨造 平屋建一部2階 (5)建築費 100,634千円 (6)設置年月 平成15年3月(予定)	—
三重県	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、被災市町村の防災力に対応できないような大規模災害が発生した場合には、災害対策活動を円滑に進めるための拠点施設が必要であることから、広域防災拠点施設のあり方を明らかにすることを目的に、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、広域防災拠点を整備すべきであるとした県内5地域(北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)を選定した。 また、平成9年度には基本構想に基づき、県内5地域のうち以下の理由から、北勢地域南部～中勢地域北部の中勢拠点を、他のエリアを後方から支援する上で利用度が高く、防災拠点ネットワークの中核に位置するエリアであり、優先的に整備する必要が高いエリアであると位置付け、整備のための実施計画を策定した。 ○活断層が数多く存在し、県人口の40%以上を擁する北勢地域に大規模災害が発生した場合、大きな被害が予想される。 ○北勢地域、伊勢・志摩地域、伊賀地域の中間に位置し、これらの地域とは道路、鉄道交通網が多重整備されている。	
	災害時に機能の転用が容易にできる県消防学校が既に整備されていたことから、同学校が中勢拠点の整備場所として選定した。 ○平成10年度 備蓄倉庫及びヘリポートの実施設計 ○平成11年度 ヘリポート(離発着場×1、駐機場×3)4,260㎡の整備 備蓄倉庫(鉄骨平屋建、1,400㎡)の整備 ○平成12年度 相互防災通信装置の整備 防災備蓄資機材の整備開始 (発電機、投光機、簡易トイレ、浄水器、担架、防水シート、毛布をH12～H16の5ヵ年で整備) ○平成13年度 自家発電機設備の整備	—
滋賀県	1 物資受け入れ機能の現状 平成8年9月に作成している「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」等に基づき、地域防災計画において県の既存施設である県立体育館等19施設を広域陸上拠点に、大津港など10施設を広域湖岸輸送拠点として指定している。 2 広域災害医療対応の現状 地震時に県域または各地域で中核的な医療活動を実施するため、平成8年度に災害拠点病院の指定を行っている。地域災害医療センター7施設(うち2施設はH14年度以降に指定予定)、基幹災害医療センター1施設。	1 情報収集・伝達機能の現状 平成13年度マルチビジョン等の映像情報機器を設置した防災対策会議室を本庁舎内(もと消防防災課執務室)に整備し、現在、被災情報を総合的に集約する防災情報システムを整備中。平成15年度より防災対策会議室及び各初動班用室や各課執務室等で利用予定である。 2 総合防災センターの検討 県内でいかなる地震が発生した場合にも県の中核機能への被害を最小限にとどめ災害対策に当たれる体制を構築するため、大規模地震時にも機能できる耐震性を確保した施設(総合防災センター)を整備し、その施設内に県の災害対策の中核となる災害対策本部用会議室や情報通信・分析設備を整備することを目指して検討を進めると防災計画で整理している。しかしながら、財政面や立地場所等の問題から具体化はしておらず、既存施設の活用を行っているのが現状である。

広域防災拠点整備の現状		
	整備済及び指定済	整備中
京都府	地震等による大規模災害が発生した場合に備えるため、緊急救援物資や応援要員等を迅速かつ的確に搬送できる施設の整備に関し、具体的な検討を進めているところである。	—
大阪府	広域かつ大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために府域に分散して広域防災拠点を整備する。 広域防災拠点には、被災した府民のために、非常用食糧や毛布等を保管し、また救援物資等の集配所としての機能を持つ備蓄倉庫・物資集配センターを整備するとともに、応援ヘリコプターの受け入れを行う臨時ヘリポート・ヘリ駐機場や応援部隊の駐屯・活動の拠点となる活動広場を整備する。	
	1 大阪府南部広域防災拠点 (1) 開設 平成9年9月 (2) 場所 大阪府泉南市（りんくうタウン南地区） (3) 敷地面積 約2.4ha (4) 備蓄倉庫 延床面積約3,250㎡（約20万人分の非常用食糧、衣類等を備蓄）	2 大阪府中部広域防災拠点 (1) 開設 平成15年春供用開始予定 (2) 場所 大阪府八尾市（八尾空港隣接地） (3) 敷地面積 約5.4ha (4) 備蓄倉庫 延床面積約9,420㎡（約43万人分の非常用食糧、衣類等を備蓄）
兵庫県	1 阪神・淡路大震災復興計画（平成7年7月）における位置付け <復興事業計画の5つの柱> 「21世紀に対応した福祉のまちづくり」、「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」、「既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり」、「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」 ○地域防災基盤の整備（公共施設の耐震性の確保 等） ○防災資機材の充実（車両・資機材の充実 等） ○防災拠点等の整備（防災センター等の設置、広域防災拠点の整備、広域防災帯の整備、コミュニティ防災拠点（防災安全街区）の形成、快適で安全な復興住宅街の整備、地域防災拠点の整備 等）「多角・ネットワーク型の都市圏の形成」	
	平成11年3月から播磨科学公園都市市内において、西播磨ブロック拠点を、平成13年9月から、但馬空港において、但馬ブロック拠点を供用開始している。 (1) 西播磨ブロック拠点 位置 赤穂郡上郡町 規模 延床面積 1,088㎡ 整備期間 平成9年度～平成10年度 (2) 但馬ブロック拠点 位置 豊岡市岩井（但馬空港内） 規模 延床面積 810㎡ 整備期間 平成11年度～平成13年度	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調とした県域の総合的な防災拠点を目指すとともに、地域の優れた自然環境を活かして、県民のスポーツ・レクリエーション拠点として、人と自然が調和し、人と人が交流する公園として三木震災記念公園（仮称）の整備を進めている。 ① 整備地区 三木市内 山陽自動車道三木東IC南約2km ② 面積 約308ha ③ 内容 ○学習・訓練ゾーンの整備 消防学校等学習訓練施設（仮称）（平成16年春オープン予定） 高度かつ専門的な教育訓練施設・機器設備等を備えて、消防職員及び消防団員の教育訓練拠点である消防学校等を整備し、複雑・多様化する災害等に対処できる消防職員等を養成するとともに、災害時においては、三木震災記念公園（仮称）の中核施設として、応急活動要員及び救援物資の拠点として、消防学校等学習・管理施設（仮称）を整備する。また、施設を市町消防本部の訓練や県民の防災学習に活用し、地域の防災力の向上に資する。 〔機能〕 消防職員・団員の教育訓練機能、市町消防本部等支援機能、防災学習・訓練機能、広域防災活動機能、災害対策補完機能、県備蓄機能、防災ヘリポート機能 緊急消防援助隊広域訓練拠点（平成16年春オープン予定） 阪神・淡路大震災を教訓に国内における地震等の大規模広域災害の発生時における人命救助活動等が有効に行われるよう設置された「緊急消防援助隊」の合同訓練施設を整備している。 〔機能〕 大規模広域災害を想定した、高度かつ特殊な以下の訓練を実施できる機能、大規模火災連動放水訓練、列車事故救出訓練、地下災害救出訓練 実大三次元震動破壊実験施設（平成17年春オープン予定） 独立行政法人防災科学技術研究所では、構造物等の耐震性向上を通じて地震災害の飛躍的軽減を実現するため、阪神・淡路大震災規模の地震動を模擬し、実物大規模での構造物等の破壊現象を解明するための実大三次元震動破壊実験施設の整備を進めている。 ○総合防災公園ゾーンの整備（三木総合防災公園） 平時においては、地域スポーツの振興拠点となる運動公園として、災害時には、学習・訓練ゾーンと一体となって全県広域防災拠点としての役割を担う公園として、陸上競技場、球技場、テニスコート等を整備する。

	広域防災拠点整備の現状																	
	整備済及び指定済	整備中																
奈良県	地域防災計画において、広域防災活動拠点として、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点として広域的な交通上の利便の良い（陸路により府県境から１時間以内で、救援、復旧のための人員や物資が到達できる）４施設を平成１０年２月に指定している。 <table><tr><td><名 称></td><td><所在地></td><td><敷地面積></td></tr><tr><td>①県営競輪場</td><td>奈良市秋篠町 98</td><td>6. 7 h a</td></tr><tr><td>②第二浄化センター</td><td>北葛城郡広陵町萱野 533</td><td>38. 8 h a</td></tr><tr><td>③消防学校</td><td>宇陀郡榛原町下井足 17-2</td><td>1. 0 h a</td></tr><tr><td>④吉野川浄化センター</td><td>五條市二見５丁目 1314</td><td>12. 7 h a</td></tr></table> ※ 防災行政無線を整備済み ※ 既存施設の活用により、食料及び毛布を備蓄	<名 称>	<所在地>	<敷地面積>	①県営競輪場	奈良市秋篠町 98	6. 7 h a	②第二浄化センター	北葛城郡広陵町萱野 533	38. 8 h a	③消防学校	宇陀郡榛原町下井足 17-2	1. 0 h a	④吉野川浄化センター	五條市二見５丁目 1314	12. 7 h a	—	
<名 称>	<所在地>	<敷地面積>																
①県営競輪場	奈良市秋篠町 98	6. 7 h a																
②第二浄化センター	北葛城郡広陵町萱野 533	38. 8 h a																
③消防学校	宇陀郡榛原町下井足 17-2	1. 0 h a																
④吉野川浄化センター	五條市二見５丁目 1314	12. 7 h a																
和歌山県	広域防災拠点整備は行っていない。 地域防災計画震災対策編の緊急輸送ネットワークの中で、防災上の拠点となる施設として、①県（総合庁舎を含む。市町村庁舎、消防署、警察署、②病院を定めている。 また、輸送拠点として、①港湾、漁港等、②飛行場、ヘリポート等、③駅、④トラックターミナル、卸売市場等を定めている。 平成１９年度オープンをめざし、県庁舎周辺に県防災センターの整備を予定している。 当センターは、災害対策本部機能が主で、備蓄、物資集積等の機能は有しない。																	
徳島県	１ 河川防災ステーションの整備 国土交通省徳島工事事務所及び那賀川工事事務所は、ヘリポート、車両待機場所、災害復旧資材の備蓄基地として、河川防災ステーションの整備に努める。 吉野川では、平成９年に下流平野を洪水被害から守るため、河口から約２０km上流に河川防災ステーションを設置している。 ２ 緊急輸送路の確保 （１）第１次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路 （２）第２次輸送確保路線：県内の防災活動の重要拠点施設及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第１次緊急輸送確保路線とを接続する幹線道路。	徳島県消防学校・防災センター（仮称）の整備 平成１６年度供用開始予定。防災センターは、消防学校と機能を併せ持ち、平常時は防災関係の体験学習、研修に利用し、大規模災害発生時には、県庁に設置される災害対策本部の補完、防災関係者の活動拠点、県内外からの支援物資の集配、救助用資機材の提供、防災ボランティアの活動支援を行うため、通信施設、備蓄倉庫、屋内集配施設、ヘリポートを備えた災害対策活動拠点として機能させる、県下の防災活動の中核施設となる。																
京都市	—	１（仮称）消防活動総合センターの整備 大規模災害時における緊急消防援助隊の受け入れ施設として、平常は、訓練及び研修施設等としての運用を行うことを目的とした施設整備計画を進めている。 平成 13 年度～ 場所：京都市南区上鳥羽塔ノ森 ２物資集積・搬送拠点予定地（候補施設） 大規模災害発生時に広域的に物資調達を実施した場合の拠点予定地（候補施設）として、地域防災計画に定めるもの <table><tr><td>名称</td><td>住所</td></tr><tr><td>京都市災害物資搬送センター</td><td>京都市伏見区横大路千両松町</td></tr><tr><td>京都市西京極総合運動公園</td><td>京都市右京区西京極新明町</td></tr><tr><td>京都市勧業館</td><td>京都市左京区岡崎成勝寺町</td></tr></table> ３自衛隊集結予定地 <table><tr><td>名称</td><td>住所</td></tr><tr><td>宝ヶ池公園スポーツ広場</td><td>京都市左京区松ヶ崎西池の内町</td></tr><tr><td>横大路運動公園</td><td>京都市伏見区横大路下ノ坪</td></tr><tr><td>桂川運動公園</td><td>京都市右京区梅津大縄場</td></tr></table>	名称	住所	京都市災害物資搬送センター	京都市伏見区横大路千両松町	京都市西京極総合運動公園	京都市右京区西京極新明町	京都市勧業館	京都市左京区岡崎成勝寺町	名称	住所	宝ヶ池公園スポーツ広場	京都市左京区松ヶ崎西池の内町	横大路運動公園	京都市伏見区横大路下ノ坪	桂川運動公園	京都市右京区梅津大縄場
名称	住所																	
京都市災害物資搬送センター	京都市伏見区横大路千両松町																	
京都市西京極総合運動公園	京都市右京区西京極新明町																	
京都市勧業館	京都市左京区岡崎成勝寺町																	
名称	住所																	
宝ヶ池公園スポーツ広場	京都市左京区松ヶ崎西池の内町																	
横大路運動公園	京都市伏見区横大路下ノ坪																	
桂川運動公園	京都市右京区梅津大縄場																	
大阪市	「広域防災拠点」は大阪府で整備が進められており、大阪市においては、「広域防災拠点」を整備していない。 なお、大阪府が管理している大阪城公園、鶴見緑地、長居公園については大阪府の地域防災計画で後方支援活動拠点として位置付けられている。																	

広域防災拠点整備の現状	
整備済及び指定済	整備中
神戸市 神戸市における広域防災拠点の整備は、神戸市地域防災計画により、海、空、陸の広域防災拠点として、関係部局において計画的に取り組んでいる。	
1 安心生活圏の防災拠点 (1) 地域防災拠点：市民の自主的な防災活動・避難生活を支える拠点 (小中学校、地域福祉センター、公園、民間施設等を活用；防災活動拠点機能、ライフスポット機能、避難所機能) (2) 防災支援拠点：被災者等の生活の早期安定を支援する拠点 (屋内施設、オープンスペース、商業施設、医療・福祉施設等の集積を活用；ボランティア拠点機能、情報拠点機能、支援型ライフスポット機能) (3) 防災総合拠点：区役所を中心として区生活圏の総合的な防災活動を担う拠点 (区役所、消防署等；区災害対策本部機能、ボランティアセンター機能、情報収集発信機能) 2 中枢拠点 (市役所、東遊園地、京橋地区、(仮称)神戸震災復興記念公園；市災害対策本部機能、情報中枢拠点機能) 3 広域防災拠点 (1) 海の広域防災拠点：災害時に海上を活用した救援活動を展開するための拠点 (臨海部の再開発、人工島、耐震強化岸壁、栈橋・ポンツーン等の係留施設；緊急物資・緊急人員の輸送機能、緊急物資の備蓄機能、避難用スペース、災害時の生活支援機能、医療機能) 臨海部の再開発と一体となった「防災拠点」づくり 京橋地区再開発、兵庫埠頭地区再開発、兵庫埠頭耐震強化岸壁の整備 人工島における「防災拠点」づくり 海岸における「防災拠点」づくり アジュール舞子 (2) 海の防災支援施設 東神戸フェリー埠頭、六甲アイランドフェリー埠頭及びコンテナハウス、摩耶埠頭、新港東地区 (3) 空の広域防災拠点：緊急物資の輸送や緊急医療後方支援として空を活用する拠点 (神戸空港、ヘリポート：・緊急物資、・緊急人員の輸送機能、・緊急医療の後方支援機能) 神戸空港の整備 臨時ヘリポートの充実 神戸ヘリポート、神戸消防ヘリポート、王子公園、東遊園地、御崎公園、垂水処理場、須磨海浜公園、農業公園 (4) 陸の広域防災拠点：広域ネットワークと連携した緊急物資の輸送や応援部隊の活動拠点 (総合運動公園、しあわせの村、複合産業団地等：・緊急物資の集積配送機能、応援部隊の活動支援機能) しあわせの村、神戸総合運動公園	
	—
	東部臨海部地区
	ポートアイランド(第2期)・耐震強化岸壁の整備
	マリビシア神戸
	須磨港
	神戸空港
	神戸複合産業団地、国営明石海峡公園(神戸地区)、北神戸田園スポーツ公園、神戸文明博物館群公園

資料 8 近畿圏広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想

	広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想
福井県	人口の約50%が集中し、県全体の中核的地域としての役割を担っている福井坂井地域における地域防災基地の整備が具体化しておらず、検討を進める必要がある。 また、空路を最大限に活用した広域防災拠点の整備についても併せて検討する必要がある。
三重県	広域防災拠点を整備すべきであるとした県内5地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）のうち、中勢拠点施設については整備が完了し、次に優先的に整備すべき地域である東紀州地域は、他の地域と比較して交通ネットワークが充足しておらず、災害時に孤立化する可能性が高く、負傷者の遠隔地搬送の必要性が高い地域であるため、早期整備に向けて調整を進めている。 また、基本構想で位置付けられている他の地域（北勢、伊勢志摩、伊賀）についても、段階的に整備に向けた検討を行っていく予定である。
滋賀県	現状は、既存施設を緊急輸送道路ネットワーク計画のなかで広域輸送拠点として指定したところだが、詳細な被災シナリオ等にもとづくものとはなっていない。広域連携を考える場合には整備内容の根拠、前提条件となる統一のより詳細な被害想定が必要であり、どこにどういったものがどれだけ必要となってくるか等整備条件を明確化し、広域連携が迅速、有効に機能するために、既存施設の活用を踏まえた検討が必要と考える。 こうしたことから、今後、中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」での被害想定（内陸部活断層地震含めて）と対策のあり方の報告や京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会での検討内容に基づき、上記の防災センターや既存施設の利用等広域防災拠点整備について、滋賀県として整理していく必要があると考える。 そうした点から、先行している京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会や自治体意見交換会での議論を、今回の検討会で、再度確認し、体系的な整理ができれば今後の広域連携の推進に非常に有効なものになると考える。 また、広域連携にあたっては、中央防災会議での報告にあるように、各自治体災害対策本部の情報システム等の設備や体制の共通化、標準化を早急に進める必要があると考える。広域連携に対応していくためには、ソフト・ハード両面を強化していくことが重要であり、そうした点から、中央防災会議の「防災情報の共有化に関する専門調査会」等の検討内容、動向に注目しているところである。
京都府	1 拠点整備に関する考え方 地震等による大規模災害が発生した場合、阪神・淡路大震災の体験を踏まえ、備蓄機能の充実や府内外から大量に搬送される救援物資等を、災害対策本部が置かれる府庁や災害対策支部・現地災害対策本部が置かれる各地方振興局からの指示に基づき、被災地へ迅速かつ的確に供給するための施設が必要である。 (1) 必要となる施設 ○備蓄倉庫 地震等大規模災害においては、通常の流通経路が破壊され、被災地では食料等の物資が不足し、交通網が応急復旧され救援物資が到達するまでの間は被災地において自助努力が必要となるため、この間の物資について備蓄する。 ○集配施設 救援物資等が一時に大量かつ無秩序に被災地へ搬送されると混乱をきたすため、府内外から搬送される救援物資等を被災地へ迅速かつ的確に供給するための一時集積、荷さばき施設が必要となる。 (施設例) 屋内集配施設、トラック駐車スペース、ヘリポート等 ○応援要員のベースキャンプ 緊急消防援助隊、自衛隊等応援部隊が集結するためのベースキャンプが必要となる。 (2) 施設の配置 各施設の対象圏域を車両により約1時間で到達可能な地域として、おおむね30kmの範囲内を対象とすることとし、次の地域区分について、検討を進める。 ○南部地域

	広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想
京都府 (続き)	○応援要員のベースキャンプ(集結地) ●花折断層・黄檗断層地震発生時 ・桂川運動公園(約6ha:京都市右京区) ●西山断層地震発生時 ・宝ヶ池公園スポーツ広場(約5.6ha:京都市左京区) ・横大路運動公園(約12.8ha:京都市伏見区) (2) 中部地域・中丹地域 ○備蓄倉庫 ●福知山倉庫、京北倉庫を活用する。 ○集配施設 ●丹波自然運動公園(約53ha:丹波町)を活用する。 ・屋内集配施設:体育館(1,408m²) ・トラック競技スペース:中央広場(5,000m²)、陸上競技場(28,800m²) ・ヘリポート:補助競技場(22,300m²) ○応援要員のベースキャンプ(集結地) ●丹波自然運動公園を活用。 ・軟式野球場(22,200m²) ・球技場(17,600m²) ・宿泊所(300人宿泊可能) ・駐車場(小型車557台駐車可能)
大阪府	1 課題 大阪府域に大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、淀川、大和川の二大河川による交通分断の恐れがあり、府内北部、中部、南部の3ヶ所に広域防災拠点を整備する必要がある。 2 今後の計画・構想 南部広域防災拠点(大和川以南)は既に整備し、中部広域防災拠点(大和川以北～淀川以南)は現在整備中である。今後、北部広域防災拠点(淀川以北)を整備することにより、府域全域をカバーする広域防災拠点が整備されることになる。 <大阪府北部広域防災拠点> (1) 開設 平成15年春着工、平成16年度供用開始予定 (2) 場所 大阪府吹田市(日本万国博記念公園東地区) (3) 敷地面積 災害時に既存の公園施設を活用し、広域防災拠点としての機能を確保 (4) 備蓄倉庫 延床面積約2,060m²(約21万人分の非常用食糧、衣類等を備蓄)
兵庫県	広域防災拠点として整備・利用予定であった施設の計画変更等を踏まえた県域全体の防災拠点の配置等について見直し作業を進めている。
奈良県	1 課題 緊急時の職員参集場所となっている施設の中から、交通上利便が良く、空きスペースの大きい上記4施設を応急復旧活動の拠点として指定しているが、防災専用施設ではなく、物資集配機能、空輸機能、教育・訓練・啓発機能等不十分な面がある。備蓄場所として見ても、北部・中部・南部の配分が適正に行われていないなど問題が多い。 2 今後の計画・構想 現在、備蓄とともに広域防災拠点について、庁内検討会を設置し検討しているところであり、備蓄の基本方針の見直しとあわせ、広域防災拠点に必要な機能や補完施設の必要性、さらに他府県との連携方策等について検討を続けていく予定。検討結果の取りまとめ目標年度は、現在実施中の第2次地震被害想定調査の結果を踏まえるため16年度としている。
和歌山県	広域防災拠点の整備構想:今後、作成予定(時期未定)である。 備蓄については、隣接県との連携に関する検討も進めており、緊急消防援助隊受援計画は、平成14年度中に作成予定である。
徳島県	(1) 想定される大規模災害時における府県域を越えた広域防災拠点の整備と地域防災計画の策定・整合化が必要である。 (2) 緊急輸送路・港湾等の耐震化等の整備のための財源が課題である。 (3) 各自治体間で締結している災害時の相互応援協定を実効性のあるものとするための検討を行う。

	広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想										
京都市	1 あるべき広域支援システムの明確化 大規模災害時の応急対策では、市町村、府県又は国のオペレーションそれぞれの階層的な役割があり、対策の第1次的な実施責任は市町村、広域にわたり総合的な処理を必要とするものは府県、更に府県で対応できないような大規模災害の場合に国が支援するのが基本と考えられる。 したがって、広域防災拠点のあるべき配置、機能を検討するにあたっては、各市町村、各府県、国それぞれのオペレーションと相互の連携、支援のオペレーションのシステム全体にあるべき姿を明確にすることが前提となる。 そのためには、内陸活断層の地震の場合、海洋型地震による超高域災害の場合、少なくとも2ケースを分け、消防・救助、医療、避難、生活支援等の課題を明確にして、国上の検証を行いつつ、近畿圏における実際的なあるべき広域支援システムの基本についての共通認識を持つべきと考える。 2 今後の計画・構想 (1) 物資集積・搬送拠点予定地（候補施設）の拡大 <table> <tr> <td>名称</td><td>住所</td></tr> <tr> <td>京都府立体育館</td><td>京都市北区大將軍西鷹司町</td></tr> <tr> <td>京都市横大路体育館</td><td>京都市伏見区横大路下ノ坪</td></tr> </table> (2) 大型ヘリコプター臨時着陸場（予定地）の選定 <table> <tr> <td>名称</td><td>住所</td></tr> <tr> <td>京都市西京極総合運動公園</td><td>京都市右京区西京極新明町</td></tr> </table>	名称	住所	京都府立体育館	京都市北区大將軍西鷹司町	京都市横大路体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪	名称	住所	京都市西京極総合運動公園	京都市右京区西京極新明町
名称	住所										
京都府立体育館	京都市北区大將軍西鷹司町										
京都市横大路体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪										
名称	住所										
京都市西京極総合運動公園	京都市右京区西京極新明町										
大阪市	自治体の枠組を超える災害に対応する「広域防災拠点」の整備については、国・自治体の負担ルールや利用基準等が課題であると考えられる。 「広域防災拠点」については、広域的なオペレーションでの利用を目的とするため、国あるいは都道府県で計画、構想されるものであるため、大阪市としては計画・構想はない状況である。										
神戸市	1 課題 (1) 近隣自治体の広域防災拠点との連携強化と、東南海・南海地震等の広域災害に対応するため、更に遠隔地の広域防災拠点との連携強化の方策を検討する必要がある。 (2) 内閣府・国交省で検討中の京阪神都市圏の「広域防災拠点」や「基幹的広域防災拠点」との整合について検討し、それらとの有機的な連携が必要である。 (3) 既存広域防災拠点の新たな機能追加や利用方法の可能性を調査・検討していく必要がある。 2 今後の計画・構想 空の広域防災拠点と位置付けられている神戸空港の建設の進捗にあわせ、積極的な活用を図るため、具体的な利用方法の検討が必要である。										

資料 9 緊急消防援助隊の主な活動実績

蒲原沢土石流災害 (平成 8 年 12 月)	新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害において、東京消防庁と名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた活動が行われた。
岩手県内陸北部地震 (平成 10 年 9 月)	岩手県内陸北部の岩手山付近で発生した震度 6 弱を記録する地震において、仙台市消防局と東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動が行われた。
有珠山火山災害 (平成 12 年 3 月)	有珠山火山災害においては、札幌市消防局、仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局から救助部隊、消防部隊を現地に派遣し地元消防本部の応援活動を実施した。
鳥取県西部地震 (平成 12 年 10 月)	鳥取県西部地震においては、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊が、ヘリコプターによる情報収集活動を行った。
芸予地震 (平成 13 年 3 月)	安芸灘を震源とする震度 6 弱を記録した芸予地震においては、大阪市消防局、神戸市消防局、福岡市消防局の指揮支援部隊が各航空部隊のヘリコプターに同乗し、また、鳥取県、岡山市消防局、北九州市消防局の航空部隊が被害情報の収集活動を行った。

資料 10 国内の災害におけるボランティアの主な活動実績

阪神・淡路大震災 (平成 7 年 1 月)	延べ約 140 万人 (兵庫県調べ)	炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所での作業補助、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、保育、水くみ、入浴サービス、夜間防犯パトロール、交通整理や、医師や薬剤師による医療救護活動や、建築士による建築物の危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳、外国語通訳 等
ナホトカ号重油流出事故 (平成 9 年 1 月)	延べ約 28 万人 (自治省消防庁まとめ)	福井県、石川県、京都府、兵庫県、富山県、新潟県の県内外からボランティアが駆けつけ、厳しい気候条件の中、ひしゃくや竹へら等を用いた手作業を中心とする油回収作業に従事。
有珠山火山災害 (平成 12 年 3 月)	延べ約 8,500 人 (平成 13 年度防災白書)	避難所の世話・警備・管理・被災者の心のケア、情報発信、広報誌配布、物資輸送・配布、引っ越し手伝い、除灰作業等
東海地方での大雨による被害 (平成 12 年 9 月)	延べ約 19,000 人 (平成 13 年度防災白書)	家具の移動、瓦礫や土砂の撤去、清掃、避難所の世話、子供のケア、高齢者の介護等
鳥取県西部地震 (平成 12 年 10 月)	延べ 約 5,200 人 (平成 13 年度防災白書)	託児所の支援、高齢者・障害者の介護、避難所の世話、家具・部屋・ブロック塀などの片づけ、屋根のシート張り、泥の撤去清掃、土砂災害防止活動等
芸予地震 (平成 13 年 3 月)	延べ約 1,200 人 (平成 13 年度防災白書)	瓦礫の除去、屋根のシート張り、家屋周辺の清掃、土砂災害防止活動等

資料 11 ニューヨーク同時多発テロにおけるボランティア活動

ボランティアセンターが災害応急対策に大きな成果をもたらした事例 テロ発生後、個人レベルでの様々なボランティア活動から、赤十字や救世軍などのNPO、企業レベルなどのボランティア活動が展開された。	
個人レベルでのボランティア	事件当日、被災現場にマンハッタンで建設工事に従事していた労働者、周辺の被災者受け入れ拠点にボランティアの医師や看護婦が駆けつけた。 さらに、赤十字や州などの献血の呼びかけに応じたり、水、食料品、衣類などを寄付などの様々な活動がなされた。 また、ジェイコブ・ジャビッツ・コンベンションセンターが事件に関連したあらゆるボランティア志望者の窓口となり、そのボランティア協力センターでは、市が設立した家族支援センターや市の各部署、病院などからの要請に基づいてボランティアを派遣した。
NPO によるボランティア	事件直後、心のケア（心的外傷後ストレス障害：PTSD）に関わるボランティアシステムができ、特に子供のメンタルケアを行った。 大ニューヨーク病院協会では、カウンセリング基金を設立、病院や市民から寄付を受け付け、精神医療機関にカウンセリングを委託、赤十字ではウェブサイト上で年齢別の子供たちへの対応集が公開された。 また、ニューヨーク市立大学では、精神医療の専門家が対応する電話での「ヘルプライン」が設置され、メンタルヘルス協会では心の痛手に関するカウンセリングと情緒安定のための支援が受けられる施設の情報を電話で提供した。
企業レベルでのボランティア	スポーツ施設を運営する企業が、本格的な外科治療ができる設備と移動式野外病院を設け、あるホテルでは、事件の翌々日からレスキュー隊員や被災者の家族などに食事、ベットを提供し、インターネット・オークション企業では寄付金収集のためのオークションが行われた。

「第 1 回災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会」資料 （消防庁）より抜粋

資料 12 防災に関する研修体制

対象	主体	消防大学校	都道府県・市町村	消防学校	市町村アカデミー等	大学・研究機関	その他
消防職員	総合教育、専科教育、 トップセミナー（消防長）、 緊急消防援助講習会等			初任教育、 専科教育、 幹部教育、特別教育	団員のサラリーマン 化により集合教育が 困難		
消防団員	消防団長科			普通教育、専科教育、 幹部教育、特別教育			消防団幹部特別研修 （日本消防協会）
都道府県職員					都道府県幹部の危機 管理意識の向上にも 活用できないか		
トップセミナー	トップセミナー 消防学校長研修会		自治体の防災担当職員 や幹部職員が、防災・ 危機管理全般の知識を 体系的に獲得する機会 の不足				
防災担当職員等	危機管理講習会			防災部局職員研修（三重県 等）、新卒職員研修		防災・危機管理 関係講座をより 積極的に展開で きないか	
企業・事業所の防災・危機管理 対応力を向上するとともに、企 業が防災に関して地域・社会へ 貢献していく仕組みについて 検討できないか					市町村幹部の危機管 理意識の向上にも活 用できないか		
防災担当職員等	危機管理講習会			消防部局職員研修（鳥取県 等）、新卒職員研修	行政課題研究過程： 災害に強い地域づくり	自治体・消防職 員、自主防災組 織等の研修受 入、カリキュラ ムの共同作成な どにより連携で きないか	
企業等				※ 自衛消防隊研修（32）、 企業委託教育（9）、			セイフティリーダー（災害救援ボランティ ア推進委員会） 大丸有地区防災計画（東京駅周辺・防災対 策のあり方検討委員会）
自主防災組織・ 婦人防火クラブ			ボランティアリーダー養成講座（神奈川 県・静岡県・川崎市）、災害助けあいボ ランティア講座（埼玉県）、自主防災組織リ ーダー研修会（岐阜県）、いばらき防災大 学（茨城県）等	※ 婦人クラブ研修（25）、 少年消防クラブ研修（21）、 自主防災組織研修（8）、災 害ボランティア研修（5）	一般住民がより気軽 に講習を受けられる 仕組みの検討		市町村婦人防火クラブ幹部研修会、自主防 災組織リーダー研修会、婦人防火クラブ員 救急講習会 （日本防火協会）
一般住民			防災総合講座（静岡県） 県民防災塾（三重県）等	※ 資格講習（2）、小中学 生講習（3）・県民講習（7）		環境防災学部 （富士常葉大学）	
備 考	消防大学校教育訓練実施要領			消防学校の教育訓練の基準 （S45. 3. 18消防庁告 示1号）			

※消防学校における市民教育等は年間約2万人を対象に実施（都道府県・政令市対象調査（消防課）：なお、一部未回答団体あり）。

資料 13 広域防災活動支援のための首都圏広域防災拠点の連携と課題

◆ 圏域内での広域防災拠点にかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
埼玉県	(1) 第一に、首都圏で発生する可能性が高い災害を考え、その被害状況を想定する必要がある。その結果を基に各広域防災拠点の役割が明確になると考える。 (2) 各広域防災拠点間のアクセス手段、通信手段の確保が必要である。 (3) 既存の施設については、既に各都県市の地域防災計画でその機能が位置付けられている。都県域を越えるような利用方法については、想定していないので、第2次的な機能として位置付けられるのか検討が必要である。 (4) 新たな設備改修、資機材の整備を伴う場合には、昨今の財政状況から見て非常に困難。国庫補助など新たな助成制度が必要である。	(1) 被害想定 (2) 各広域防災拠点間のアクセス手段、通信手段の検討 (3) 地域防災計画の見直しの検討
千葉県	1 広域的支援部隊等の受け入れ拠点としての広域防災拠点の確保 県外から派遣された消防、警察、自衛隊等の広域的支援部隊のベースキャンプ地や支援物資の一時集結拠点となるオープンスペースの確保が必要である。 既存のオープンスペースとして、県立都市公園の利用が考えられるが、地元市町村により広域避難場所として指定されている公園もあるため、調整が必要となる。 また、新たに広域防災拠点を整備する場合、災害時と平常時の利用方法が整合した公園等の整備手法の検討が必要である。 2 防災情報の共有化の実現 広域防災拠点に集結した広域的応援部隊が迅速かつ効果的な活動を実施するために、国、県（災害対策本部）及び各応援部隊間で防災情報を共有することが必要である。 3 広域防災拠点のネットワークの構築 1箇所のみでは、スペースや機能面の限界があることから、周辺の広域防災拠点が役割分担を果たしながら連携して対応していくことが必要である。	広域防災拠点の整備においては、オープンスペース確保のための基盤整備が必要となり、その費用負担については、国と設置自治体が負担して整備を進めるべきと考えるが、各自治体の厳しい財政状況下において、防災施設整備と同様に、国においても平常時の利用形態との整合の中での支援制度の充実が求められる。 防災情報の共有化を図るため、自治体及び消防、警察、自衛隊等において情報・通信手段の統一化を図る。また、オープンスペースをベースキャンプ地として活用するため、移動型の情報・通信手段の整備を進める。 広域防災拠点間のネットワークを構築するため、各都県の広域防災拠点の位置や規模、機能等の情報を都県で共有するとともに、統一された通信手段の整備や陸・海・空・河川の各輸送手段を活用した広域防災拠点間の輸送体制の整備を図る。また、国有施設との連携も促進する。
神奈川県	(1) 現状では、圏域内の各広域防災拠点間における連携・協力体制について、ほとんど協議がなされていない。 (2) 当県では広域防災拠点に、緊急消防援助隊等による広域防災活動用の資機材を備蓄しているが、活動時の連絡・指示のために必要な無線機等の通信装置等についてはトランシーバーを備蓄している程度であり、活動の効率化を図るためには、標準化された通信装置が必要である。 (3) 広域防災拠点において、緊急消防援助隊等が使用する資機材の備蓄は行っているが、宿泊施設の整備については、十分とはいえない。	(1) 各団体における広域防災拠点に関する情報の共有及び連携についての協議 (2) 広域防災活動の効率化を図るために、各広域防災拠点において最低備蓄しておくべき資機材等の基準の策定

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
千葉市	1 基幹的広域防災拠点を中心としたネットワークの構築 現行の地域防災計画は、自己完結的な記載が一般的であり、行政域を超える大規模災害に対し被災自治体や周辺自治体が連携した具体的な対応計画に関してはあまり検討がなされていない状況にある。 国の基幹的広域防災拠点の整備を契機として、基幹的広域防災拠点を中心として各地の広域防災拠点と連携する具体的なネットワークの構築が必要となっている。 なお、広域防災拠点は、リダンダンシーやリスク分散を配慮すればある程度の地理的・数量的配置が必要と思える。 2 広域防災拠点における緊急消防援助隊の使用資機材の標準化及び資機材備蓄施設の規模 (1) 資機材の標準化 ○全国共通波 3 波の未整備市町村の解消 ○消火栓スピンドル、ホース結合金具、連結送水管結合金具の統一 ○衛星通信用可搬型画像伝送システムの小型軽量化及び各ブロック消防本部への整備 ○緊急消防援助隊動態情報システムの全体配備 ○新しい消防・救急デジタル無線における消防共通波 10 波の移動局への全波整備 ○新しい消防・救急デジタル無線における消防共通波 基地局 2 波の各消防本部への整備 (2) 資機材備蓄施設の規模 ○緊急消防援助隊として人員のみで被災地入りした隊等が使用する資機材及び車両と共に被災地入りした部隊の資機材が使用不能になった場合の予備資機材等が備蓄可能な規模 ○備蓄資機材は、「緊急消防援助隊装備等の基準について(平成 8 年 3 月 29 日付消防救第 56 号)」に定めるものの他消防ホース及び担架	広域防災拠点を平常時からの専用施設として整備する場合、その整備・管理主体は国であるべきと考える。 広域防災拠点の立地により地元自治体は受益を被るので整備費等の応分の負担をすべきであるとの意見があるが、災害時の応援・救援活動は被災自治体がみな等しく受けるものであり、また、平常時の活用にあつて地元自治体は距離的に至近にあるという利便さはあるが、特権的な活用が可能とは思われない。 広域防災拠点は、都道府県域を超える大規模かつ広域的な災害に対応するものであるため、その整備・管理は国が担当することが適当と考える。
川崎市	(1) 広域防災拠点間のネットワーク化（八都県市、共有化） (2) 人員・資機材の集結・補給機能及びコントロール機能	(1) 県に対し、総合的な受援計画作成（市町村受援計画との調整）。 (2) 国に対し、総合調整機能の確保（複数県被災に対し）
埼玉県	・当県においては、広域防災拠点にボランティアセンターを設置することは考えていない。可能であるか、検討が必要である。 ・ボランティアセンターはノウハウを持つボランティア団体が主体となって運営するのが理想。行政は調整役。 ・被災地のニーズとボランティア資源を結びつけるボランティアコーディネーターが必要である。 ・ボランティアセンターの基本機能を明確にすること。情報提供場所かそれ以上の機能を持たせるのか、広域防災拠点の性格によっても異なると考える。 ・基本的に、この問題は行政の守備範囲を明確にするのが先決である。	・ボランティア団体のネットワークづくり。 ・社協や日赤などとの連携。 ・ボランティア同士の交流の促進、研修等。

◆ 広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
千葉県	本県では、大規模災害時において、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するため、社会福祉協議会や日本赤十字社千葉県支部等のボランティア関係団体と協力して「災害ボランティアセンター」を設置することとなっており、設置場所は、災害対策本部及び関係部局等との連絡・調整が容易な場所として、県庁内に設置する。 更に、被災地周辺の市町村において、ボランティア窓口を開設し、受付、登録、派遣業務等を行うこととなっている。 災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・派遣業務や総合的なボランティアの需給調整、災害対策本部・被災市町村・各種ボランティア団体等との連絡・調整等の広域的調整業務等を実施することとなっているが、ボランティア参加者の活動目的と被災地のニーズの調整を行いながら、ボランティアの派遣を迅速に行うことの仕組みづくりや広域防災拠点にボランティアが集結した場合の連絡調整が課題である。	被災地に派遣されたボランティアの活動が円滑に行われるために、以下のような施策が必要である。 (1) 行政機関と住民、ボランティア団体との連絡調整を担うコーディネーターの養成 (2) 県（ボランティアセンター）と被災市町村及びボランティア団体等との連絡調整 (3) 国、県、被災市町村、ボランティア団体等との情報の共有（情報の一元化：防災ホームページ等の活用）
神奈川県	当県では、災害対策本部設置の際に、コーディネートを行うボランティアと協働して「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」をかながわ県民活動サポートセンター（所在地：横浜市）内に設置し、 ・一般ボランティアに対する場・情報の提供等の支援 ・専門ボランティアに対する支援を所管する部局との連絡調整 ・県内市町村及び他都道府県との災害時のボランティアに関する需給・連絡調整等 を行うこととしているが、広域防災拠点である総合防災センター（所在地：厚木市）と地理的に離れており、需給調整等が有効に機能しない恐れがあるため、広域防災拠点とボランティアの連携を強化する必要がある。	複数都県にわたる広域災害が発生した際に、国においてボランティアの必要性の状況等の情報を収集し、需給・連絡調整を行うことで、ボランティア活動が円滑に行われると思われる。
千葉市	1 本市の地域防災計画は、市社会福祉協議会が一般ボランティアの受け入れ窓口としてボランティア支援センターを開設し、市災害対策本部が専門ボランティアの受け入れ窓口になっている。 しかしながら、平常時における災害ボランティア、とりわけ一般ボランティアの取り組みについては、十分な状況にはない。 平常時のボランティア活動(福祉系)については、社会福祉協議会が窓口となり派遣や研修が活発に行われているが、災害ボランティアに関しては、組織化や登録が緒についてばかりであり、残念ながら組織化や登録の促進等の最も基本的な部分が現下での課題となっている。 2 ボランティア間の調整は、高度のマネジメント分野の領域だと捉えている。災害時、被災地に駆けつけるボランティアには経験者も少なくないと思われ、経験を積んだ一家言を持つボランティアの調整は行政の一般職員が担える単純な業務とは思えない。高度な知識と経験に裏打ちされたマネジメント業務と考えられるので、こうした点を踏まえた人的配置が必要である。	1 ボランティア保険の標準化 ボランティア保険については、各自自治体対応であるため、保険の付保内容はそれぞれ相違していると思われる。同じ活動をしたボランティアの救済措置がばらばらであるのは問題がある。付保内容の統一化・標準化が必要であると思える。 2 ボランティア間やボランティアと行政間の調整を行うボランティアコーディネーターの養成
川崎市	1. 広域防災拠点間のネットワーク化（八都県市、共有化）。 2. 情報収集・発信機能（八都県市、ボランティア団体）。 3. 活動への課題の検討。	国及び県に対し、活動基準の作成。

◆ 施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
埼玉県	広域防災拠点の整備については、今後も議論の必要性を感じるが、この会議である程度の結論がでたら、例えば中央防災会議等の機関でその結果を引き継ぎ、大局的な見地から検討を続けるのか良いのではないか。	計画の必要性は感じるが、大枠だけを示し、詳細は各地域防災計画に譲る方法が良いと考える。
千葉県	広域的な防災対策を効果的に進めるためには、広域防災拠点の機能等の検討も必要であるが、防災関係機関それぞれの役割のもと、どのように広域連携を図っていくかが重要であると考え、八都県市で検討しているところであり、今後、継続的に行う場合には、国、都県、市区町村等の情報伝達方法や支援部隊の応援・受け入れ体制（マニュアルの整備）等ソフト面の充実を中心に、他の検討会議との連携のもと、統一的に検討することも必要であると考えられる。	都県境を超えた広域的な災害対策について、真に実践的な広域連携体制を確立するため、八都県市での検討や合同防災図上訓練等により様々な共通課題の把握や関係機関の連携のあり方等についての検証に努めているところである。 また、地域防災計画は、各都県の過去の災害や地域特性等を総合的に勘案して策定されているものであり、インフラの整備状況一つとっても大きな相違があるため、統一的な広域防災計画を策定する場合には、相当な調整が必要である。 今後、広域的な防災計画の策定は、大きな課題となると思われるが、現段階では、圏域内で相互連携が必要な個々の共通課題について検討し、具現化を図ることが重要であると考えられる。
神奈川県	広域防災拠点に関して検討を行うには、各団体の密接な連携が必要となるが、その検討の場について、現在、本検討会、国土交通省、八都県市広域防災・危機管理対策会議と各々開催されている。 今後とも継続的に実施する際には、一つの会議体において総合的に検討する方が、より効果的であると思われる。	都道府県相互間の広域的な防災計画については、その対象によってさまざまなケースが予想される。例えば、地震について言えば、東海地震をターゲットにするのか、あるいは南関東地震や南関東地域直下の地震をターゲットにするのかで、被害の及ぶ範囲やその程度が全く変わってしまうため、どのエリアまでを対象とした防災計画にするのかという判断、線引きが非常に難しい。 広域的な防災計画は、理想論としては理解できるが、現実の対応としては、現在締結している知事会レベルの相互協定や都道府県相互間の各種応援協定を実務的なものに充実・強化するとともに、国による大綱や活動要領により補完できるものとする。
千葉市	広域防災拠点を有効なものにするためには、都府県、市町村、消防本部間の恒常的な連携が必要と考えるので、継続的な検討は意義あるものとする。 また、災害時に最も重要なもののひとつとなる情報伝達手段については、各種の計画や施設整備がなされている状況もあるので、検討・再確認事項として取り上げことも有効かと思う。	実践的な広域連携体制を構築するためには、広域的な防災計画は必要である。 しかしながら、広域防災計画の策定に際しては関係自治体のハード・ソフト両面にわたるすり合わせが必要となり、多くの困難な問題が予想される。とりわけ、調整がハード整備に及ぶ場合、現在の財政環境下では調整不能の事態も予測される。 したがって、現段階では首都圏内の喫緊の具体的な連携課題を検討することにより、事例を積み重ね帰納的なアプローチをするのが現実的な対応と考える。
川崎市	1. 自衛隊、警察を含めた協議が必要。 2. 基幹的広域防災拠点との関連の整理。 3. 必要事項について、事業化のプロセスの明確化。	今後検討する必要があると思う。

資料 14 広域防災活動支援のための中部圏広域防災拠点の連携と課題

◆ 圏域内での広域防災拠点にかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
岐阜県	(1) あらかじめ設置された場所が被災地に近接した場所でない場合が多い。そうしたポジショニングがまず第一に問題となる。 (2) 岐阜県のように広域防災拠点と呼べるような施設がないところと、施設が充実しているところなど県で差がある。 (3) 地震に関する広域防災拠点の場合は、被害想定がベースになると思われるが、被害想定通りに地震が来ない場合に、そこをサブセンターにするなどの柔軟な取り扱いが必要になると思われる。 (4) 東海・東南海・南海地震が同時発生ということになれば、かなり広範囲に被害を受けている箇所があるので、周りが被害にあっていても機能するようなことまで考えることが必要となる。	(1) 県： 国や他県からの応援を受け入れる十分なスペースと機能を持った拠点を作ることが望ましいが、施設の新設は財政上困難なため、既存施設の洗い出しを行い、マニュアルを作成し、拠点としての位置付けがあるところが避難所とならないような地元での徹底等が必要となる。 (2) 国： 消防本部が連携して動ける体制のマニュアル化
静岡県	「広域防災拠点」は誰がどのように使いうるものなのか、また使おうとしているのか、それによって費用負担とか整備すべき資機材の種類・規模などは全く異なってくると考える。 これまでの議論では、国がその支援の拠点として、現地災害対策本部とは別の位置付けをするという方向であったと思われる。そういうことであれば、全額国費で設置すべきと考える。 なお、当該拠点で消防の連携訓練を行おうとするような場合には、参加機関の相応の費用負担はあってしかなるべきと考える。	首都圏、中部圏、近畿圏という、かなり広域なエリアをカバーする拠点となるとすれば、各都府県単位くらいの規模でそのブランチが必要となるのではないかと。それは現状各県で設置している広域防災拠点（本県にはないが）がその役割を担うことになり、そういったブランチ拠点については各都府県の費用分担も考えられる。 なお、その場合でも、国がどう使うかという内容に収束してくる話であると思われるので、期待される整備水準や備えるべき施設設備については国と各都府県との綿密なすり合わせによって決められることになろう。
三重県	(1) 現在、各県で作成中の受援計画と整合性をとる必要がある。 (2) 通信装置等、資機材の標準化は有用であるが、調整主体、費用負担が問題になる。 (3) 消防庁長官の「出勤等の指示」については、長官が何をどこまで具体的にを行うかにより、体制の構築内容が異なる。 (4) 訓練については、例えば、自衛隊、警察等、多機関による図上訓練、バーチャルリアリティ技術を活用した高度のシミュレーション訓練等、県消防学校では実施していないような訓練が有用と考える。	国による費用負担及び財政支援が非常に重要と考える。

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
愛知県	(1) 広い活動スペースの確保 (2) 現地災害対策本部等を設置する施設の整備及び通信機能の確保 (3) ヘリポート及び関連設備の整備 (4) 備蓄倉庫、物資の集積・仕分け場所の整備 (5) 自衛隊、警察、消防、ボランティア等のベースキャンプ機能の確保 などの課題が考えられ、また、 (6) 平時における広域防災拠点の有効活用をどうするのかという問題がある。 なお、緊急消防援助隊に関しては次のとおりである。 1 緊急消防援助隊が活動に使用する資機材（通信装置等含む）のうち、活動の効率化を図るために標準化が必要なもの 緊急消防援助隊は、複数の登録消防機関で構成され、また、相互に連携して活動することから、それぞれの消防本部が出動する際に準備することとなる、 (1) 消防ホース（口径、接続金具） (2) 空気呼吸器のボンベ（ボンベ圧力、背負板への取付け金具等）については、規格を標準化することにより、消防機関相互で取り扱いが困らないように措置する必要がある。 また、集結場所から被災地までの進入ルートについては、道路の被災状況等を踏まえたルートの指示を行う必要があり、こうした情報が共有できるナビ装置の標準化が望まれ、補助規格等により援助隊車両への標準装備とすべきである。 2 広域防災拠点における緊急消防援助隊が活動に使用する資機材に対する備蓄施設の規模及びリダンダンシー 大規模災害時に備え、消防用資機材、燃料等を備蓄するための施設を整備することは望ましいが、日常的な管理、点検が困難と思われるので、各援助隊に予め一定の水準で、国が配備することが適当と思われる。 3 今般の消防組織法改正において、一定以上の災害においては、消防庁長官が緊急消防援助隊に対して出動等の「指示」ができることになる予定であるが、広域防災拠点での緊急消防援助隊に対する『指示』を機能的にするための仕組み 指揮支援部隊相互の活動については、平常時から訓練等により連携を図るための連絡調整機能は必要であるが、それ以外は基本的にはないとする。 なお、援助隊出動時には、消防庁職員が自ら被災地等に出向き、消防庁への情報伝達等を行うことが望ましい。	1 都府県（市町村）が行うべき取り組みもしくは施策 (1) 広域防災拠点の候補地選定 (2) 都府県（市町村）専用施設の共同整備 (3) 広域防災拠点における定例的な訓練（図上訓練及び実働訓練）の共同開催 2 国が行うべき取り組みもしくは施策 (1) 広域防災拠点の施設整備の費用負担 (2) 国有設備・施設の広域防災拠点としての無償使用 (3) 国・都府県間における情報通信体制（インフラ、情報システム）の整備 (4) 広域防災拠点における定例的な訓練（図上訓練及び実働訓練）の実施

◆ 広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
岐阜県	(1) ボランティア支援センターの運営主体は、災害対応活動をしている行政に手が回るわけがなく、ボランティア組織そのものをお願いすべきである。特に広域的なネットワークを持っているボランティア組織に運営に参加してもらうことが望まれる。 (2) センター設置に係るスペースや机・椅子・電話・コンピュータ等の資機材等やボランティア募集のPR等は、できる限り行政も協力できる体制をとっておくべきである。 (3) 特に現地センターは、最低条件として被災地に近くないと十分な活動ができないため、市町村の施設を使用することを想定して、市町村に理解を求め、マニュアル化させておくことが必要 (4) 資金調達も日頃から、地元有力企業等に対する呼びかけには県も一緒にお願いして回るようなことも必要である。(但し、一部のNPOに偏らないようにすることが必要) ボランティアの研修・登録は現在、県から社協に対し委託しているが、ボランティアコーディネーターの研修は社協レベルでは困難なので、別に専門家への委託が必要である。	(1) 県：ボランティアの受け入れに対する意識啓発、県内のボランティアの活動が活発化するような支援、県内におけるボランティアの受援体制が強化されていくようなNPO法人との協働、ボランティアセンター設置に係る行政の支援に関する準備と市町村への指導 (2) 国：各種ネットワーク団体の交流の場をなだらかに設け、なだらかな連携を進め、広域災害の際に衝突し合わないようすることや、災害応急活動で、ボランティアにどの程度の権限を与えるかということを法律的に検討しておく。
静岡県	ボランティアの活動は基本的に個人が各地域へ直接出向いて自由な活動をする場合がほとんどと思われる。被災地ではなく、国が設置するボランティア支援センターにアクセスしてくるボランティアを想定する場合、ボランティア活動の県域間相互調整のための情報センターという機能は考えられるが、これ以上広域の機関でボランティアを直接調整すべき事態は考えにくい。	ボランティアの支援に対応するため、現在、市町村単位で受け入れ体制を整えている。実際にはそうしたボランティア支援センターが活動の中心となると考えられる。 都府県の支援センターは、県域内での調整役、及び他地域との情報交換・調整が役割となると考えている。
三重県	広域災害の発生時には、災害の程度や交通手段の確保の状況等により、被災地に集まるボランティアの人数に差が生じることが予想される。このため、広域的なボランティア情報を管理・調整するボランティア支援センターは必要である。 広域防災拠点におけるボランティア支援センターの運営にあたっては、圏域のボランティア団体のネットワークによる自主運営体制を整備することとし、防災拠点を研修・訓練に活用することにより、ボランティア間の顔の見える関係が構築され、情報の共有化・ネットワーク化が促進される。 災害時におけるボランティアの活動は、行政の災害対策業務を一部肩代わりするものであり、運営資金は行政が負担する必要がある。	災害発生時には、多数の災害救援ボランティアが現地ボランティアセンターに集まり混乱が生じる恐れがあるため、被災地のニーズとボランティアの調整に当たるボランティアコーディネーターの養成が必要となり、現在各都道府県でその養成に取り組んでおり、都府県・現地ボランティアセンターレベルでの活動を想定して養成されているものの、養成の方法も統一されておらず、ボランティアコーディネーターのスキルにもばらつきがある。 このため、圏域で活動するボランティアコーディネーターは、高いスキルを求められ、国又は圏域レベルでのボランティアコーディネーターの養成が必要となる。 養成に当たっては、市民（NPO）と行政の協働による運営が今後のネットワーク化にも重要となる。

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
愛知県	(1) 県レベルで設置されるボランティア本部（愛知県では「広域ボランティア支援本部」と呼ぶ）との役割が重なり、混乱しないよう、広域一県一市町村の各行政レベルでの役割分担を明確にする必要がある。 (2) 災害時の迅速なボランティア支援センターの運営を行うためには、平常時からの行政とボランティア団体及びボランティア間の「顔の見える関係」が重要であり、その手立てを考える必要がある。 (3) 運営に係る経費については、行政からの依頼に基づいてボランティアが運営するとなると行政が負担すべきではないかと思われる。 (4) ボランティア支援センターを常設にするのか、臨時設置とするのが前提として議論する必要がある。常設とした場合、平常時の活動内容をどうするかとか、職員の配置等の問題が生じると思われる。	(1) 愛知県の防災計画では、被災市町村は「地域ボランティア支援本部」を開設し、県では「広域ボランティア支援本部」を開設することになっている。ここで広域防災拠点等のボランティア支援センターの役割として「被災現場のセンター立ち上げ支援及びボランティアセンター間の調整、トラブル調整」をあげているが、本県では県が設置する「広域ボランティア支援本部」の業務と位置付けている（2000年東海豪雨ではこの体制がうまく機能した。）。従って、広域防災拠点でのボランティア支援センターは、「各県レベルでの広域ボランティア支援本部」間の調整あるいは県レベルでの「広域ボランティア支援本部」を支援・補完する役割に限定すべきと考える。 (2) 近年の災害を見てみると、発災直後から全国からボランティアが被災地にかけつける。しかしながら、ボランティアはマスコミ等が報道した被災地区に集中する傾向があり、被災地域全体で見ると需給調整に偏りがでてくる。できるだけ公平な被災地支援を行うためには、広域防災拠点でのボランティア支援センターによる県域を超えた需給調整が必要と思われる。 (3) センターの運営は、ボランティアの自主性、独自性を最大限生かすため、主体はボランティアに任せ、行政側は設備や資機材を提供する側にまわる「公設民営型」が望ましい。また、運営主体は、国レベル（あるいは東海四県レベル）を活動エリアとしているボランティア団体で、東海四県のボランティア団体とつながりのある団体がふさわしい。 (4) ボランティア支援センターの運営経費は、被災県の支援という観点から、国が負担することも検討する必要がある。 (5) 災害時の迅速なボランティア支援センターの運営を行うためには、平常時からの行政とボランティア団体及びボランティア間の「顔の見える関係」が必要である。そのため、東海四県のボランティア団体と行政(国・県)が顔を合わせ、打合せ、訓練（図上訓練・実働訓練）、スキルアップのための研修などを行うことにより、ネットワーク化を図っていくべきである。

◆ 施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
岐阜県	(1) 本調査検討会では、自治体間の防災計画策定等ストレートに広域型災害に必要な体制というものを模索しており、それぞれの方法にいろいろ問題はあるにしても、最初から妥協しない姿勢は評価できる。 (2) 広域防災拠点については、既存のブロック協議会の存在もあり、ある目的で作られる防災拠点も他の災害にも活用できるわけであるから、そうした汎用性のある拠点づくり、あるいはスキームづくりを目指していくべきである。 特に県・市町村との連携は、防災図上訓練等を連携する部分を厚くして実施していくなどの実践的対策をとらないと、進んでいかないのであると思われる。	防災計画は本来、災害対策に関する全ての分野を対象とするものであるが、そうした広域型災害に対する事前の準備は、一部の応援受け入れ・情報の受発信、物資集積機能等の一部のものであり、そぐわないと思われる。そういう意味では、対策全般ということではなく、ブロック協定の相互応援協定を、より強化したようなものが適しているのではないかと考える。

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
静岡県	「広域防災拠点」の定義について、本調査検討会でまだ議論を進める必要があると思われる。これによって、国と県市町村の役割分担、各県相互間の調整方法、またそのための体制やツールの整備などの検討に資するものとする。	広域防災拠点をどう位置付けるかによって計画策定の要否やその範囲は変わってくると思われる。 例えば国がもつばら使用する拠点としての位置付けであれば、国の機関としての防災業務計画のようなものを策定し、受援対象となる各県ではそれを念頭において各防災計画に受援・支援計画として反映していくべきと考える。 そうではなくて県どうして相互応援するための拠点であるならば、広域防災計画のようなものの作成が必要になると考える。但しその場合でも県防災計画に屋上屋を重ねるものではなく、基本的には各県防災計画に広域応援計画といった章立てをして共通した内容を盛り込むような構成になるのではないかと。
三重県	広域防災拠点については、現在各都道府県単位で整備が進められつつあるが、自治体ごとでそれぞれ整備規模や有する機能等に差異がある。 また、地方自治体の拠点施設は、自治体単独で被災した場合を想定した拠点施設の配置、機能を基に整備を進めており、広域的な大規模災害を想定した場合には、行政区域を越えた災害対策活動を行うための機能が必要であるとする。 本調査会において、各圏域における広域防災拠点の配置、規模、機能の共通化及び国の拠点施設を核とした各拠点施設の連携等、さらには基幹拠点(首都圏・中部圏・近畿圏等)間の連携を検討していくことは有効的であると考えられる。 また、自治体及び防災関係機関において整備している備蓄品(資機材・食料等)について、情報の共有化を検討していく必要があると考える。	各都道府県は、広域災害に対応するため災害時の相互応援協定を締結し連携を図っているが、広域を前提とした防災計画については策定されていないため、広域的な防災計画を策定することは効果的であるとする。 しかし、統一的な防災計画による災害対応は、圏域内でも災害特性が異なることがあるため、対応が複雑となる場合がある。
愛知県	広域的な地震防災体制のあり方については、平成14年度において消防庁震災対策室が(財)消防科学総合センターに委託して、「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会」を設置・開催し、その中で、「広域応援プランのあり方」や「都道府県相互間地域防災計画の必要性、あり方」について、調査・研究を行っており、年度内に「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する研究報告書」を取りまとめることとなっている。 そこで、これらの研究成果を踏まえ、 (1) 国、都府県間における広域応援のあり方 (2) 都府県内の市町村間における広域応援のあり方 などについて、東海地震対策都県市連絡協議会や地震防災対策強化地域都県市連絡会、また、本県の場合は、中部9県1市広域災害応援連絡協議会などにおいて、より具体的な検討を行う必要がある。 具体的な検討事項としては、 (1) 中核的な広域防災拠点と各県の広域防災拠点とを結ぶ交通ネットワーク(陸・海・空路) (2) 国・都府県の情報の共有化(情報ネットワークの整備) (3) 各県の相互連携による効果的な物資の備蓄(例: 水・食料、毛布、生活必需品) (4) 各県の災害拠点病院相互の機能連携などがある。	1 広域的な防災計画策定の必要性、有効性の有無 広域的な大規模災害時において、行政的な区域を越えた広域的な連携や調整等を円滑に実施するためには、予め災害応急対策に当たった連携・調整の基本的な方針、具体的な運用方法等の計画等を定めておくという、広域的な防災計画策定の意義は認める。 しかしながら、 (1) 広域的な防災計画としては、既存の「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」のほか、今後「東海地震に係る地震防災対策に関する大綱」や「中部圏における地震対策大綱」等の基本方針が、国において策定されることになっており、これらに加えて、都府県相互の連携を念頭におく広域的な防災計画(例えば、災害対策基本法第43条の都道府県相互間地域防災計画)を策定することは、計画に何を盛り込むかにもよるが、その必要性に乏しいと思う。 (2) 国の大綱や基本方針を補完するための都府県間の連絡調整、情報交換は、計画策定の手法によらなくても、他の方法によって可能であると考えられる。 (3) 仮に広域的な防災計画を策定するとしても、その内容は、網羅的ではなく、必要最小限のものに限定する必要があると考える。 2 計画策定事項 前述した「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会」による「都道府県相互間地域防災計画の必要性、あり方」に関する研究成果を踏まえ、 (1) 広域応援プランに基づく広域応援受援体制の整備 (2) 国・被災県等による現地合同災害対策本部体制の整備 (3) 国・被災県等における災害関連情報の収集・伝達体制(情報共有ネットワーク)の整備 などがある。

資料 15 広域防災活動支援のための近畿圏広域防災拠点の連携と課題

◆ 圏域内での広域防災拠点にかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
福井県	市町村もしくは都道府県の圏域を越える大規模災害時には、それぞれの市町村または都道府県における災害対策本部体制を有機的に連携させ、国との調整機能を併せて確保することが必要となる。 今回の消防組織法改正により、緊急消防援助隊の出動等が法的に位置付けられることになるが、多数の部隊が出動する緊急消防援助隊（特に指揮支援部隊）のベースキャンプ機能として活用する場合において、災害の種別、規模等に応じた部隊編成のあり方や指揮体制の検証、各部隊活動の調整機能確保が広域災害拠点において確保される必要があると考える。	広域防災拠点を、都道府県等における災害対策本部との連携、自衛隊等他機関との連携、調整確保の場として活用すること。 緊急消防援助隊出動計画、受援計画の実効性を確保すること。
三重県	（１）現在、各県で作成中の受援計画と整合性を取る必要がある。 （２）通信装置等、資機材の標準化は有用であるが、調整主体、費用負担が問題になる。 （３）消防庁長官の「出動等の指示」については、長官が何をどこまで具体的にを行うかにより、体制の構築内容が異なる。 （４）訓練については、例えば、自衛隊、警察等、多機関による図上訓練、バーチャルリアリティ技術を活用した高度のシミュレーション訓練等、県消防学校では実施していないような訓練が有用と考える。	国による費用負担及び財政支援が非常に重要と考える。
滋賀県	広域的な防災計画策定のなかで、位置付けを明確にしていくことが必要と考える。	広域的な防災計画の策定とそれに基づく体系だった技術、能力の向上等のための体制づくり
京都府	京都府における広域防災活動については、近畿２府７県等から陸路又は空路により搬送される応援物資の集積機能及び荷さばき機能や、緊急消防援助隊・自衛隊等応援部隊の集結場所について検討を進めている。 このため、備えるべき施設としては、物資集積及び荷さばき、集結等にかかる屋外及び屋内スペース、ヘリポートスペース、備蓄倉庫、通信設備等を中心に検討している。 今後、これらの機能を備えた施設の整備や災害時における備蓄体制、他府県から集積地・集結地への輸送体制及び集積地・集結地から被災市町村等への輸送体制の確立が課題である。	住民と最も関わりの深い地方公共団体である市町村が防災対策の最前線にあたるべきであり、都道府県は広域的な観点から市町村の防災対策を支援する役割を担うべきである。さらに一つの都道府県だけでは対応しきれない災害に対しては、他の都道府県や国の支援の必要性が生じると考える。 具体的には、都府県は、市町村で対応しきれない緊急物資の確保や警察、消防、自衛隊等救出救助部隊の調整を実施すべきであると考ええる。 広域防災拠点の施設整備の費用負担については、原則として各設置主体が負担すべきであると考えながら、防災対策は国、都府県、市町村それぞれが責務を担っていることから、自治体が施設を整備する際における補助制度の創設を要望する。 緊急消防援助隊が国の指示の下で活動する組織として位置付けられるならば、装備等も国が負担すべきであり、当該設備及び備蓄倉庫は国の責任で整備されるべきであると考ええる。 また、その他の食糧品、生活必需品等緊急物資にかかる備蓄倉庫の整備についても、費用負担が課題となっており、国有施設の無償使用を要望する。

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
大阪府	(1) 広域防災拠点が果たすべき全ての機能を1ヶ所で実施することは、大都市部ではそのスペースの確保の問題もあり、困難である。 したがって、広域防災拠点と公園等のオープンスペースを有機的に連携させた活用方策の検討が必要である。 (2) 近畿内の府県が同時に被害を受けた場合、広域的な物資の配分や搬送のコーディネート機能のあり方についての検討が必要である。	国は、年次的に消防用ホース「結合金具」及び「スピンドルドライバー」、発電機用燃料の混合比等の規格を統一し、標準化することが必要である。
兵庫県	各府県の防災拠点整備に格差があり、圏域全体として体制が整っていないこと	国において整備される基幹的広域防災拠点、府県において整備する防災拠点、その他の防災拠点の役割分担を明確にした防災拠点のネットワーク作り
奈良県	1 本県の課題 4箇所の中核的広域防災活動拠点は、防災専用施設ではないため災害時の活用に限界がある 財政的に、また、維持管理上からも防災専用施設の新設は困難である。 2 圏域の課題 圏域全体の広域防災拠点の配置バランス、運用方法のあるべき姿の議論（中・長期的課題）と平行して、具体化のための合意形成が必要である。	1 府県が行うべき取り組み 短期的には、既存施設の利活用 ※ 来年度、他府県との連携方策等について広域防災拠点基本構想を策定予定 2 国が行うべき取り組み 他目的の国庫補助事業により取得・建設した施設を防災拠点として活用する場合に、適法上の目的外使用を弾力化に運用
和歌山県	(1) 取り扱う防災情報の共有化 (2) 平常時の活用方法	(1) 防災情報共有化のためのシステム構築（GIS等も活用） (2) 広域防災拠点の整備にかかるフィジビリティ調査への国の積極的関与
徳島県	緊急消防援助隊の活動にあたっては、ライフライン事業者との情報交換・連携が特に重要と考えられるため、初動時における共同運用等が必要である。	緊急消防援助隊の法定化を契機として、国の積極的な関与（国の責務として）が必要である。 また、標準化された資機材の国による配備等が必要である。
京都市	1 ソフト面の課題 (1) 広域支援システムあるいはオペレーションの整備 発災直後から復興段階まで時系列で想定される被災現場の状況に対応した近畿圏域内の広域支援のシステム構築あるいはオペレーションの整理が必要。当面、災害現場でとりわけ厳しい時間勝負での対応を迫られる発災後3日以内の状況を想定し、府県、国による支援活動のあるべきシステムあるいはオペレーションについて整理されたい。 その際、消防・救助、救急・医療、生活支援等の各課題についての検討が必要である。 3日以内については、受援市の立場からは、時間効率の良いシンプルかつ災害状況に応じて柔軟に修正可能で、支援要請に対しワンストップかつリダンダンシーを有するシステムが期待される。復旧、復興段階では、被災現場の意向が十分反映されるシステムを期待する。 (2) 緊急消防援助隊に対する「指示」の仕組み 消防組織法の改正により緊急消防援助隊が消防庁長官の指示により出動等を行う場合、緊急消防援助隊が被災地における活動を開始する前段階において指揮支援隊からの情報や消防庁からの指示事項等が部隊に伝達され、これらを踏まえた応援部隊の作戦を行うことが必要となるが、消防庁長官からの指示を機能的に実施するために、指示権限に基づく出動を想定した図上（シミュレーション）訓練や都道府県内における協議等を更に充実し、応援（受援）計画及び指揮命令体制等の見直し等を図る必要がある。 2 ハード面の課題 (1) 配置及び基本的機能 府県広域防災拠点は、地域性、交通ネットワーク及びリダンダンシーを考慮した配置を希望する。機能的には、消防資機材・非常食料・飲料水・生活支援物資・医療資機材・薬品等の備蓄機能、輸送車両・緊急用ヘリポート等輸送機能、通信機能等を有し、場合によっては府県現地対策本部の設置も可能なものとされたい。	1 広域防災拠点の設置及び国有地等の無償使用 近畿圏域における基幹的広域防災拠点については国が、府県単位の広域防災拠点については府県が設置する。費用負担は、それぞれ設置主体で行うが、府県広域防災拠点及び市町村防災拠点で広域的機能も有するものについては、国の財政支援をお願いする。 また、国の設備、施設及び国有地の府県広域防災拠点及び市町村防災拠点としての使用については、平常時も含め無償を原則とし、必要な関係法令の整備をお願いする。 2 災害専門職による国、府県の災害時体制の強化 特に発災から3日以内の状況を想定すると、現地事情に精通する市町村職員の災害活動能力の強化が必要なことは当然であるが、市町村を広域的にバックアップする府県、国の応急活動を担う体制は、国の組織横断的な権限を付与された災害専門職員（災害プロ職員）により構成される指揮体制で、効率的かつ適切、柔軟に遂行される体制が期待される。 3 広域システムの構築 広域支援システムあるいはオペレーションについては、①の1に記載している。関連して、近畿圏域内での市町村、府県、国の公的備蓄のネットワーク体制の構築のための備蓄基準の策定の取組、帰宅困難者の広域的支援体制の構築など、備え段階での広域連携を強化する必要がある。 また、淀川流域の浸水想定等により大規模な人命被害が想定されることとなったことから、水災害を想定した広域支援システムの検討も今後必要となる。 4 施設整備等に当たっての防災視点の導入及び財政支援 国、府県等の開発計画あるいは施設整備に当たっては、防災の視点を導入して災害時活用空地の確保や施設への飲料水槽、井戸の設置、非常電源、被災住民受け入れ機能、災害時資機材備蓄機能、情報通信機能等の設備の付与を図られたい。震災対策はもとより、洪水、土砂災害対策も含め、防災体制の強化を進めるためには、法令等による義務付けや国による財政支援が不可欠である。

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点にかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
京都市 （続き）	（２）臨時的拠点 また、災害の状況に応じて臨時的な広域支援活動の拠点あるいは受援の拠点を設置する必要があると想定され、そのためには活用可能な国、府県の施設及びオープンスペースを予めリストアップし、必要な法令整備を図っておきたい。 （３）情報通信ネットワーク 国、府県、市町村関係機関・施設、自衛隊、警察、消防、インフラ関係機関、医療施設等、災害応急活動関係機関・施設との災害時の情報通信ネットワークが必要である。	
	１ 緊急消防援助隊の活動に使用する資機材（通信装置等含む）の標準化について あらゆる資機材の標準化が望ましいが、それまでの間については、放水活動を標準化するための媒介金具のように、消防活動資機材を標準化するための媒介用具で対応していく必要がある。 なお、広域的な応援態勢では被災状況等を把握することが、緊急消防援助隊に対する国の指示を補完するうえでも不可欠と考えられる。現在は一部の都市に限られている上空からの情報を画像電送するシステムを、例えば緊急消防援助隊等の応援ヘリからの情報を地元の自治体で受信でき、これを広域防災拠点へ送信できるようにしておくと、短時間に広域に亘る被災情報等を把握できるので、そうしたシステムの整備を検討する必要がある。 ２ 緊急消防援助隊の資機材の備蓄施設の規模及びリダンダンシー 緊急消防援助隊の活動に係る資機材備蓄について、直接的な活動資機材はそれぞれの応援部隊が持参するが、活動に要する消耗材や仮設材等については現地で確保しなければならないので、これらについて、備蓄と併せた補給体制の確保が必要である。 また、緊急消防援助隊を支援する資機材の備蓄としては、応援部隊の活動において費消する消耗材（救急器材、毛布、ホース等）及び側面的支援資機材（テント、照明機材等）を中心に検討すべきものとする。	
大阪市	全国から集合してきた緊急消防援助隊が、被災地において効果的に活動するためには、消火栓スピンドルドライバーやホースなど都道府県で規格のちがうため使用できないということを避ける必要がある。必要資機材は各応援隊ごとに持参するのが基本であるが、広域防災拠点で備蓄しておきたいものは前述のスピンドルドライバーやホース以外に救急セット、保存食料等の消耗品やジャッキ、パールのような救助資機材が必要と考える。 したがって、これらの物を置くことができる備蓄施設の規模が必要と考える。	広域防災拠点は、被災地に派遣する応援隊の参集地であるとともに、応援隊のベースキャンプとなる可能性がある。よって、被災地の被害状況を府の災害対策本部や代表消防本部等とデータ交換できるような仕組みが望まれる。
神戸市	（１）本市の防災拠点が広域防災拠点と位置付けられた場合の施設整備の費用負担 （２）従来の平常時の利用と広域防災拠点としての平常時の利用の整合性 広域防災拠点の整備には、総務省消防庁以外にも内閣府や国土交通省、厚生労働省が同様の命題に対する検討を行っているが、これらにおける定義は同一なのか、広域防災拠点に対する認識を統一する必要があるのではないかと考える。 広域防災拠点は、災害対応の拠点であり、応援の集結拠点であり、備蓄の拠点でありと、あらゆる機能を集約しているが、その拠点を運用するのは誰なのか、機能によっては集約することに問題が生じるものもある。 ○緊急消防援助隊の集結スペースの場合、災害の発生地域と拠点との距離が離れすぎると、往復に時間を要し、実際の活動が短縮されることとなる。 ○緊急消防援助隊は、実際の活動内容により消火、救助、救急と分けられるが、通信手段については、デジタル化等の課題を抱えており、情報の共有化に課題がある。 （緊急消防援助隊は、３日間程度の自己完結を前提としているが、活動内容は、短期集中型で、駐屯することによる戦力ダウンが考えられ、野営によるメリットとデメリットを再検討する必要がある、広域防災拠点における駐屯についても方針変更を余儀なくされる場合もある。	（１）国及び都道府県を主体とした広域防災拠点の施設整備 （２）通信網の整備（情報の集約手段の確保が必要） （３）広域防災拠点を運営する要員の確保 （消防職員は、災害対応に専念するため、要員とはならない。この場合に消防活動を熟知している者がいない状況となる。）

◆ 広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
福井県	地域ボランティアセンターにおける柔軟な運営を妨げないような柔らかな枠組みと現地の活動が物資、情報の両資源の不足により停滞しないようなきっちとしたシステム作りに向けた取り組みが必要だと考える。	全国のボランティアコーディネーター、災害支援のNPO及び行政を含めたネットワークの日常レベルからの情報共有に関する仕組み作りが必要であると考ええる。
三重県	広域災害の発生時には、災害の程度や交通手段の確保の状況等により、被災地に集まるボランティアの人数に差が生じることが予想される。このため、広域的なボランティア情報を管理・調整するボランティア支援センターは必要であると考ええる。 広域防災拠点におけるボランティア支援センターの運営にあたっては、圏域のボランティア団体のネットワークによる自主運営体制を整備することとし、防災拠点を研修・訓練に活用することにより、ボランティア間の顔の見える関係が構築され、情報の共有化・ネットワーク化が促進される。 災害時におけるボランティアの活動は、行政の災害対策業務を一部肩代わりするものであり、運営資金は行政が負担する必要がある。	災害発生時には、多数の災害救援ボランティアが現地ボランティアセンターに集まり混乱が生じる恐れがあるため、被災地のニーズとボランティアの調整に当たるボランティアコーディネーターの養成が必要となり、現在各都道府県でその養成に取り組んでおり、都道府県・現地ボランティアセンターレベルでの活動を想定して養成されているものの、養成の方法も統一されておらず、ボランティアコーディネーターのスキルにもばらつきがある。 このため、圏域で活動するボランティアコーディネーターは、高いスキルを求められ、国又は圏域レベルでのボランティアコーディネーターの養成が必要となる。 養成に当たっては、市民（NPO）と行政の協働による運営が今後のネットワーク化にも重要となる。
滋賀県	（１）全般的な課題として、効果的な運営のためのルール、ツールの共有化・標準化、そのうえでのリーダー養成等が必要である。 （２）本県では県災害ボランティアセンターを県本部と社協等ボランティア関係団体と共同して運営にあたるとしている。情報の共有化ということをも十分に考えた運営を検討することが大切と考える。	ルール、ツールの共有化・標準化やリーダー育成のための支援が必要である。
京都府	ボランティアセンターの運営主体は、ボランティア団体であるべきであり、その課題は、ボランティア活動希望者の受付・登録、避難所等ボランティアが必要とされる地域への派遣調整方策やボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、各ボランティアへの情報提供方策、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携方策、活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供方策等が考えられる。	ボランティアとは、自己完結するものであることから、ボランティアが十分な活動を行えるよう、十分な情報提供を円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。
大阪府	（１）ボランティア支援センターが広域防災拠点に設置されるのが必ずしも望ましいとはいえない。その連絡調整機能を考えると、広域防災拠点に置くよりも、むしろ自治体の災害対策本部の近傍に設置されるのが望ましいのではないかと。 （２）ボランティア支援センター整備にあたっては以下のような課題を検討・整理する必要があると思われる。 ○支援センター整備にあたっての枠組み整理（市町村、府県、国等の負担割合等）。整備・運営資金の調達。 ○支援センターが独立して情報の収集・発信ができるようなハード面での整備（パソコン関連機器、宿泊機能等の整備） ○近隣府県、府内市町村等、行政のネットワーク作り、災害ボランティア団体相互のネットワーク化等。 核となる職員の育成・配置、ボランティアコーディネーターの育成と連携	（１）府：災害ボランティアの情報交換の場の提供 （２）国：ネットワーク化を図るための補助金等助成

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
兵庫県	ボランティア支援センターの運営に行政がどこまで協力するか、またボランティアの能力を十分に発揮してもらうためのガイドラインを示す必要があり、兵庫県では13年度に市町向けの「災害ボランティア活動支援指針」を作成したが、その後に市町においてマニュアル等を作成又は見直したという事例がなく、市町によってはボランティアとの各種調整が十分機能しないおそれがある。	兵庫県では、登録制の災害救援専門ボランティアを対象にした研修会の開催や各種シンポジウムの案内など、研修を行っており、今後も継続していく。 国、府県、市町などは、災害時にボランティア活動を行う組織と平時から連携を取る必要があり、意見交換の場を設けたり、共同で研修を行うなどの取り組みが必要ではないかと考える。
奈良県	災害時にボランティアの需要と供給をマッチングさせるシステムの整備が必要である。	ボランティアコーディネーターの養成、組織化が必要である。 ※H15～ ボランティアコーディネーターの養成事業を実施
和歌山県	(1) 支援センター設置は望ましいと考える。 (2) 支援センターに係る具体的な運用マニュアル（ガイドライン）が必要。それがまとまれば、大部分をボランティア団体に任せられるのではないかと。	(1) 上記運用マニュアル（ガイドライン）の作成 (2) ボランティア及びボランティア団体間のネットワークづくりへの支援
徳島県	センターにおけるボランティアの運営については、行政の業務を単に委譲したり、ボランティアを指揮下に置くような体制になることなく、双方の特性を生かして、十分な情報交換をすることにより、協働して活動できる体制とする。	(1) ボランティアコーディネーター育成のための各種講習会の実施 (2) 他府県の人、地理、状況を承知しておくための、コーディネーター相互の交流 (3) 災害時の行動指針を示すための活動環境整備マニュアルの作成
京都市	現地ボランティアセンターの活動を補完あるいは支援する広域ボランティア支援センターのあり方については、以下の点を踏まえた検討が必要である。 1 ボランティア活動は原則として自己完結型であること ボランティア活動を支援するための対応が必要となっはかえってマイナスでしかない。そのためには、ボランティアは自力で現地に赴き、現地で、自力で自己の活動を維持し、自力で現地から撤退する、自己完結型を徹底する必要がある。ボランティアに、何らかの支援を受けられるという期待を抱かせることは、現地あるいは広域ボランティアセンターで混乱を招くだけである。 2 現地終結を原則とすること ボランティアが広域センターに一旦集結するシステムを想定することは、ボランティアを輸送するシステムを用意することが求められることとなるが、貴重な輸送力を割く余力はないと考えられ、混乱を招く事態が予測される。自己完結型での直接現地集結がより時間ロスも少なく効率的で混乱の少ないシステムと考える。 3 広域ボランティア支援センターの設置と情報センター機能 現地ボランティアセンターを支援する広域ボランティア支援センターの機能は、ボランティアの需給に関する状況、利用可能な進入ルート、集結場所等の現地情報の集約と情報提供を中心とするべきと考える。 例えば、各現地ボランティアセンターのボランティアの種類ごとの必要数と充足数を情報集約し、どの地域でボランティアが不足しているかあるいは充足しているかをマスコミ、インターネット等を通じて情報提供し、地域間ボランティア需給調整機能、マッチング機能をサポートするといった役割である。 こうした役割を前提とすれば、設置運営主体は行政で可能と考えるが、ボランティアと災害対策システム全般について専門知識を持つ職員による運営が求められる。民間でこうした能力を有するボランティア団体があれば、日常的なボランティア等研修も含め運営委託することも可能であるが、現実には困難ではないかと考える。	(1) 被災市町村は現地のボランティア関係団体の事情や災害の状況に応じたシステムで現地ボランティアセンターを設置運営する。府県、国はそれぞれのレベルでのボランティア支援の活動のシステムを明確にしておく必要がある。 (2) 現地ボランティアセンター、広域ボランティア支援センターいずれも、運営費は設置者である行政が負担する。活動費についても一定支援が必要と考えるが、そのルール化は今後の検討課題である。 (3) 市町村は災害時にボランティア活動を行う団体のネットワーク化を日常的に進め、地域実情に応じたシステムを構築するべき。上述のように府県、国の広域支援機能は情報センター機能を主とすることから、そのインフラとなる各現地ボランティアセンターと府県・国レベルの広域支援センター間の情報通信システムの構築が何よりも重要となる。報道関係との通信システム、インターネット活用のシステムも必要となる。 (4) 広域ボランティア支援センターがボランティア情報センター機能に特化することから、その設置場所については、国の場合は基幹的広域防災拠点が原則となると思われるが、府県の場合は広域防災拠点に限定する必要はないと考えられる。

	広域防災活動の視点からの圏域内での広域防災拠点等に設置されるボランティア支援センターにかかる課題	都府県（市町村）または国が行うべき取り組みもしくは施策
大阪市	広域防災拠点は、被災地に派遣する応援隊の参集地であるとともに、応援隊のベースキャンプとなる可能性がある。よって、被災地の被害状況を府の災害対策本部や代表消防本部等とデータ交換できるような仕組みが望まれる。	—
神戸市	災害時のボランティアとは、『災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、行政や防災機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体』であると定義され、職能によって、専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。 専門職ボランティアが職能によりそれぞれの専門の窓口配置されれば、これらは直接行政の対応すべきニーズと直結する。職能による的確な配置は、受け入れ窓口の早急な立ち上げが必要であり、平常時から災害ボランティアセンターの起動システムが整っていることが必要である。 災害時に立ち上げる『災害ボランティア支援センター』としては、平常時から、ボランティア団体や個人と連携を保ち、同時に行政とも情報の共有が可能な組織・団体が必要である。 神戸市においては、これらの条件をクリアできる、『市社会福祉協議会』に設置するものとしている。 市社協を全市支援センターとして、各区の区社協を現地支援センターとし、全市エリアを総括して、かつ行政との連携を深く保ちながら、情報の相互提供や物資、人員派遣をスムーズに行う。 特に『こうべボランティア情報システム』によって市内9区社協がイントラでボランティア情報を共有しており、災害時には『災害ボランティア情報システム』として活用される。 ボランティア活動は受け入れ、活動支援などに当たっては、柔軟な対応が望まれ、ニーズへの対応のための需要調整の不備が現場の混乱を招かぬよう、コーディネーターの派遣も必要である。 また、個人ボランティアの組織化、研修なども必要である。個人ボランティアは必要に応じて組織化した上で現地支援センター等を派遣する。 なお、現地でのボランティア活動は、地元のニーズの対応する支援でなければならない、地域の自立、復興を側面支援するものでなければならない。 災害ボランティア活動支援金の調達に関しては、災害の規模・状況に応じて迅速に活動資金口座を開設し、運用する。同時に共同募金会による支援金制度への申請なども検討する。 また、行政が無期限に支援を継続することは困難であり、期間を限定せざるを得ないがその判断については、被害の復興状況や被災者の自立状況等を十分に把握しなければならない。加えてボランティアの活動を日常の福祉活動の支援に転換し、地域団体へと引継いでいくための配慮が必要であろう。	国に対しては、必要な情報の迅速で一元的な提供と、支援センターの立ち上げ及び運営を重要な救援活動のひとつとして位置付け、これに対する財源的な支援や口座開設などに当たっての法的に柔軟な取り扱いなどについて平常時からシステム化・ルール化しておくことが望まれる。

◆ 施策に関する継続的検討及び広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
福井県	複数府県にわたる災害が発生した場合、緊急消防援助隊は、広域防災拠点を中心に活動を展開することにが想定され、その指揮命令は実質的に国が行うことになると思われるが、被災府県をはじめとする各関係機関の情報をどのように集約し、災害対応に生かしていくか、その調整の場をどのように設置するかなどの具体的な役割の検討が必要と思われる。できれば、具体的な計画の策定が必要と思われる。 ボランティア支援センターに関しては、通常時からのボランティアに関する情報の集約及び育成が必要と思われる、また、その役割をどの機関がどのように行うかを検討し、具体化することが必要と考えられる。	緊急消防援助隊や広域的なボランティア支援センターの位置付けは、各都府県における地域防災計画で定めることは困難と思われるため、広域的な防災計画の策定は必要と考える。 ただし、緊急消防援助隊について消防組織法の改正を行おうとしているように広域的な災害応急活動に対しては、全国どこからでも参画し連携態勢がとれるように組織、活動手法、費用負担、資機材など全ての点について全国で標準化して整える必要がある。 こうしたことから、広域的な防災活動のための計画作りは、体制整備と平行して国主導で行うことが望ましいものと考ええる。従って、このような計画は、災害対策基本法というところの府県防災会議の協議会ではなく国が事務局を担う組織が主導的立場に立ち、都府県の意見を聞きながら策定することが妥当と考える。
三重県	広域防災拠点については、現在各都道府県単位で整備が進められつつあるが、自治体ごとでそれぞれ整備規模や有する機能等に差異がある。 また、地方自治体の拠点施設は、自治体単独で被災した場合を想定した拠点施設の配置、機能を基に整備を進めており、広域的な大規模災害を想定した場合には、行政区域を越えた災害対策活動を行うための機能が必要であると考えられる。 本調査会において、各圏域における広域防災拠点の配置、規模、機能の共通化及び国の拠点施設を核とした各拠点施設の連携等、さらには基幹拠点(首都圏・中部圏・近畿圏等)間の連携を検討していくことは有効的であると考えられる。 また、自治体及び防災関係機関において整備している備蓄品(資機材・食料等)について、情報の共有化を検討していく必要があると考える。	各都道府県は、広域災害に対応するため災害時の相互応援協定を締結し連携を図っているが、広域を前提とした防災計画については策定されていないため、広域的な防災計画を策定することは効果的であると考ええる。 しかし、統一的な防災計画による災害対応は、圏域内でも災害特性が異なることがあるため、対応が複雑となる場合が考えられる。
滋賀県	標準化、共有化という方向性をふまえ、広域的な防災計画策定のための体系的な検討体制づくりが必要と考える。	広域かつ甚大な災害により効果的に対応するためには、中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」で検討されているような被害様相、被災シナリオを作成したうえで、京都市が指摘されているように、図上での検証等を行いながら、あるべき対応を体系的に整理し、広域的な防災計画を策定する必要があると考える。 防災計画に関しては、これまでから被害想定との連動性が弱い、時間的な概念や資源制約などの考え方が十分でなく、訓練と結びついていないなど実践的ではないとの指摘があるが、広域かつ甚大な被害への対応のためには、こうした指摘を十分ふまえたものにする必要がある。
京都府	一つの都道府県だけでは対応しきれない災害に対しては、他の都道府県や国の支援の必要性が生じことから、緊急物資の確保や警察、消防、自衛隊等救出救助部隊の調整等について、今後とも検討することは有効であると考ええる。	広域的な防災計画の策定については、国の防災基本計画や大綱、都道府県防災計画及び市町村防災計画の役割分担の検討を行う中で、その必要性について議論を行う必要があると考える。
大阪府	ヘリコプター集結地における、各機関所有ヘリの統制をどのように行うのか、その仕組みが必要である。	今後想定される東南海・南海地震のような広域的な災害に対応するには、府県域や圏域を超えた広域的な災害救援活動が不可欠である。 そのためにも広域的な連携、相互応援等、広域的なオペレーションに関する計画が必要であると思われるが、その検討、策定にあたっては、国のリーダーシップの発揮と支援が望まれる。

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
兵庫県	定期的な意見交換会は、国、都道府県、市町村、消防本部にとって有益であると考えられ、本調査検討会のように特定のテーマを絞った研究会のほかに、定期的に意見交換をする場を設け、その議論により必要に応じて別途テーマ毎の研究会を立ち上げていくのも一つの方法であると考ええる。	被害想定の一貫性や、広域連携のシミュレーション、実戦的な広域災害対応訓練の実施などにより、広域防災体制を充実することが必要であると考えられるが、現在のように都道府県毎に作成している地域防災計画であってもその調整は可能であると考ええる。
奈良県	近畿圏全体の防災力向上のためには、国（消防庁）、府県市、学識経験者等をメンバーとする継続的な検討会は非常に有効であると考ええる。 検討事項は、近畿府県災害対策協議会、関西広域連携協議会等と連携・情報の共有化を図りながら設定する必要がある ※ 会議の開催について、上記協議会と同日開催あるいは合同開催とする等の工夫も必要である。	府県間連携のための広域的な防災計画（マニュアル）は必要であると考ええる。 但し、実現可能性を考慮すると、災害対策基本法第43条に基づく都道府県相互間地域防災計画とするより、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」の具体化、マニュアル化がベターである。 具体的には、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の被害想定をもとに、各府県が共通シナリオを共有し、項目毎（救出救助、医療支援 等）にアクションプランを作成する。
和歌山県	本調査検討会を母体とする組織等で継続的に検討することは、有効であると考ええる。 また、拠点の整備、運営等に関して予算を伴うものについては、上記の組織で、具体的にシミュレーションを行い、関係団体間の速やかな合意形成に寄与すべきである。	有効性はあると考ええる。 特に、防災情報の共有化、一元化に関すること、域内外への応援要請方法等について整理が必要で、帰宅困難者への対応についても、明確にする必要がある。
徳島県	広域防災拠点については、今後も引き続き、平常時及び災害発生時の運用に関して検討を行う必要があると考ええる。 また、広域防災拠点の平常時の訓練計画については災害発生時の応援部隊の移動経路、手段の検討が必要であると考ええる。	現在の各府県の地域防災計画は、その地域内の防災対策にとどまっており、それぞれを結び計画を策定する必要がある。
京都市	実際の広域支援のシステムあるいはオペレーションのあるべき姿の検討が不可欠であり、共同で検討をする場の継続が必要と考える。その際、実務レベルの具体的な検討が可能なワーキング体制をとること、システムを、活動シミュレーションで検証、フィードバックさせつつ練り上げていくことに留意されたい。	東南海・南海地震によるスーパー広域災害や阪神・淡路大震災級の都市直下地震の発生を想定した場合、市町村相互間の連携あるいは都道府県相互間の連携が必要であり、さらに国の支援が必要となることから、国の支援体制を含めた広域支援システム構築の必要性和有効性は認識している。 しかし、災害対策基本法第43条及び第44条には都道府県相互間地域防災計画、市町村相互間地域防災計画の作成に關した規定があり、そこでは一定の広域連携に必要な計画の整備を行うことが可能性としてはあるが、それぞれに対応するような協議会組織がなく、そうした動きも出ていないのが実際のところである。 その理由として、大規模災害時の応急対策では、既存の組織体である市町村、府県又は国のオペレーションそれぞれの階層的な役割があり、対策の第1次的な実施責任は市町村、広域にわたり総合的な処理を必要とするものは府県、更に府県で対応できないような大規模災害の場合に国が支援することを基本とするべきであり、広域防災拠点を活用した相互連携にあたっても、応援と受援の中で相互連携や支援体制を整理した方がオペレーションのシステム全体にあるべき姿を明確にできると考えられる。 そのうえで、内陸活断層の地震の場合、海洋型地震による超高域災害の場合、少なくとも2ケースを分け、消防・救助、医療、避難、生活支援等の課題を明確にして、図上の検証を行いつつ、近畿圏における実地的なあるべき広域支援システムの基本についての共通認識を持つことから進めるべきと考える。 さらに確立された広域支援システムについては、国の活動については国の近畿圏域防災計画として纏められるとともに、府県、市町村は広域支援システムと整合をとって、それぞれの地域防災計画の中に受援、応援等の内容を盛り込むこととすべきと考える。

	施策に関する継続的な検討の必要性	広域防災拠点の活用を前提とした広域的な防災計画策定の必要性に関して
大阪市	緊急消防援助隊受け入れ時の体制について検討が必要である。	受援が必要な広域かつ甚大な被害が発生した際の応援隊の連携は、各都府県で作成している受援計画に基づいて行われる。したがって、各府県の受援計画における広域防災拠点の位置付けを確認し、広域的な計画の必要性について検討すべきであるとする。
神戸市	広域的な大規模災害が発生した場合、国、都府県、市区町村、消防本部は、それぞれの役割分担がある。 現状の組織間の連携は、同じ情報を収集することと考えている向きもあり、個々の組織における災害対応時の体制を検討すべきである。 (例：インシデント・コマンド・システム)	隣接地方公共団体間の応援協定では広域災害に対応できないことも想定されるため圏域防災計画は有効であるとする。 策定にあたり、被害想定を詳細に行い、被災程度に応じた地方公共団体別の対応を定めることが重要であるとする。 また、緊急消防援助隊の受援計画に見られるように、各都道府県ごとに策定しても、実際に応援に向かう援助隊は、その内容を知らず、当然問題が生じるものと考えられる。同じレベルでの受援計画ならびに応援計画が必要であると考えられる。